史跡伯耆国府跡

法華寺畑遺跡環境整備事業報告書

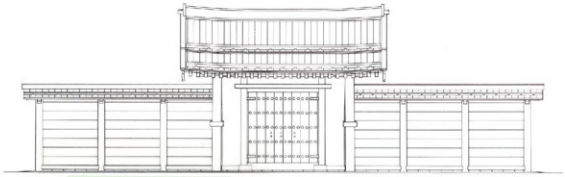

鳥取大学附属図書館
0050294578

平成12年度

倉吉市教育委員会

史跡伯耆国府跡

法華寺畑遺跡環境整備事業報告書

遺跡略号　6HHL

平成12年度

倉吉市教育委員会

倉吉市教育委員会寄贈

法華寺畑遺跡全景（北から）

四脚門正面（西から）

中心建物から西門を臨む（東から）

四脚門正面（西から）

序

倉吉市は、鳥取県の中程に位置する人口５万人余りの地方都市です。豊かな自然に恵まれ、農業が重要な産業の一つとなっておりますが、市民が倉吉に住んでよかった、他の地域の人々が行ってみたい、住んでみたいと思えるような魅力あるまちづくりを推進しております。

本市は、古代には伯耆国府が置かれ、政治・経済・文化の中心として推移し、近世には稲掛千歯の生産や木綿の販売などが活発におこなわれていました。このため多くの史跡をはじめとする歴史的遺産が伝えられています。これらの歴史的遺産を後世に継承するとともに、地域の活性化の核と位置付け、文化財保護行政を進めているところでございます。

本市には、６件８遺跡の国史跡が所在しますが、代表的な史跡は伯耆国府跡（国庁跡　法華寺畑遺跡　不入岡遺跡）の１件３遺跡です。法華寺畑遺跡は昭和46年度、国庁跡は同48年度、不入岡遺跡は平成５年度にそれぞれ発掘調査が開始され、いずれも古代の地方官衙を知る上で貴重な遺跡として注目されています。

このたび、国の補助事業「ふるさと歴史の広場」を受けて、法華寺畑遺跡を環境整備いたしました。整備事業では、四脚門の西門と板塀の一部を実物大復元するとともに遺構模型を設置し、訪れる人が古代の遺跡を体感できるようにいたしました。今後、多くの人々の歴史学習の場として、また、憩いの場として広く活用されることが期待されます。

おわりになりましたが、本環境整備事業の推進にあたりご指導を賜りました文化庁をはじめ奈良国立文化財研究所、鳥取県教育委員会、環境整備委員会、及び土地をご提供いただきました地権者の方々、ならびに関係諸機関各位に心から厚くお礼申し上げます。

平成13年３月

倉吉市教育委員会

教育長　足　羽　一　昭

例　　言

1　本書は、史跡伯耆国府跡　国庁跡　法華寺畑遺跡　不入岡遺跡のうち、法華寺畑遺跡で実施した環境整備事業の報告書である。なお、事業着手時の史跡名称は、伯耆国庁跡附法華寺畑遺跡であった。

2　法華寺畑遺跡は、鳥取県倉吉市国府字春日、字岩屋、字塔堂寺に所在する。

3　本環境整備事業は、史跡等活用特別事業（ふるさと歴史の広場）費国庫補助金、史跡等保存整備費（一般）国庫補助金、鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金を受けて、倉吉市が実施した。なお、事務は倉吉市教育委員会事務局文化課が担当し、倉吉市建設部等関係諸機関の協力を得た。

4　事業は平成７年度に着手し、平成８年度から平成11年度の間を「史跡等活用特別事業（ふるさと歴史の広場）」でおこない、平成13年度に完了する予定である。

5　法華寺畑遺跡環境整備事業は、文化庁文化財保護部記念物課（現文化財部記念物課）、奈良国立文化財研究所、および鳥取県教育委員会事務局文化課の指導助言を受けながら、史跡伯耆国庁跡附法華寺畑遺跡環境整備委員会において整備方法などの検討がなされ、それに基づき倉吉市教育委員会が実施した。

6　環境整備事業にともない、平成８・９年度に西門跡等の確認調査を倉吉市教育委員会が実施した。調査の経費は、環境整備事業費に含まれ、その成果は第Ⅱ章にまとめた。

7　本書掲載の第１図（地形図）は、建設省（現国土交通省）国土地理院発行の１：50,000地形図「倉吉」の一部を複製・加筆したものである。また、第２図（地形図）は、平成11年度修正測量の１：2,500国土基本図倉吉市平面図を使用した。

8　本書の執筆は、第Ⅰ章から第Ⅴ章までを倉吉市教育委員会事務局文化課の眞田廣幸が、第Ⅵ章は調査を担当した文化課の加藤誠司が平成８年度調査、岡平拓也が平成９年度調査、森下哲哉が出土遺物を分担しておこなった。

なお、掲載した図面は各実施設計書、および、(株)景観設計研究所、(財)文化財建造物保存技術協会から結められた図面を浄書したものである。図面の浄書及び資料整理は、山根雅美・松田恵子・金田明子・泉美智子・世波由美子・松島あつ子・竹歳暁子・山本　錦がおこなった。

9　掲載した写真のうち工事写真は、施工業者が撮影したものを多く使用した。

10　平成７年度からの事務局組織は次のとおり。

教　育　長　小川幸人（平成７年９月まで）・足羽一昭（平成７年10月から）

教育次長　福井輝夫（平成７年度）・石田佐喜子（平成９年９月まで）・新田征男（平成10年６月まで）
　　波田野頌二郎（平成12年９月まで）・景山　敏（平成12年10年から）

文化課長　生田淳美（平成９年度まで）・山脇将暉（平成10年度）・眞田廣幸（平成11年度から）

課長補佐兼文化財係長　眞田廣幸（平成10年度まで）

文化財係長　藤井　晃（平成11年度から）

主　　任　明里英和（平成７年度）・藤井敬子（平成10年７月から）・森下哲哉・根鈴智津子（平成12年度から）

主　　事　根鈴智津子（平成11年度まで）・竹宮亜也子（平成７年度）・高山りさ（平成７年度）・加藤誠司・岡本智則
　　山崎（福澤）昌子・山崎慎之介（平成10年６月まで）・岡平拓也（平成８年度から）

平成７年度以前の史跡指定申請、公有化事業、基本計画策定等に関係した職員は次のとおり。なお、文化課が設立されたのは平成３年度。それまでは社会教育課が担当していた。（役職は当時）

（教育長）丸井靖美・福井　寛、（教育次長）田民義明・竺原太幸・太田雄之助・徳安博之・油本　了・池田寿雄・西本　俊・藤井規昭、（社会教育課長）太田雄之助・名越正治・柴田一彦・西本　俊、（文化課課長）由井洋之助、（社会教育課課長補佐）牧田英明・三好隆春・柴田一彦・平木凱人・新田征男、（社会教育課主幹）杉谷省吾、（主事）杉谷省吾・光川博満・橋本徳壽・徳丸宏則・猪口洋志

11　本環境整備事業にかかる設計図書、及び資料等は倉吉市教育委員会が保管している。

12　本事業及び本書の編集にあたっては、次の方々・機関から多大なご指導・ご援助を得た。記して謝意を表します。（敬称略・順不同）

環境整備委員会関係　（故）伊佐田甚蔵・名越　勉・朝倉秋富・手嶋義之・狩野　久・佐藤興治・小野健吉・伊佐田靖之・岩井　清
　　岡本武則

文化庁関係　田中哲雄・柳雄太郎・本中　真・坂井秀弥・岸本直文・伊藤正義・小池伸彦
奈良国立文化財研究所関係　村田健一
鳥取県教育委員会関係　（故）亀井照人・田中弘道・田中精夫・久保穣二朗・小椋博幸・池原和彦・松田　潔・中原　斉・高田健一
地権者史跡委員関係　小谷通能・（故）田中幸男・（故）福井　勲・田中豊明・（故）伊藤統朗・（故）岡本重利・（故）伊藤暢彦・小谷辰藏・小谷礼次郎・国分寺自治公民館・国府自治公民館
四脚門関係　坪井清足・近藤光雄・土肥富士雄・石毛彩子・高野　学・泉　雄二・森田喜久男・山路直充・平方幸雄

本文目次

Ⅰ　法華寺畑遺跡の概要 …… 1
1　位置と環境 …… 1
2　発掘調査から史跡指定に至るまで …… 4
3　遺跡の概要 …… 10
4　遺跡の性格について …… 16
Ⅱ　環境整備事業に至るまで …… 26
1　史跡指定から土地公有化 …… 26
2　環境整備基本計画の策定 …… 29
Ⅲ　環境整備事業の概要 …… 33
1　事業の経過 …… 33
2　整備方針 …… 36
3　造成工事と景観形成 …… 37
4　遺構表示 …… 38
5　その他の施設 …… 45
Ⅳ　歴史的建造物の復元 …… 51
1　四脚門の設計に至るまで …… 51
2　四脚門の復元設計 …… 52
3　四脚門の復元工事 …… 57
Ⅴ　今後の課題と展望 …… 59
Ⅵ　環境整備事業に伴なう発掘調査の概要 …… 70
1　調査の概要 …… 70
2　遺構の概要 …… 73
3　遺物 …… 76

挿図目次

第1図　倉吉市周辺の地形と遺跡分布図 …… 3
第2図　史跡伯耆国府跡　国庁跡　法華寺畑遺跡
不入岡遺跡等位置図 …… 5
第3図　法華寺畑遺跡発掘調査トレンチ配置図 …… 7
第4図　法華寺畑遺跡遺構全体図 …… 9
第5図　法華寺畑遺跡　遺構変遷図 …… 11
第6図　法華寺畑遺跡門跡平面図 …… 12
第7図　ＳＢ05～08平面図 …… 13
第8図　ＳＢ01～04・013・014、ＳＤ02～04平面図 …… 14
第9図　ＳＢ011・012平面図 …… 15
第10図　四脚門発掘調査例1 …… 18
第11図　四脚門発掘調査例2 …… 19
第12図　伯耆国東伯郡社村古地図の一部 …… 21
第13図　史跡伯耆国庁跡附法華寺畑遺跡
環境整備基本計画図 …… 31
第14図　法華寺畑遺跡環境整備断面図 …… 36
第15図　中心建物（ＳＢ06・07）遺構表示設計図 …… 40
第16図　東南隅建物（ＳＢ012）遺構表示設計図 …… 41
第17図　柵列跡・溝跡遺構表示設計図 …… 42
第18図　南門遺構表示設計図 …… 43
第19図　北門遺構表示設計図 …… 44
第20図　屋外展示模型設計図 …… 45

第21図　遺跡説明サイン設計図 …… 46
第22図　遺構説明サイン設計図 …… 47
第23図　水飲み施設設計図 …… 48
第24図　車止め（固定式と可動式）設計図 …… 49
第25図　橋設計図 …… 50
第26図　鳥居形門復元計画図面 …… 52
第27図　不退寺南門平面図 …… 53
第28図　西門復元設計図・北門平面図 …… 53
第29図　四脚門正面図 …… 61
第30図　四脚門背面図 …… 62
第31図　四脚門平面図 …… 63
第32図　四脚門梁間断面図 …… 64
第33図　四脚門屋根伏図 …… 65
第34図　四脚門側立面・断面図 …… 66
第35図　四脚門短計図（梁間断面） …… 67
第36図　四脚門短計図（桁行断面） …… 68
第37図　四脚門金物詳細図 …… 69
第38図　ＳＢ09・010・016、ＳＡ03平面図 …… 71
第39図　ＳＢ015・ＳＤ01平面図 …… 73
第40図　西門遺構図 …… 74
第41図　南門及び南側平面図 …… 74
第42図　４次調査Ｔ５・６・９、５次調査Ｔ１平面図 …… 75
第43図　軒丸瓦・軒平瓦 …… 77
第44図　４次・５次調査出土遺物 …… 79
第45図　１次～３次調査出土遺物 …… 80

図版目次

巻頭図版１　法華寺畑遺跡全景　四脚門正面
巻頭図版２　中心建物から西門を臨む　四脚門正面
図版１　空中写真
図版２　法華寺畑遺跡全景　入口広場全景
図版３　入口広場と四脚門　北門跡と北側広場
図版４　南側の状況　南門跡　東門跡
図版５　法華寺畑遺跡中心部　掘立柱建物ＳＢ05　北限の棚列跡表示・掘立柱建物ＳＢ07
図版６　区画溝・棚列表示　南東隅部の掘立柱建物表示　北東隅部の整備状況　掘立柱建物ＳＢ09
図版７　掘立柱建物ＳＢ05から四脚門を臨む　四脚門の夜景
図版８　遺跡説明サインと入口広場ポール灯　遺構説明サイン　制札板　ベンチ　車止め　水飲み施設
分電盤の設置状況　イベント用コンセント盤設置状況
図版９　西門前広場の状況　屋外展示模型の設置状況　屋外展示模型　史跡伯耆国府跡案内板設置状況　史跡伯耆国府跡案内板
図版10　造成工事　植栽工事　排水工事
図版11　排水工事　史跡南東隅に設置した土留めウォール　電気設備工事　園路工事
図版12　区画溝等舗装工事状況　園路工事　棚列掘立柱基礎設置状況　棚列掘立柱加工状況
図版13　掘立柱設置状況　棚列掘立柱設置状況　入口広場洗い出しブロック舗装状況
図版14　建物表示施設工事　屋外展示模型設置台工事状況　橋の設置工事状況
図版15　四脚門復元工事
図版16　四脚門復元工事
図版17　四脚門復元工事
図版18　四脚門正面　四脚門　四脚門裏面
図版19　四脚門　四脚門夜景　四脚門控柱の加工状況　四脚門下方部分
図版20　四脚門屋根の状況　四脚門鬼板　四脚門妻組の状況　四脚門垂木の状況　四脚門棟木と船肘木等の状況
四脚門控柱上部の構造
図版21　四脚門扉の状況　四脚門上下軸摺座金金具　板塀の状況　板塀の四脚門との取り合い関係　板塀軒裏の状況
図版22　遺跡　空中写真
図版23　遺構　ＳＢ05　ＳＢ06　ＳＢ07　ＳＢ011　ＳＢ02・014　ＳＤ01・ＳＡ01
図版24　遺構　北門　南門　東門　ＳＢ09・010　ＳＢ015　西門

Ⅰ　法華寺畑遺跡の概要

1　位置と環境

倉吉市の概要　倉吉市は、東西に細長い鳥取県のほぼ中央部に位置する人口約５万人の地方都市。昭和28年(1953)、倉吉町が母体となり上井町、西郷村、上北条村、社村、高城村、北谷村、上小鴨村と灘手村の一部が合併して市制が施行され誕生した。市域は東西18㎞、南北15㎞、面積174.4㎢、県境と海域に接していないが、南には中国山地が迫り北は日本海に近い。

地形は、市域の東側に中国山地から延びた標高200～700mの山地が連なり、西側から南側には大山（標高 1,729m）が形成したゆるやかな起伏をもつ火山灰性の丘陵が広がり、北側には標高200m以下の丘陵性山地が横たわる。山地及び丘陵間には幾つかの河川が流下し、西部では国府川に、南部では小鴨川に集約され、市域東端部近くで中国山地に発し北流して日本海に注ぐ天神川と合流する。

市街地は、国府川と小鴨川、そして天神川との合流点付近の南側（旧倉吉町）と、天神川東岸（旧上井町）に形成され、主要な集落は河川流域の小平野に位置する。旧倉吉町は、室町時代から江戸時代初期にかけて守護大名山名氏などによって打吹山（標高 204m）の北麓に整備された城下町。江戸時代には鳥取藩家老荒尾氏の陣屋が置かれた宿場町へと変化するが、稲扱千歯の製造販売や木綿を取り扱う商業活動が活発におこなわれた。現在は、農業と弱電産業が基幹産業となっている。

法華寺畑遺跡の位置　法華寺畑遺跡は、倉吉市街地の西方に広がる丘陵の一角に所在する。そこは、国府川の左岸、南西から東北方向に延びる久米ヶ原と呼ばれる丘陵の末端に近く、市街地の中心部からは西方に３㎞ほど離れた場所である。遺跡は、標高約40m、水田面との比高差20mほどの丘陵尾根の平坦部いっぱいを占めている。同じ丘陵上には、竹林を隔てて伯耆国分寺跡が、南西方向に国庁跡が存在する。法華寺畑遺跡の所在地は、倉吉市国府字春日、字岩屋、字塔堂寺。国府集落は、遺跡が位置する丘陵の東側縁辺部に形成され、丘陵尾根部の平坦面は優良な畑地として活用されていた。

歴史的環境　法華寺畑遺跡の所在する久米ヶ原丘陵には、多くの遺跡が分布する。それは、おもに弥生時代後期から古墳時代にかけての集落跡。法華寺畑遺跡東側の丘陵端にもこの時期の住居跡数棟などからなる宮ノ下遺跡(14)が所在するが、代表的な遺跡としては鳥形のスタンプ文土器が出土した中峯遺跡（７）があげられる。中峯遺跡の近くには、同時期の遠藤谷峯遺跡や白市遺跡などの集落跡が近接して所在し、さらに吉備系の壺形土器が供献された大谷後口谷墳丘墓群（８）が四王寺山の支脈上に築造されるなど、弥生時代後期における一つの拠点的様相を呈する。

拠点的な様相は古墳時代に引き継がれ、法華寺畑遺跡の北東、国府川に面する微高地に全長60mほどの前方後方墳と推定される国分寺古墳(13)が築造されている。国分寺古墳は、本格的な発掘調査が実施されていないが、粘土郭の主体部から三角縁神獣鏡や鸞鳳鏡などの舶載鏡三面と多量の武器・工具・農具などの鉄製品が出土し、山陰地方で最古段階の古墳と位置づけられるもの。

国分寺古墳以降は、琴柱形石製品や鍬形石、仿製の三角縁神獣鏡などが出土した上神大将塚古墳（3）が四王寺山東麓に所在するが、その墳形は直径22mの円墳となり、際だった前方後円（方）墳は久米ヶ原丘陵付近にみられなくなる。天神川の下流域、日本海近くに位置する東郷池周辺に国分寺古墳に続く段階の大型前方後円墳が継続して築造されるのと対照的である。

奈良時代に入ると、国府川が形成した沖積平野に南面する久米ヶ原丘陵上に伯耆国分寺跡(12)が造営される。その位置は、法華寺畑遺跡の南側約50mと非常に近接している。また、国分寺跡の西方約300mには8世紀後半から10世紀代に営まれた伯耆国庁跡(10)が所在し、国庁跡と国分寺跡の間には貞観15年(873)に従五位下を授けられた国庁裏神社がある。さらに、法華寺畑遺跡の北東約1.5kmには、国庁に付属する官衙跡と考えられている不入岡遺跡(11)が位置し、北方に横たわる四王寺山（標高 171m）には貞観9年(867)、新羅海賊調伏のため伯耆国をはじめ5カ国に建立された四王寺跡（1）が所在する。このように法華寺畑遺跡の周辺には、奈良時代から平安時代にかけての伯耆国の行政・文化の中心施設が集中する。

この時期の集落は、法華寺畑遺跡周辺にも点在しており、国分寺北遺跡（6）・向野遺跡（9）・擂塚遺跡・島ノ掛遺跡(16)・矢戸遺跡(17)・平ル林遺跡(19)・西前遺跡（2）などが知られている。この中で、国分寺北遺跡は、数棟の掘立柱建物と区画溝からなるが、建物と区画溝に統一された方向性が認められることから、国庁に関連する施設の可能性が考えられる。また、国庁跡の南側に広がる沖積平野に位置する島ノ掛遺跡も規則性のある掘立柱建物と数条の溝が出土しており、同様の性格が想定される。ただし、昭和26年頃、ほ場整備の工事中に発見されたものの、発掘調査がおこなわれていないため詳細は不明である。他の集落遺跡は、丘陵上に位置し竪穴式住居と掘立柱建物から構成されるもの。7世紀後半から9世紀代にかけて営まれた遺跡が多く、竪穴式住居が9世紀代までつくられているのが特徴である。

国庁跡や国分寺跡の南側、久米ヶ原丘陵と国府川の間に形成されている沖積平野には方六町の国府域が想定されているが[註1]、あまり発掘調査が実施されていないため遺跡としては前述の島ノ掛遺跡と今倉遺跡、河原毛田遺跡(15)が知られている程度である。今倉遺跡は、国府域の南端付近と推定される字大境の近くに所在する遺跡で、8世紀後半から16世紀代の遺物が出土するも、遺構は14世紀から16世紀代の掘立柱建物が中心を占める。河原毛田遺跡からは遺物が伴っていないが、幅15mの東西方向に延びる道路状遺構が出土している。この道路状遺構を西に延長すると、国庁跡の南前面を通り久米ヶ原丘陵上に至ることから山陰道の可能性が唱えられている[註2]。

なお、室町時代の初期、伯耆守護として山名時氏が入部し、小鴨川と天神川との合流点近くの仏石山（標高58m）に田内城(24)を築き守護所を併設し、嫡男の師義が延文年中に打吹山に打吹城(25)を築き居城としたと伝える。伯耆国衙の機能は中世まで残っていたと思われるが、当地方の政治・経済・文化の中心は打吹山の北麓に形成された町並みに移り、久米ヶ原丘陵付近は農村地帯として現在に至っている。

伯耆国の概要　伯耆国は山陰道の中程に位置し、東側が因幡国、西側が出雲国、南側が美作国と備中国に接する。現在の行政区域では、鳥取県の西半、倉吉市と米子市を中心とした地域に当た

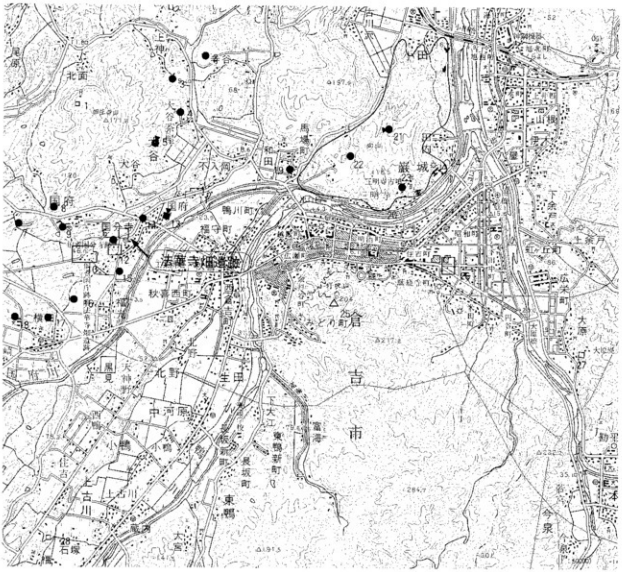

第1図　倉吉市周辺の地形と遺跡分布図

1　四王寺跡	8　大谷後口谷墳丘墓	15　河原毛田遺跡	22　長谷遺跡
2　西前遺跡	9　向野遺跡1次	16　嶋ノ掛遺跡	23　二明寺古墳
3　上神大将塚古墳	10　伯耆国府跡伯耆国庁跡	17　矢戸遺跡	24　田内城跡
4　三度舞墳丘墓	11　伯耆国府跡不入岡遺跡	18　福田寺遺跡2次	25　打吹城跡
5　大谷大将塚古墳	12　伯耆国分寺跡	19　平ル林遺跡	26　大御堂廃寺
6　国分寺北遺跡	13　国分寺古墳	20　向山古墳群	27　大原廃寺
7　中峯遺跡	14　宮ノ下遺跡	21　向山6号墳	28　石塚廃寺

る。『延喜式』によれば、六郡が属し、国の等級は上国、京との距離では中国、行程を上り13日、下り7日とする。また、『和名類従聚抄』によると、所属する郡は東より河村郡（八郷が属す）、久米郡（十郷が属す）、八橋郡（六郷が属す）、汗入郡（六郷が属す）、会見郡（十二郷が属す）、日野郡（六郷が属す）であり、本田の面積八千百六十一町六反八十八歩、本稲六十七万二千束、雑稲十七万二千束となっている。

法華寺畑遺跡は、久米郡に所在する。久米郡は、天神川の左岸、現在の行政区域では海岸部の北条町と倉吉市の大半、県境に位置する関金町がその領域。久米郡には、八代郷、楯縫郷、山守郷、大鴨郷、小鴨郷、久米郷、勝部郷、神代郷、下神郷、上神郷が属し、法華寺畑遺跡をはじめとする伯耆国府に関連する主要な遺跡は八代郷に所在する。

なお、伯耆国内には白鳳時代から奈良時代に造営された寺院跡が13箇寺分布する。日野郡を除く各郡に一箇寺ないし数箇寺が造営されているが、久米郡内には伯耆国分寺をはじめとして、大御堂廃寺(26)、石塚廃寺(28)、藤井谷廃寺が営まれている。大御堂廃寺は勝部郷、石塚廃寺は大鴨郷、藤井谷廃寺は山守郷に位置し、伯耆国府が営まれた八代郷内には地方寺院跡は確認されていない。なお、倉吉市街地の北側に横たわる向山（標高 140m）は、古墳時代を通じて約600基の古墳が築造されているが、その一角の谷奥に位置する長谷遺跡(22)から火葬墓が出土している。板状の石を方形に組んだ石槨内に２個の蔵骨器が収められていた。２個の蔵骨器は、それぞれ男女の火葬骨が収められており、時期は８世紀後半のもの。伯耆国府に近いことから律令官人との関連が想定され注目されている[3]。

2　発掘調査から史跡指定に至るまで

伯耆国分寺跡の調査　昭和44年、国府集落の背後にあたる丘陵部に県道福光・北条線（後に倉吉環状線）の工事がはじまった。道路は、伯耆国分寺跡推定地を南北に縦断する形で計画されたものだが、発掘調査を含め遺跡の保護措置は何らとられていなかった。このため、国分寺跡の破壊を危惧した倉吉郷土文化研究会の会員有志が現地踏査をおこない、工事予定地内から礎石や鬼瓦の断片をはじめとする瓦を多数発見した。この発見によって工事は一時中断され、鳥取県による緊急調査が実施され礎石の抜き取り穴や地覆石、柱穴などが確認された。その後、昭和45年１月の予備調査に続いて２月から鳥取県教育委員会による本格的な発掘調査がおこなわれ、塔跡などが明らかにされた[4]。

地元の一部には、農作業の利便性などの利害関係から遺跡保存に反対する声もあったが、関係機関で協議がおこなわれ道路の法線を変更し、国分寺跡の主要な部分を保存することになった。

これらのことを契機として、各方面から伯耆国分寺跡の全容を明らかにし、保存する要望がたかまってきた。このため、倉吉市教育委員会が主体となり、昭和45年度を初年度として北側に隣接すると思われる国分尼寺跡の解明を含めた３カ年の調査計画が立案された。調査は、国・県の補助金を受け、奈良国立文化財研究所の支援のもと、同年７月から実施された。この発掘調査がもとになり、法華寺畑遺跡・伯耆国庁跡の発掘へと発展していく。

なお、伯耆国分寺跡は、昭和49年３月12日付文部省告示第65号で国史跡に指定され、同年度から土地公有化事業に着手、同51年から環境整備事業を開始し、同55年に史跡公園が完成している。

法華寺畑遺跡の調査　伯耆国分尼寺は、『続左丞抄』[5]の天暦２年(948)の文書に国分寺の北五丈ばかりを隔てたところに位置すると記されている。また、国分寺跡の北東に隣接する谷部の畑地が字法華寺畑であることなどから、国分尼寺跡は国分寺跡の北側に続く丘陵の平坦面に所在すると

第２図　史跡伯耆国府跡　国庁跡　法華寺畑遺跡　不入岡遺跡等位置図

以前から推定されていた。そこは、緩傾斜の丘陵が広がり保育園の園舎と農作業用の屋舎があるほか畑地と林になっており、昭和40年に開始された久米ヶ原土地改良事業が施行されていたが、工事による遺跡への影響はほとんどないと判断された。

昭和46年11月に国分寺跡の調査と平行して発掘調査（第１次調査）が開始された。想定されたとおり、工事の影響はほとんどなく、掘立柱建物や溝状遺構などが出土し丘陵平坦面に遺跡が広がっていることが明らかとなった。この時、新たな問題が浮上した。それは、国分寺保存のため法線を変更した県道福光・北条線の延長がこの丘陵の東側を縦断することであった。該当地は、昭和44年の国分寺跡緊急調査の際に鳥取県により予備調査がおこなわれ遺跡が所在しないと判断された場所。急遽、道路予定地内にトレンチを設定し調査を実施したところ、掘立柱四脚門の南門と東門、区画溝などの遺構が発見された[注6]。区画溝は一辺150m(500尺)に復元され、『続左丞抄』に記された国分寺との位置関係に矛盾がないことから国分尼寺跡と考えるにいたった。このため、道路法線は大きく東側に迂回させることになった。

昭和48年10月、第１次調査で検出された南門と東門の位置などから、復元された150m四方の区画の中軸線沿いを中心とした調査（第２次調査）が実施された。その結果、南北中心線上に並ぶ３棟の中心建物を検出するとともに、これに付属する建物群・柵列などの存在を確認した。さらに、南門・東門と同形同大の北門を検出するにいたった。調査の成果は大きかったが、中心建物をはじめとする建物群が掘立柱建物からなり、礎石建物が皆無、回廊や中門が存在しない状況に調査団は困惑した。それは、従来の国分尼寺とは全く様相を異にし、当時確認されつつあった郡衙などの官衙遺跡に近似する内容であったからである[注7]。

昭和49年９月、第２次調査で確認された国分尼寺跡（法華寺畑遺跡）の建物配置が通例の寺院跡と異なっていることから、国分寺跡の真北（国分寺北地区）に接してもう一つの国分尼寺が存在するのか否かを明らかにすることと、国分尼寺跡の外周施設の確認などを目的とした調査（第３次調査）をおこなった。国分寺北地区では、掘立柱建物７棟の他、溝や道路状遺構が検出されたものの、基壇痕跡など寺院跡に結びつく手がかりは得られなかった[注8]。

なお、第３次調査以降、調査の主力は国庁推定地に移る。伯耆国庁跡は、久米ヶ原丘陵と国府川の間に形成されている沖積平野に推定されていたが、国庁裏神社の北側にある道路切通し法面に大型の柱穴が露出しているのが発見され国庁跡の存在が考えられた。このため、国分尼寺跡第２次調査と平行して、柱穴が露出している法面近くに試掘調査トレンチを設けた。その結果、礎石建物の一部などが発見され、伯耆国庁跡の可能性が濃くなった。国庁跡の調査は、国分寺跡及び尼寺跡と同様に国・県の補助金を受け、奈良国立文化財研究所の支援のもと、昭和53年度まで継続する。この国庁跡の調査では、伯耆国庁が内外区の二重の区画からなり内郭に整然と建物跡が配置される構造が明らかになるなど大きな成果を上げた。

史跡指定申請　昭和46年の第１次調査直後から、県道福光・北条線の道路法線を変更する協議が関係機関や地元住民などとおこなわれた。利便性などから早急な道路整備を望む地元住民の間から反対する声もあがったが、遺跡の重要性が理解され遺跡保存が了承された。また、道路施工者

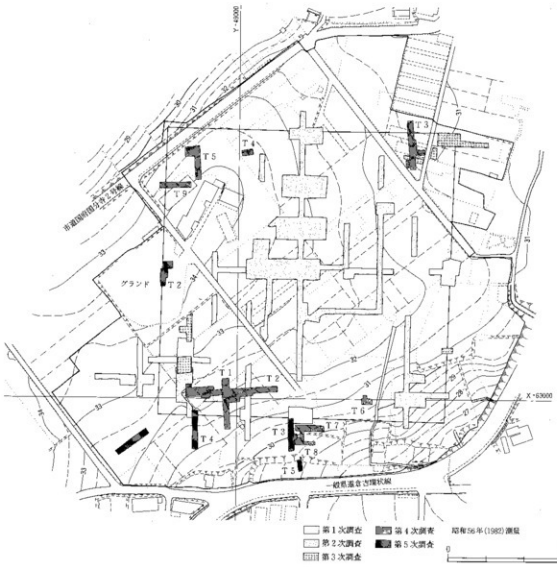

第3図　法華寺畑遺跡発掘調査トレンチ配置図

である鳥取県の了解も得られ、道路法線は大きく東へ迂回することになった。

第3次調査が終了した昭和49年12月、倉吉市教育委員会は国分尼寺跡地内の土地所有者に対して調査結果を報告するとともに、昭和51年度に史跡指定申請をおこないたい旨の協力を要請している。「いきなり指定問題をだされても困る。」が、その時の反応。迂回することになった県道の工事が着手されておらず「県道建設がまず先決」とか、集落に近い畑地であることから「農業を続けたい」などあまり協力的ではなかった。なお、この頃に遺跡の名称が「法花寺畑遺跡」となっている。これは、遺跡の内容が官衙的な性格を有するものの、記録などによると国分尼寺跡と考えられることから、文化庁や県と協議し遺跡の近くに所在する字法花寺畑から命名されたもの。後に、法花寺畑の「花」が「華」に改められる。

一方、昭和50年度から本格化していた伯耆国庁推定地の発掘調査は、内郭の全容が解明されるなどの大きな成果をあげていた。しかし、ここも遺跡の保存が問題となっていた。国庁跡が所在する久米ヶ原丘陵は、先に述べたとおり優良な農地。昭和40年以降、土地改良事業が進められ事

業の一環に潅漑排水事業が計画されていた。この計画地内には、伯耆国庁跡や法華寺畑遺跡付近も含まれており、関係者間で協議を重ねられた。法華寺畑遺跡は、県道の法線変更協議の時に地区除外とされていたが、国庁跡の地権者からは潅漑事業が実施されなかったら営農に支障をきたすとの意見がだされていた。昭和51年の11月に開催された伯耆国庁跡第４次調査の調査団会議で、「国庁跡は外郭を含めて史跡指定を目指すが、内郭は潅漑排水事業から除外し将来に土地の公有化を図る。」との方針を固められ関係機関や関係者と折衝することになった。

この前後、「伯耆風土記の丘」構想が浮上している。この構想は、昭和47年に史跡指定申請をおこなった伯耆国分寺跡を中核として、国分尼寺跡（法華寺畑遺跡）や当時発掘調査が進んでいた官衙跡（伯耆国庁跡）、実体が不明なものの弥生時代の大規模集落跡が想定された中峯遺跡などの遺跡を含む約20haをその範囲とするもの。広域的に遺跡を保存し活用しようとする運動は、当時の倉吉文化財協会会長伊佐田甚蔵（故人）らによって進められた。活動は、倉吉市・鳥取県などの行政機関への陳情活動や、パンフレットの発行など。倉吉市周辺の町村を巻き込んで活発におこなわれたが、昭和53年度に鳥取県が「鳥取県の風土と一体化した歴史的環境の広域保存地域計画[89]」を策定したことによって終焉した。この広域保存地域計画は、歴史的自然的景観を含めて史跡等から展望できる範囲を文化財保護・自然保護・都市計画・農村計画を統合した国土利用計画に基づいて保存・活用・整備する具体的内容を検討したもの。県内では、倉吉市の伯耆国府地区をはじめ７地区が選定されている。

伯耆国庁跡の第６次調査が終了した昭和53年、倉吉市教育委員会はこれまでに実施してきた関係機関及び関係者との協議によって史跡指定の了承はほぼ得られたものと判断し、伯耆国庁跡と法華寺畑遺跡の史跡指定申請書を提出することになった。申請書は、昭和54年２月１日付、同意書は倉吉市長名であった。これは、両遺跡の関係者が多いことと将来にわたり市が責任を果たす意味であったという。

昭和54年３月16日に文化財保護審議会から「伯耆国庁跡附法華寺畑遺跡」の名称で史跡指定の答申がだされた。しかし、指定告示には各地権者の同意書が必要であり、同意書取得事務が急務となった。昭和55年２月段階の同意状況は、地権者65人のうち45人、同意率69%。国庁跡が26人中16人、法華寺畑遺跡では39人中29人が同意であった。不同意の理由で最も多かったのが、生活の基盤となっている農業を継続するために指定予定地の農地が不可欠というものであった。また、これまでに同地区内でおこなわれた工業団地造成や学校建設などによる行政に対する不信感も大きかった。指定同意書取得事務は、暗礁に乗り上げたも同然となり停滞した。

指定同意書取得事務が軌道に乗り始めたのは昭和57年度のこと。文化庁・県などの指導もあり、個々の地権者と面談し問題点を洗い出し、解決策を検討するとともに粘り強い交渉がおこなわれた。昭和58年１月８日の時点で国庁跡が90%、法華寺畑遺跡が84%の同意書取得率となり、同年の７月に100%を達成することができた。そして、昭和58年８月５日付で不備であった申請書類を提出し、昭和60年５月14日付文部省告示65号で史跡指定となった。

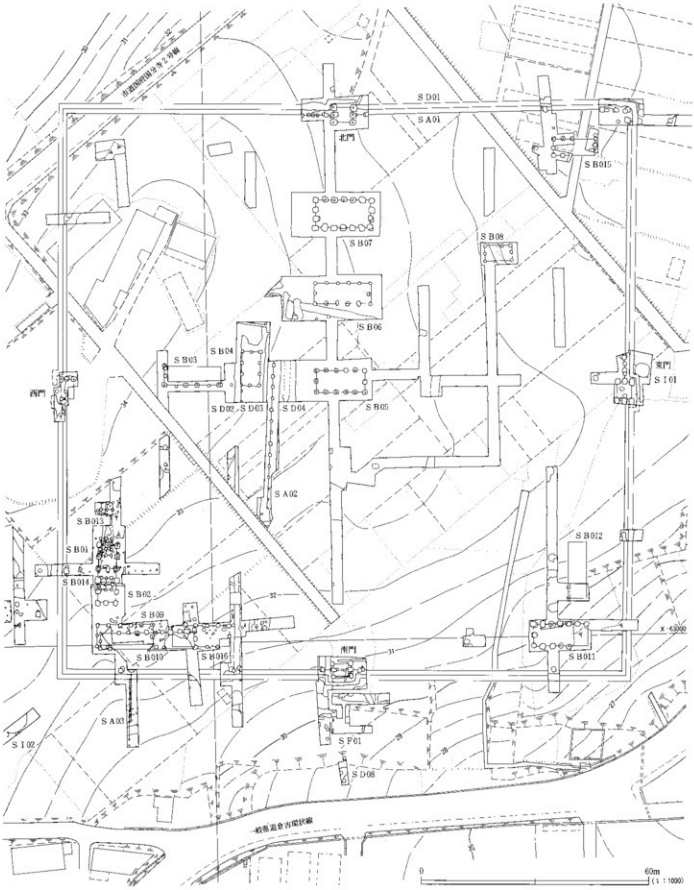

第４図　法華寺畑遺跡遺構全体図

追加指定と名称変更　後述するが、平成７年から法華寺畑遺跡の環境整備事業に着手し、平成８年度から現場工事を開始したところ、史跡指定地に隣接する土地の地権者数人から土地を市で買い上げてほしいとの要望があった。そこは、法華寺畑遺跡の南側で県道と史跡指定地に挟まれた土地で、一部遺跡の南限溝が含まれていたが、前回の史跡指定の際、同意に難色を示された方があり申請から除外した経緯があった。また、県道倉吉環状線（県道福光・北条線から改称）に面する立地条件から将来的に開発される恐れがあった。さらに、環境整備委員会からも整備区域に取り込むことを検討するよう意見が具申されていたため、文化庁と鳥取県などと協議し、環境整備事業のなかで試掘調査を実施した。その結果、南門に取り付くと考えられる道路状遺構や掘立柱建物などが出土し、当該地にも広く関連する遺構が広がっていることが判明した。このような経過から、平成10年２月25日に追加指定申請書を提出、同年の９月11日付文部省告示第136号で追加指定された。さらに、平成12年９月６日付文部省告示第147号で不入岡遺跡が追加され、史跡伯耆国府跡　国庁跡　法華寺畑遺跡　不入岡遺跡と名称変更された。

３　遺跡の概要

遺構の状況　遺跡は南面し、溝と柵列によって一辺150m(500尺)の正方形に区画される。区画の南側約20mのところに東西に延びる比高差3.0m程の人工的な落ち段が存在する。これは、伯耆国分寺跡南面の状況と酷似する。区画各辺の中央部にはそれぞれ門が設けられ、中央北半分に３棟の東西棟の掘立柱建物が並列して建てられ、南東・南西・北東の各角部にはそれぞれ数棟の掘立柱建物を配している。四至の広さに対して建物が極端に少ない。南門の南側、落ち段までの間は緩傾斜となっているが、ここでは不明瞭ながら玉石敷きの道路状遺構が検出されている。道路状遺構は、幅7.6mで南北方向に延び、南門に取り付くと考えられる。法華寺畑遺跡で確認されている掘立柱建物などの遺構は、柱掘方の切り合い関係から大きくⅠ期からⅢ期の３時期に渡る変遷が認められる。なお、環境整備にともなう発掘調査でⅡ期がA・B[2][1][0]に細分されることが確認された。

遺物は、土師器と須恵器、瓦類などが出土しているが、その量は多くない。時期は８世紀の第２四半期から10世紀代のものであり、瓦類は伯耆国分寺所用のものと同一である。

Ⅰ期　法華寺畑遺跡を区画する溝ＳＤ01は、各辺の中央部に設けられた門の部分で1.7mほど凸状に張り出し、北門部分の東角と西門の間口部分が掘り残されている。幅が最大で1.9m、平均して1.5m前後、深さは最も深い北門近くで1.7m、他は1.0m程の規模。柵列ＳＡ01は溝から1.5mほど内方にあり、柱間は3.0mで各辺に設けられた門に取り付く。門は、南・北・東・西とも間口１間、奥行２間の掘立柱四脚門。間口4.8m(16尺)～5.1m(17尺)、奥行3.4m(11尺)～4.0m(13尺)と規模に若干の差があるもののほぼ同形同寸である。

区画内の南北中軸線上の北半分に、桁行５間(14.7m)、梁行２間(5.3m)の東西棟掘立柱建物ＳＢ06と、桁行６間(14.4m)、梁行３間(7.2m)の東西棟掘立柱建物ＳＢ07の２棟を並列して建て、南西隅に総柱建物を３棟南北に配する。ＳＢ06から南門までの間は広場的な空間となっている。

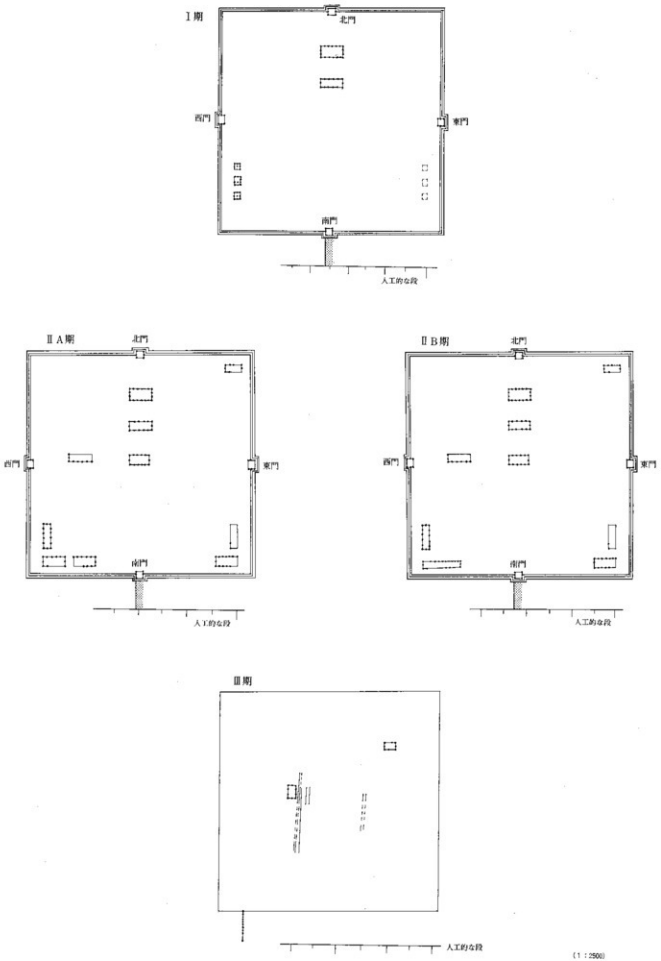

第５図　法華寺畑遺跡　遺構変遷図

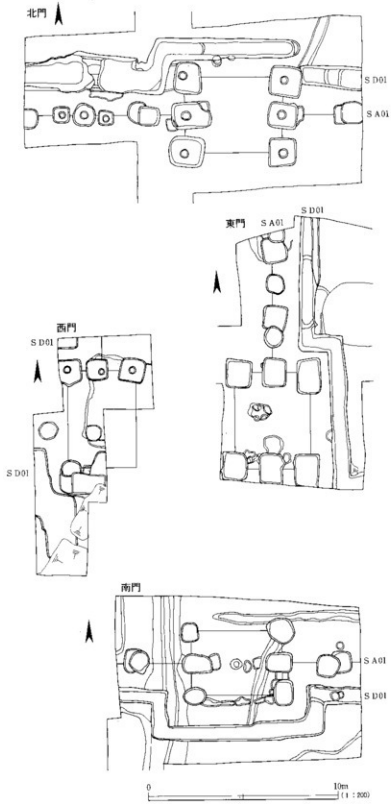

第６図　法華寺畑遺跡門跡平面図

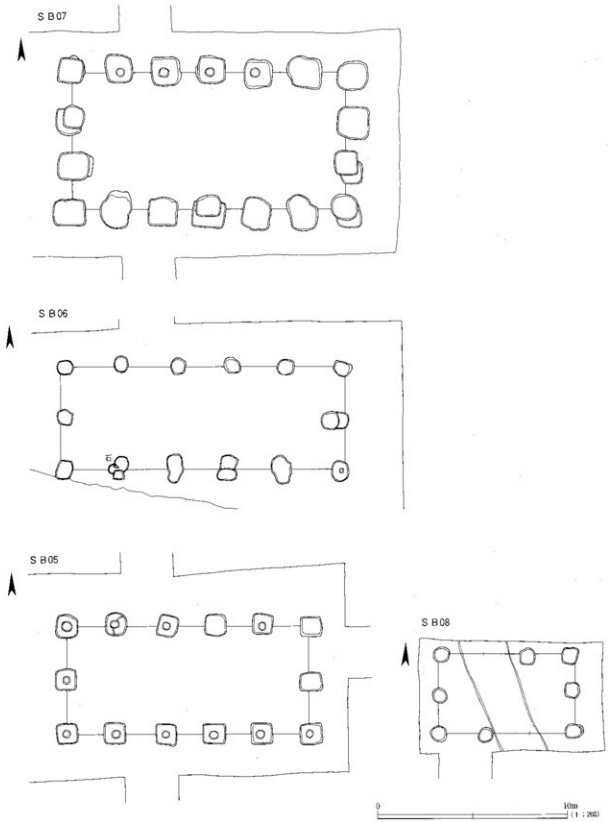

第７図　ＳＢ05～08平面図

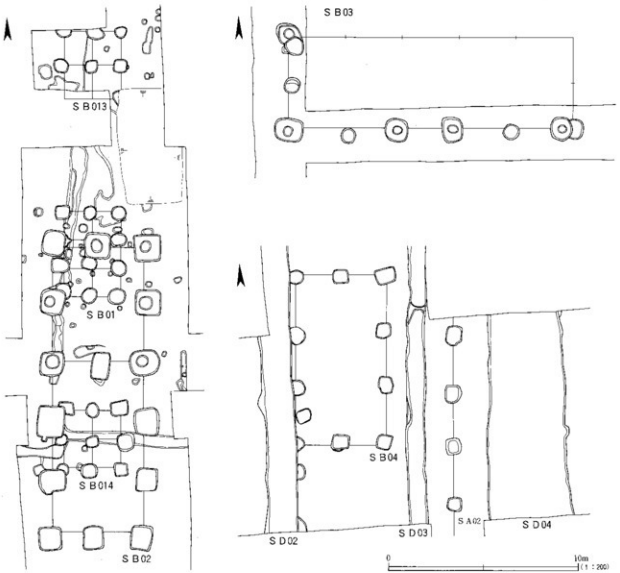

第８図　ＳＢ01～04・013・014、ＳＤ02～04平面図

ⅡＡ期　最も整備された時期。遺跡を区画する溝ＳＤ01と柵列ＳＡ01は踏襲されるが、柵列が2.8mの柱間に造り替えられる。中軸線上には改作されたＳＢ06・ＳＢ07があり、その南側に、桁行５間(13.0m)、梁行２間(5.8m)の東西棟掘立柱建物ＳＢ05がつくられる。ＳＢ05の西方には、柱筋をそろえた桁行５間(10.5m)、梁行２間(5.0m)の東西棟掘立柱建物ＳＢ03があり、さらに、区画の南西隅と南東隅には、それぞれＬ字形に建物が配される。南西隅は、桁行５間(15.0m)、梁行２間(4.8m)の南北棟掘立柱建物ＳＢ02と、桁行５間(14.5m)、梁行２間(5.6m)の東西棟掘立柱建物ＳＢ09、ＳＢ09と同規模のＳＢ016の３棟。南東隅は、桁行６間(14.4m)、梁行２間(6.0m)の東西棟掘立柱建物ＳＢ011と、南北棟掘立柱建物ＳＢ012が建つ。北東隅にも、北辺に沿って桁行５間(14.5m)、梁行２間(5.6m)の東西棟掘立柱建物ＳＢ015が建てられているが、ＳＢ015に対応する東辺の建物は墓地のため確認されていない。なお、北西隅には建物は配置されていない。

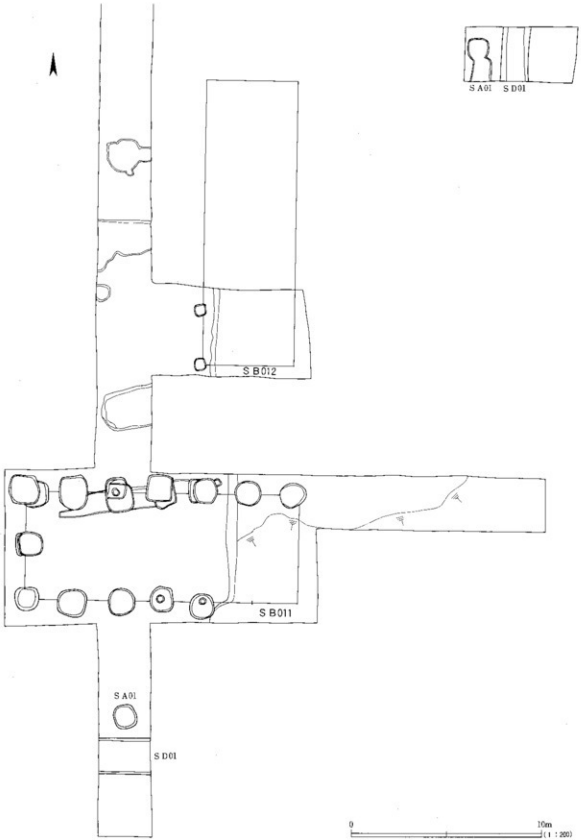

第9図　SB011・012平面図

ⅡB期　建物配置などは、ⅡA期とほとんど同じ。ただし、西南隅のSB09とSB016が廃され、同位置に桁行11間(24.7m)、梁行2間(4.2m)の東西棟掘立柱建物SB010が建てられる。

Ⅲ期　中心部の建物はなくなり、柵・溝と桁行3間(9.0m)、梁行2間(5.0m)の南北棟掘立柱建物SB04、桁行3間(7.2m)、梁行2間(4.2m)の東西棟掘立柱建物SB08などからなるが、配置上のまとまりはない。なお、この時期の建物跡などは、溝の堆積土に焼土が混じることからⅡ期の建物群が火災で焼失した後、建てられたものと判断されている。

各期の年代は、出土遺物からⅠ期が8世紀中頃から8世紀後半、ⅡA・B期が8世紀末から9世紀代、Ⅲ期が10世紀代に比定されている。

4　遺跡の性格について

伯耆国分寺跡との位置関係　法華寺畑遺跡の南西に伯耆国分寺跡が位置するが、その距離は法華寺畑遺跡を区画する溝の南西隅から国分寺北辺溝まで64m(214尺)、法華寺畑遺跡南門心の南延長線と国分寺東辺溝心間は45m(150尺)と近接する。ちなみに、伯耆国庁跡中軸線から国分寺中軸線間の距離が367m、法華寺畑遺跡中軸線間の距離が537mである。なお、法華寺畑遺跡の中軸線方位は東へ0°50′振れるが、国分寺の中軸線は東へ2°25′、塔は東へ4°20′の振れがみられる。国庁は時期によって、東へ1°19′51″、東へ0°29′28″、真北と変遷している。

伯耆国庁跡の造営時期は、出土遺物から8世紀後半に位置づけられている。伯耆国分寺跡と法華寺畑遺跡とも土師器・須恵器の出土量が少なく明確ではないが、ともに伯耆国庁跡より若干古い要素をもつ土器がある。いずれにしても、接近した時期に相次いで造営されたと考えられる。

法華寺畑遺跡の特徴　法華寺畑遺跡の特徴を整理すると次のようにまとめることができる。

①溝と柵列によって500尺四方に区画される。

②区画の中軸線はほぼ真北に設定されている。

③区画の各辺の中央には、それぞれ同形・同大の四脚門が設けられている。

④区画内の建物は掘立柱建物で構成され、柱筋や棟通りを揃える。また、柱掘方は一辺1m前後の方形を呈する。

⑤区画中央の北半分にⅠ期は2棟、Ⅱ期は3棟の大型建物を並列して配置する。

⑥区画中央の建物はいずれも廂が付けられていないが、北側のSB07は桁行6間、梁行3間と最も大規模な構造となっている。

⑦区画内の建物は、Ⅰ期・Ⅱ期ともほぼ左右対称的に配置されている。

⑧中心建物群の南側は、広場的な空間となっている。

⑨出土する土師器・須恵器などの遺物は少なく、生活的な色彩は薄い。

⑩伯耆国分寺と同形式の瓦類が出土するが、数が少なく瓦葺きの建物が建っていたとは考えられない。

⑪出土遺物には極くわずかであるが、陶硯と墨書土器が含まれている。墨書土器は10点ばかりが出土しているが、判読できるものには「大一」・「□福」・「萬」・「花」がある。

以上の特徴の中に、中心建物群をさらに区画する回廊などの施設が設けられていないなど、寺院的な要素はみられない。伯耆国庁の付属官衙とするとどのような性格が考えられるであろうか。法華寺畑遺跡の区画の規模500尺四方は、ほぼ同時期に造営された伯耆国庁跡の内郭[11]より大きい。

伯耆国庁は、政庁域の内郭と曹司地区の外郭からなる複郭構造で、単郭の法華寺畑遺跡と異なるが、内郭が東西225尺・南北244尺、外郭が東西920尺・南北766尺の規模。これまでに確認されている国庁の政庁域も、近江が東西243尺・南北360尺、下野が方約300尺、肥前が東西257尺・南北348尺であり、いずれも1町を超えていない。また、郡衙の発掘調査例でも、郡衙政庁の規模は方半町(50m)前後の規模が多いことが確認されている[12]。500尺四方の政庁域としては、延暦22年(803)に造営された志波城[13]（岩手県盛岡市）が知られている程度である。

法華寺畑遺跡のⅠ期、Ⅱ期とも区画中央北半分に東西棟を並列して配置しているが、最も北端に位置するＳＢ07が規模的に両期を通して中心的な建物であったといえる。Ⅰ期は、ＳＢ07を正殿、ＳＢ06を前殿に位置づけられる、国庁や郡衙遺跡に共通する構造である。Ⅱ期になって、ＳＢ06の南側にＳＢ05が設けられる。Ⅱ期の中心建物、南よりＳＢ05、ＳＢ06、ＳＢ07と並ぶ建物をそれぞれ前殿・正殿・後殿とすることもできるが、改作されているとはいえＳＢ06を正殿とするには無理がある。ＳＢ05は、東門と西門を結ぶ軸線上に柱筋を揃えて建ち、桁行柱間寸法がＳＢ06は10尺、ＳＢ07が8尺に対し9.5尺の端数尺と異なっている。さらに、建物の棟通り間の寸法が、南門とＳＢ06は330尺、ＳＢ06とＳＢ07は70尺、ＳＢ07と北門が90尺と完数尺であるが、ＳＢ05とＳＢ06の間は78尺と端数尺になっている。したがって、ＳＢ05が後出建物と考えざるをえない。しかし、Ⅱ期が営まれた8世紀末から9世紀の段階は、伯耆国庁跡をはじめ他の国庁も前殿が廃される傾向の時期[14]である。したがって、法華寺畑遺跡は、Ⅰ期は官衙的様相が強いもののⅡ期には類例のみられない構造へと変遷したということができる。

門跡について　法華寺畑遺跡の特徴の一つに、各辺の中央に設置されている同形同大の門があげられる。間口1間、奥行2間、いわゆる四脚門の平面形である。後でも述べるが、歴史的建造物の復元にあたってもこの門の形態をどのように考えるか問題となった。四脚門は八脚門につぎ、棟門より格式が高いという[15]。『倭訓栞』には、「よつあし　親王家大臣家に四足門あり、上中門有り、禁中の唐門を俗にかくもいへり、」とある。また、『続日本記』天平3年9月戊申の条に「左右京職言、三位已上宅門建於大路先已聴許、未審身薨、宅門若為處分、勅、亡者宅門不在建例、」とある。同様の記事は『三代實録』貞観12年12月25日の条にもあり、宅門の形態が不明ではあるが門を構えることに規制があったことをうかがわせる。

歴史的建造物を復元するための検討でご指導いただいた奈良国立文化財研究所の村田健一氏によれば、現存する四脚門は鎌倉時代以降のものという。さらに、間口17尺の広さは勅使門クラスに匹敵し、そのような規模の門が四辺に設けられていたとは考え難いとされた。このため、控え柱を有する鳥居形門を提唱されたが、控え柱と本柱の柱掘方の形態と規模が同じなどの問題点がだされた[16]。

四脚門の発掘調査例のうち管見にふれた10世紀代以前の時期のものは、7世紀中頃の高鷲中之

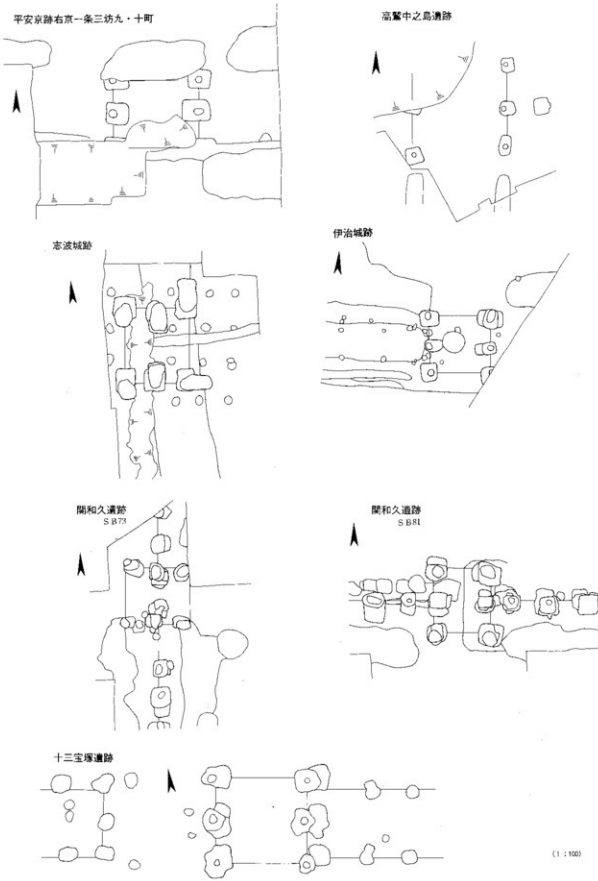

第10図　四脚門発掘調査例1

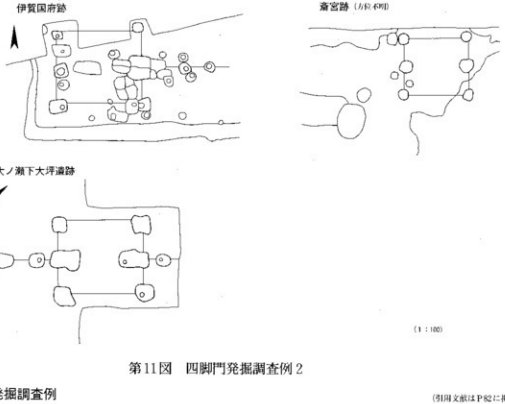

第11図　四脚門発掘調査例２

表１　四脚門発掘調査例

（引用文献はP102に掲載）

	遺跡名	遺跡の所在地	門の位置	構　造	桁　行	梁　行	時　期	区画施設・規模	遺跡の性格	備　考
1	法華寺旧境跡	奈良市国府	南　門 北　門 東　門 西　門	掘立柱建物 掘立柱建物 掘立柱建物 掘立柱建物	4.8m(16尺) 5.1m(17尺) 5.1m(17尺) 5.1m(17尺)	3.6m(12尺)・1.8mの等間 3.9m(13尺)・1.95mの等間 3.9m(13尺)・1.95mの等間 3.6m(12尺)・1.8mの等間	8世紀後半 8世紀後半 8世紀後半 8世紀後半	溝・棚列　130m四方	国庁付属官衙後に国分尼寺に転用か	
2	平安京跡右京一条三坊九・十町	京都府京都市	南　門	掘立柱建物	4.5m(15尺)	3.6m(12尺)・1.8mの等間	9　世　紀	築地	邸宅	
3	高槻市之島遺跡	大阪府高槻市野	南　門	掘立柱建物	5.0m(17尺)		7世紀中頃	棚列	邸宅あるいは官衙	東門　棟門
4	志　波　城　跡	岩手県盛岡市	政庁西門 政庁東門	掘立柱建物 掘立柱建物	4.0m(13尺) 4.0m(13尺)	3.4m(11尺)・1.7mの等間 3.4m(11尺)・1.7mの等間	9　世　紀	築地　150m四方	城柵	海北門一八脚門とともに棟門の改作
5	名生館官衙遺跡	宮城県古川市	政庁南門	掘立柱建物	3.0m(10尺)	4.4m(15尺)・2.2mの等間	8　世　紀	回廊　東西72m 南北78m	郡衙	
6	伊　治　城　跡	宮城県栗原郡	政庁南門	掘立柱建物	3.3m(11尺)	3.0m(10尺)・1.5mの等間	8　世　紀	築地　東西56m 南北59m	城柵	
7	関和久遺跡	福島県東白川郡	内郭南門 内郭東走門	掘立柱建物 掘立柱建物	3.0m(10尺) 3.0m(10尺)	3.4m(11尺)・1.7mの等間 3.4m(11尺)・1.7mの等間	9　世　紀 9　世　紀	溝・棚列	郡衙	区画東南に八脚門
8	八　森　遺　跡	山形県八幡町	政庁東門	掘立柱建物	2.9m(10尺)	3.7m(12尺)・2.0m・1.7m	9　世　紀	板塀　南辺86m 東辺50m	郡衙関係か	
9	大　浦　B　遺　跡	山形県米沢市	南　門	掘立柱建物	2.2m(7尺)	1.2m(4尺)	8世紀中頃	棚列	官衙	
10	興井戸西山遺跡	千葉県市原市	南　門	掘立柱建物	4.6m(15尺)	3.6m(13尺)	8世紀以降	棚列	不明	
11	下総国分尼寺跡	千葉県市川市	中　門	掘立柱建物	3.2m(11尺)	3.0m(10尺)・1.5mの等間	8世紀中頃	棚列	寺院	南門　八脚門
12	十三宝塚遺跡	群馬県境町	南　門	掘立柱建物	4.8m(16尺)	4.5m(15尺)・2.25mの等間	9世紀初頭	二重の棚列 南辺80m西辺81m	郡衙	寺院跡の可能性大
13	能登国分寺跡	石川県七尾市	南　門	掘立柱建物	5.1m(17尺)	5.4m(18尺)・2.7mの等間	10世紀前半	棚列　東西184m 南北78m	国分寺	古段階僧房　八脚門
14	伊賀国府跡	三重県上野市	政庁南門	掘立柱建物	4.5m(15尺)	3.9m(13尺)・1.95mの等間	9　世　紀	棚列　東西56m 南北41m	国衙	
15	斎　宮　跡	三重県明和町	北　門	掘立柱建物	3.4m(11尺)	3.0m(10尺)・1.5mの等間	10　世　紀	築地	官衙	
16	筑後国府跡（瓦整地区）	福岡県久留米市	政庁西門	掘立柱建物	6.0m(13尺)	2.9m(10尺)・1.45mの等間	8世紀後半	築地　東西72m 南北78m	国庁	
17	大ノ瀬下大坪遺跡	福岡県新吉富村	内郭東門	掘立柱建物	4.5m(15尺)	3.9m(13尺)・2.1m・1.8m	8世紀後半 ～9世紀	棚列　東西54m 南北58m	郡衙政庁	外郭150m四方
18	大島屋田遺跡	宮崎県延岡市	南　門	掘立柱建物	4.0m(13尺)	3.0m(10尺)・1.5mの等間	9　世　紀	溝		

島遺跡を最古として18遺跡23遺構（表１）がある。それぞれの遺跡の性格は、国庁や郡衙、城柵などの官衙遺跡と推定されるものが13遺跡と最も多く、寺院跡が２遺跡、明確な邸宅跡が１遺跡、性格不明が１遺跡となっている。門の規模に大小があるものの、すべてが掘立柱建物という共通性があり、遺跡の正面にあたる南門（大ノ瀬下大坪遺跡は東面）として建てられているものと脇門的なものとがある。

国庁では、伊賀国庁跡、出羽国の移転国庁跡と考えられている八森遺跡、筑後国府跡（風祭地区）にそれぞれ四脚門が建てられている。伊賀国庁は政庁の南門に四脚門が設けられているが、10世紀代に八脚門に改作されている。八森遺跡の南門は八脚門で四脚門は東門（西門も可能性あり）にもちいられている。筑後国府跡（風祭地区）は、南門が確認されていないが四脚門は西門として設置されている。他の国庁跡の政庁域で南門跡が確認されているのは、伯耆国庁、陸奥国庁（多賀城跡）、出羽国庁（秋田城跡）、下野国庁、伊賀国庁、肥前国庁などがある。各国庁の南門の形態は、下野国庁が当初八脚門であったのが十二脚門に改作される他は八脚門となっている。

郡衙政庁の南門に四脚門が設けられている遺跡は、陸奥国玉造郡衙の名生館官衙遺跡、上野国佐位郡衙と考えられている十三宝塚遺跡がある。豊前国上毛郡衙の大ノ瀬官衙遺跡は、東面する遺跡であり四脚門の東門が中心的な門となる。陸奥国白河郡衙と推定される関和久官衙群の中心的な施設の中宿・古寺地区の南辺にも四脚門が建てられているが、区画の東端近くに位置することと、東辺に八脚門が設置されていることから脇門的なものと判断される。この他、常陸国鹿島郡衙と考えられている神野向遺跡、近江国栗太郡衙と推定されている岡遺跡でも郡衙政庁の南門が確認されているが、ともに八脚門である。

国庁と郡衙の政庁の中心的な門には、四脚門ないし八脚門が採用されているが、そこに何らかの差異が考えられるであろうか。国庁で四脚門を建てている伊賀国は国の等級が下国、他の八脚門を建てている国は大国か上国である。郡衙政庁も四脚門を建てている陸奥国玉造郡衙と豊前国上毛郡衙は管する郷が４郷の下郡、上野国佐位郡衙は８郷の中郡であるのに対して、八脚門を建てている常陸国鹿島郡衙は18郷を管する大郡である。近江国栗太郡衙は５郷を管する下郡であるが、畿内と東国を結ぶ交通の要衝に立地する郡である。調査事例の少ない現状で即断はできないが、国・郡の規模によって、建てられる門の形態に何らかの規制があったと考えられる。また、伯耆国庁跡の八脚門と法華寺畑遺跡の四脚門との差も、同一国府内における従属関係での規制から理解できる。

法華寺畑遺跡の四脚門の特徴は、間口が17尺と広い点にある。現在までの調査例では最大の規模である。間口が15尺を超える四脚門は、平安京跡右京一条三坊九・十町の邸宅跡や７世紀中頃の邸宅跡ないし官衙遺跡と考えられている高鷲中之島遺跡など７遺跡があるが、何らかの規則性を見いだせない。ただし、門はその施設の顔的な存在でもあり、伯耆国庁の南門が八脚門でありながら中央間口が９尺であることから、形態同様何らかの規制があったことをうかがうことができる。

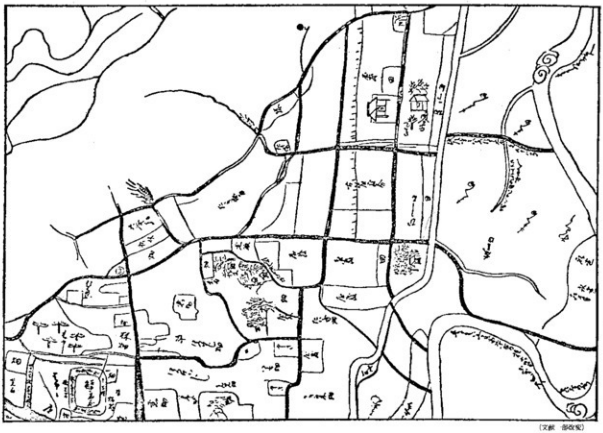

第12図　伯耆国東伯郡社村古地図の一部

「続左丞抄」の記事　『続左丞抄』の天暦２年（948）に国分尼寺と国分寺の火災について次の記事がある。

倉忽出□迷亡数百人迷心□
火勢已熾。人力難耐。此間遷-付院堂舎焼亡已了。僅廻方計奉出御願佛像。爰法華寺与金光明寺相
去五丈許。法華寺在北。金光明寺□發。吹火煙向南。其危尤在□數人失神。
走-向件寺。各□希。僅滅遷火。方今安-置佛。忽無其寺。歎□無其所。國司
須早遣其替。而去年異損之上。賊□相荐。亡弊之民不堪早造。爰件道興寺在管久米郡。去府十許町。
佛殿廣大。雑舎数多。修[御]願尤有其便。望請官裁。□-准諸國例。以件道興寺。被裁給法華寺之替。
令修御願將省吏民□□者。左大臣宣。奉　勅依請者。國宣承知依宣行之符至奉行。
従五位上守權右少　藤原朝臣　　左大史正六位上三國眞人
天暦二年十二月廿八日

この記事によると、国分尼寺の倉から出火、本尊は移したが院・堂舎を焼失した。火はさらに尼寺の南側５丈ばかりを隔てた国分寺に移ってしまったという。国分寺炎上後の措置として、尼寺の再建が困難であり、府から十町ほど離れた道興寺に移したいと願っている。完文でなく、伯耆国とは書かれていないが、府のある久米郡は伯耆国に限られることから以前より伯耆国分寺、国分尼寺に関する記事とされている。

伯耆国分寺の調査では、塔が火災を受け西北西方向に倒壊していることが確認されている。[12] 火

災の時期は、出土する土師器坏などから記事に矛盾しない10世紀代に考えられる。法華寺畑遺跡でも区画溝の埋土に焼土が混じり、南西隅部分で焼面が確認されるなど火災の痕跡が認められる。したがって、遺跡のあり方は『続左丞抄』記事と矛盾しない。

前にもふれたが、伯耆国分寺跡の北東側に隣接する畑地に「法花寺畑」の字名が付けられている。そこは、法華寺畑遺跡の南東側で谷地形の場所である。また、眞島進氏が昭和13年に著された『伯耆国分寺』[註18]に掲載されている「伯耆国東伯郡社村古地図の一部」（第12図）では、現在の字法花寺畑のところが「ほっけじ」、法華寺畑遺跡の所在する丘陵部に「字ほっけじ畑」とある。地名からみても国分寺の近くに国分尼寺が所在したことに矛盾がないことになる。

官衙か国分尼寺か　法華寺畑遺跡は、遺構配置などからは官衙跡と考えられるが、記録と地名からは国分尼寺であったとも想定される。以下、遺構配置などの諸特徴から法華寺畑遺跡の性格について検討をくわえる。

法華寺畑遺跡のⅠ期は、単郭であるものの国庁や郡衙の政庁域より広い区画の中央北寄りに2棟の東西棟掘立柱建物を建て、区画南西隅に倉庫と思われる建物を南北に連ねる。南東隅にも同様の倉庫が並んでいたと推測され、建物配置は左右対称形となる。中央建物群の南側は広大な広場となり、区画各辺の中央部には同形同大の四脚門が開く。国庁や郡衙政庁の調査例では、正面と背面を同形同大とするものの他の辺は形態を変え小規模とする。同形同大の例は、藤原宮跡の大垣の四面に開く八脚門[註19]にみられる程度である。

国庁や郡衙の政庁域周辺には、日常業務をおこなう官衙群（曹司）、国司の館、正倉などの施設が営まれていることが判明している。法華寺畑遺跡は伯耆国庁に近接して立地するが、単に曹司とするには区画の規模や南側の広場のありかたなどから問題がある。久米郡衙跡とも考えられた時期があるが、これも区画の規模などがこれまで確認されている郡衙遺跡と異なる。国司館とするにも建物の数が少ないことや日常的生活に必要な土器類の出土量がわずかであり否定される。この他にも地方官衙には軍団や国学など種々の施設があった可能性があるが、その実体は不明である。また、四面に開く門も形態が八脚門より格下の四脚門でありながら、間口が藤原宮や平城宮で検出されている八脚門の間口と同じ17尺という問題点がある。

法華寺畑遺跡の性格を考える上で興味深いものがある。それは、節度使と鎮撫使が諸道に派遣されたことである。節度使は天平4年(732)から天平6年の間、新羅との緊張関係から海辺防備を目的として、東海東山の二道・山陰道・西海道に派遣され、その後、天平宝字5年(761)にも東海道・南海道・西海道に派遣されている。この節度使の鎮所は、『出雲国計会帳』の研究によって石見国に置かれていたことが明らかにされている[註20]。ただし、遺跡としては発見されていない。山陰道節度使には従三位多治比県守が任じられ、あわせて判官4人、主典4人、医師1人、陰陽師1人が任命されている。その任務は、所管諸国の軍団兵士の整備・訓練、兵器の製造・修理などがあり、鎮所の規模も大きかったことが想定される。この節度使のように高官が任命されたものに鎮撫使[註21]がある。鎮撫使は、節度使が任命される前年の天平3年(731)11月、畿内惣管と同時に設置されたもの。山陽道鎮撫使に多治比県守、山陰道鎮撫使に藤原麻呂、南海道鎮撫使に大伴

道足がそれぞれ任命されている。その後、天平18年(748)4月にも東海道鎮撫使に藤原豊成、東山道鎮撫使に藤原仲麻呂、北陸山陰両道に巨勢奈弖麻呂、山陽西海両道に大伴牛養、南海道に紀麻呂が任じられている。鎮撫使に任命されたのは、いずれも三位・四位の参議在任者である。この鎮撫使には、兵術文筆を解する判官と主典が各1人、さらに三位の鎮撫使には随身4人、四位には2人が弓矢を持って仕え、職掌は、①徒党を組み老少貧賤を脅かし、時政・人物を批判する者の捜索、②冤罪者の発見、③盗賊・妖言・兵器不法所持者の取り締まり、④国郡司の治績の巡察と奏聞であった。軍事・警察的な色彩をもち、かつ、国司等地方官の監察の任をおびていた。

職掌と任命期間などから、特定の場所に鎮所的な施設を設け、長く留まることはなかったと思われるが、実務をどのような場所で執ったのであろうか。各国庁の施設を利用したとも推測されるが、鎮撫使の職掌と官位からみて独立した施設が設置された可能性が考えられる。

法華寺畑遺跡は、区画規模の大きさ、建物配置の状況、広大な広場の存在、間口が17尺の門などから、鎮撫使の鎮所的な施設と考えることができるのではなかろうか。

Ⅱ期もⅠ期と同様の遺構配置の状況であるが、ＳＢ05が新たに設けられるという相違点がある。中心部のＳＢ05・ＳＢ06・ＳＢ07をそれぞれ前殿・正殿・後殿に当てはめると、正殿より後殿のほうが格式が高い建物となってしまう。また、この時期の国庁の前殿は廃される傾向にあり、ＳＢ05の解釈が問題となってくる。法華寺畑遺跡が位置する所は、記録や地名から伯耆国分尼寺跡の所在地として矛盾がないことを前に述べたが、遺構には寺院的な様相は認めることができないのであろうか。

掘立柱建物が主要建物に用いられている寺院跡は、近くの大原廃寺[22](鳥取県倉吉市)をはじめ、観音芝廃寺(京都府亀岡市)、岡本廃寺(京都府宇治市)、市道遺跡(愛知県豊橋市)、額田廃寺(三重県桑名市)、上総国分尼寺A期[23](千葉県市原市)、隠岐国分尼寺[24](島根県西郷町)が知られる。大原廃寺から額田廃寺までは、7世紀後半から8世紀前半の造営で主要堂塔のうち講堂が掘立柱建物となっている。上総国分尼寺A期は、国分寺造営の詔発布後まもなく造営された仮設的な国分尼寺と考えられているが、講堂跡と尼房跡が掘立柱建物となっている。隠岐国分尼寺は金堂・講堂と想定される東西棟掘立柱建物を東西に並べた構造である。このように、検出例が少なく講堂の建物に限られるが、寺院の建物に掘立柱建物がもちいられていたことがわかる。

また、法華寺畑遺跡には、中心建物を区画する回廊ないし柵列などの施設が設けられていない問題点がある。これは、法華寺畑遺跡を国分尼寺跡とすると、区画の規模からいわゆる塔・金堂を中心とする礼拝・読経などをおこなう区域と、僧の日常生活・修学修行のための区域を区画する施設が必要ではないかと思われるからである。たしかに、平城京では、中心建物を区画する回廊や柵列が検出されている官衙ないし邸宅跡の発掘調査例がある。しかし、地方寺院の中には中心建物を区画する施設が設置されていないものもある。発掘調査例ではないが、『西大寺資財流記帳』[25]に興味深い記述がある。それは、天平宝字8年(764)に孝謙上皇によって発願された西大寺造営で最も早く着手されたと考えられている四王院の記述である。

四王院

檜皮葺雙堂二宇	各長十一丈。雙廣八丈六尺。蓋頭在龍舌八枚。
東南葺瓦房	長九丈。廣四丈。
西南檜皮葺房	長九丈。廣四丈。
東北檜皮葺房	長五丈七尺。廣三丈六尺七分。
次檜皮葺小房	長五丈六尺五寸。廣十丈六尺。
次檜皮小房	長五丈六尺五寸。廣一丈四尺。
檜皮小房	長一丈八尺。廣一丈一尺。

四王院は、平城京一条三坊六坪(約118m四方)を占めると推定され、金堂四王像などを祀る檜皮葺雙堂と僧房などの建物が建てられているが、中心建物である雙堂を区画する施設は設けられていない。したがって、中心建物の区画施設が設けられていないことが、寺院跡を否定することにならないであろう。かつ、四王院の記述による建物配置は、法華寺畑遺跡の建物配置に似通った面があるのではなかろうか。

Ⅱ期に新たに建てられたＳＢ05を礼拝用の堂、「礼堂」に相当する建物と考え、ＳＢ06・ＳＢ07をそれぞれ金堂・講堂に位置づけられないだろうか。礼堂の語は奈良時代の文献にはみえず、平安時代の９世紀後半からみられるというが、上記『西大寺資財流記帳』に記載されているように奈良時代から礼堂を付属する堂、「双堂」はすでに存在している。また、飛鳥時代から奈良時代にかけての寺院の中門が礼拝堂と呼ぶにふさわしい性格を併せもつ建築であったことが明らかにされており[註26]、法華寺畑遺跡Ⅱ期のＳＢ05を礼堂に相当する建物としても大きな矛盾はない。なお、ＳＢ06とＳＢ07はⅠ期と同規模で改作されており、ＳＢ06を金堂、ＳＢ07を講堂とすると、金堂より講堂の規模が大きく整然としていることになる。これも平面規模が金堂より大きい例があり大きな問題点とならないであろう。したがって、法華寺畑遺跡Ⅱ期は、寺院的な性格を考えることもできるのではなかろうか。

以上、Ⅰ期とⅡ期の性格について考察したが、これらをもとにして法華寺畑遺跡を次のように位置づけることができるのではなかろうか。

「法華寺畑遺跡は、伯耆国庁に付属する官衙、それも鎮撫使の鎮所的な施設として造営されたが、後に国分尼寺として改作された。」

註

1　藤岡謙二郎　『国府』　昭和44年
　岩永　実　『鳥取県における条理研究（2）』（『鳥取大学学芸学部研究報告』13号）　昭和44年
2　倉吉市教育委員会　『河原毛田遺跡発掘調査報告書』　平成10年
3　倉吉市教育委員会　『長谷遺跡発掘調査報告書』　平成６年
4　倉吉市教育委員会　『伯耆国分寺跡発掘調査報告Ⅰ』　昭和46年
5　『新訂増補国史大系第27巻』

6　倉吉市教育委員会　『伯耆国分寺・国分尼寺の発掘調査』　昭和47年
7　倉吉市教育委員会　『伯耆国分尼寺跡発掘調査概報』　昭和49年
8　倉吉市教育委員会　『伯耆国分尼寺跡・官衙跡発掘調査概報』　昭和50年
9　鳥取県教育委員会　『鳥取県の風土と一体化した歴史的環境の広域保存地域計画』　昭和54年
10　本書第Ⅵ章。ＳＢ09とＳＢ010との関係から確認された。
11　倉吉市教育委員会　『伯耆国庁跡発掘調査概報（第５・６次）』　昭和54年
12　山中敏史　『古代地方官衙遺跡の研究』　平成６年
13　盛岡市教育委員会　『志波城跡－平成８・９・10年度発掘調査概報』　平成11年
14　前掲註12
15　太田博太郎　「四脚門」（国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第六巻）　昭和60年
16　「平成８年度第２回環境整備委員会（第５回検討会）資料」　平成９年
（村田健一氏は、「重文指定四脚門一覧」・「重文指定四脚門建立年代別検数」・「重文指定四脚門桁行寸法」の資料作成され、環境整備委員会で検討した。なお、「重文指定四脚門一覧」の門の数は84例にのぼる。）
17　前掲註４
18　真島　進　「伯耆国分寺」（角田文衛編『国分寺の研究』）　昭和13年
19　狩野　久・木下正史　『飛鳥藤原の都』（『古代の日本を発掘する』１）　昭和60年
20　早川庄八　「天平六年出雲国計会帳の研究」（坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集下』）　昭和37年
21　渡辺育子　「奈良朝における国司監察制度について」（續日本紀研究会編『續日本紀研究』第188号）　昭和42年
22　倉吉市教育委員会　『史跡　大原廃寺発掘調査報告書』　平成11年
23　須田　勉・宮本敬一　「上総国分尼寺」（佛教藝術会編『佛教藝術』103号）　昭和50年
24　隠岐島後教育委員会　『隠岐国分尼寺調査』　昭和46年
25　奈良六大寺大観刊行会編　『奈良六大寺大観第十四巻西大寺』　昭和48年
26　山岸常人　『中世寺院社会と仏堂』　平成２年

Ⅱ　環境整備事業に至るまで

1　史跡指定から土地公有化

史跡指定　法華寺畑遺跡は、伯耆国庁跡の附として昭和60年５月に史跡に指定された。指定名称は、伯耆国庁跡附法華寺畑遺跡。指定理由の基準は、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準　史跡２（国郡庁跡）。説明は、「伯耆国庁跡は、鳥取県の中程の史跡伯耆国分寺の所在する丘陵にある。発掘調査の結果、正殿、前殿、脇殿等を配置し、築垣で囲んだ内郭と溝に囲まれた外郭が検出され、瓦、施釉陶器、墨書土器、硯等が出土している。近江国庁と共通点が多く国庁研究上重要である。この東北方に官衙的性格の掘立柱建物が計画的に配置されている。これは、国庁附近に営まれた同時代の官衙跡と考えられ、国庁周辺における極めて顕著な一区画の遺構として重要な意義をもつものであり、国庁跡と一括して指定し、その保存を図ろうとするものである。」であった。指定面積は、153,067.04㎡。このうち法華寺畑遺跡の指定面積は、36,005.26㎡であり、指定地域は、次のとおりであった。

伯耆国庁跡	倉吉市国府字三谷	927番、928番、929番１、929番２、1447番２のうち実測85.85㎡、1454番、1455番、1456番、1457番、1458番、1460番、1461番、1462番、1463番、1464番、1467番、1468番、1469番、1470番、1471番、1472番、1473番、1476番、1477番、1478番、1483番、1484番、1485番１、1485番２
	倉吉市国分寺字宮ノ峯	407番２のうち実測70.93㎡、408番、409番、410番、411番、417番、425番、426番、426番１、427番、428番、428番１、428番２、429番
	倉吉市国分寺字宮ノ平	430番１、430番２、431番、432番地、432番１、433番、434番
	倉吉市国分寺字宮ノ前	452番１、452番３
	倉吉市国分寺字宮谷頭	490番１
法華寺畑遺跡	倉吉市国府字塔堂寺	458番１、663番、664番、1356番、1358番、1366番、1367番、1368番
	倉吉市国府字岩屋	709番１、710番１、710番４、719番、720番１、720番２、721番、722番１、722番２、723番１、723番２、724番、725番１、726番１、727番、728番１、729番１、731番１、735番１、736番１、737番１、738番、739番、749番１、750番１、754番２、1371番、1372番、1373番、1374番、1375番、1376番、1377番、1378番、1379番、1380番、1381番、1382番、1383番、1384番、1385番、1386番、1387番、1388番、1389番、1390番、1391番

倉吉市国府字春日　1394番、1395番、1396番、1397番、1398番、1399番、1402番

倉吉市国府字三谷平　1416番1のうち実測41.33㎡

上の地域に接し又は介在する道路敷を含む。

史跡の追加指定　前章の「発掘調査から史跡指定に至るまで」で述べたとおり、法華寺畑遺跡の南側、指定地と県道に挟まれた土地が平成10年9月追加指定された。追加指定理由の基準は指定時と同じで、説明は「8世紀に造営された約150m四方の区画と官衙風の掘立柱建物遺構を有する遺跡であり、伯耆国庁跡の附として史跡に指定されている。法華寺畑遺跡のうち指定の同意が得られていなかった南門及び南辺・東辺の区画を追加して指定し、既指定地と一体としてその保存を図るものである。」となっている。指定面積は、4,758.25㎡であり、指定地域は次のとおりである。

倉吉市国府字岩屋　705番1、706番2、707番2、708番1、711番1、712番、713番のうち実測231.61㎡、714番、716番、717番、718番、740番、741番1、742番1、743番1のうち実測21.90㎡、743番2、743番3、744番1、744番2、744番3、745番1、746番1、748番1、754番4

倉吉市国府字春日　1403番、1404番、1405番

上の地域に接し又は介在する道路敷地を含む。

なお、平成12年9月6日に、不入岡遺跡が追加され、史跡の名称が「伯耆国府跡　国庁跡　法華寺畑遺跡　不入岡遺跡」に改められた。

史跡指定地の土地公有化　昭和60年の指定時における伯耆国庁跡附法華寺畑遺跡の土地の所有関係は、道路敷地など国有地8,326㎡、公有地2,321.78㎡、神社有地12,720㎡、民有地129,699.26㎡であった。地目は、国庁跡が原野5筆、山林15筆、畑29筆、公園2筆、神社境内1筆、公衆道路1筆、計53筆及び道路敷（赤線）。法華寺畑遺跡は、原野1筆、山林13筆、畑44筆、雑種地1筆、墓地1筆、宅地1筆、公衆道路2筆、計63筆及び道路敷（赤線）であった。また、平成10年の追加指定後の法華寺畑遺跡の指定面積は40,763.51㎡となり、山林4筆、畑20筆、墓地1筆、宅地2筆、計27筆及び道路敷（赤線）の地目が新たに加わった。なお、史跡指定地内の地権者は約72人であった。

昭和58年8月に不備であった史跡指定申請書類を文化庁に提出する前後から、文化庁・県と土地の公有化について協議をおこない、昭和60年7月17日に史跡等土地先行取得事前確認申請書を提出するとともに、地権者との交渉を開始した。土地公有化事業は、国・県の補助事業として昭和60年度から開始し、平成6年度に当初の指定地のうち神社所有地やいわゆる赤線を除く民有地が終了。その後、平成10年度に追加指定部分をおこなった。また、補助事業以外に法華寺畑遺跡指定地内の赤線や指定地外の隣接地の買上げを単市事業としておこなっている。なお、指定地土地の買上げは、昭和60年度に伯耆国庁跡内郭部から開始され、同63年度までが伯耆国庁跡、平成元年度から同3年度までが法華寺畑遺跡、同4年度と5年度が伯耆国庁跡と法華寺畑遺跡、同6年度が法華寺畑遺跡で実施した。法華寺畑遺跡の実績は、表2のとおり。

表２　法華寺畑遺跡指定地公有化事業の推移

年　度	公有化面積(㎡)	総事業費(円)	土地購入費(円)	立木買上費(円)	移転補償費(円)	その他の経費(円)	取得方法の内訳 償還総額（円）
平成元年度	11,945.00	126,347,828	83,622,000		41,582,570	1,143,258	先行取得 178,208,630
平成２年度	14,867.93	126,027,029	99,088,485		26,115,912	822,632	先行取得 177,144,457
平成３年度	3,077.00 (61.00)	20,798,515	19,472,620 (275,110)		672,247	653,648	直接買上 (単独市費)
平成４年度	3,960.00	30,057,000	25,039,250		4,962,641	55,109	直接買上
平成５年度	10,002.60	46,560,883	43,373,830	1,424,159	1,177,344	585,550	直接買上
平成６年度	936.00	8,641,927	8,140,180		123,830	377,917	直接買上
平成８年度	131.00	636,660	636,660				単独市費
平成９年度	763.07	8,595,000	5,760,000			2,835,000	単独市費
平成10年度	4,175.87 (4.56)	50,903,514 (44,540)	32,460,874 (41,040)	504,900	14,561,240 (3,500)	3,376,500	直接買上 (単独市費)
平成12年度	127.24	753,436	671,000			82,436	単独市費

注：平成８年・10年の単独市費は工事施工のための隣接地買上。平成９年度・12年度の単独市費は赤線買上。（ ）内の数字は内数。

なお、補助事業の財源内訳は、国80%、県6.6%、市13.4%であった。

昭和60年度に公有化事業を開始したが、事業が完了するまでに数年間を要すると判断されたため、地権者等説明会で協議を重ね、次の合意が形成された。

①畑地は、区画整理された畑地と未整理の畑地では単価に差をつける。

②地権者が多数のため、地権者代表と国分寺・国府集落の自治公民館長からなる「史跡委員会」（10人程度）を組織し、各年度ごとの土地単価を市と交渉する。市は、史跡委員会で合意に達した単価で各地権者と交渉する。「ごね得は許さない。」

③立木等補償物件の算定は昭和60年時点に所在するものとし、後年度買上げの場合、立木の生長や新たに植えたもの、新築増改築されたものは認めない。

この史跡指定地の公有化事業は、指定同意書取得段階で地権者の多くが心積もりされていたため比較的順調に進展した。しかし、いくつかの問題点が生じ、その解決に時間を要したことも度々であった。直接に地権者と関係しないが、公有化事業の問題点の一つに農地転用があった。

史跡指定地の公有化については、伯耆国分寺跡の土地公有化事業の経過から農地法第５条第１項第２号の適用を受けるものと判断し、同法第５条第１項の規定による許可は不要と考えていた。

ところが、史跡指定地の多くが昭和46年度に農業振興地域整備に関する法律による農業振興地域に指定されており、公有化するためには農地法第５条第１項の農林水産大臣の許可が必要なことが判明した。このため、地権者交渉と平行して農地転用事前審査資料を作成し、鳥取県農地経

済課（当時）や中国四国農政局と協議をおこない「倉吉市農業振興地域整備計画」の変更申請、及び農地法第５条の規定による許可申請書を提出し、許可を受けて事業を遂行した。

なお、国府字塔堂寺663番と664番の地目は墓地と雑種地であり、現況は墓地として使用されている。この墓地は、地元では「ヒヤ」と呼ばれる両墓制の捨墓[11]。昭和54年代の埋葬例が最後であるが、小規模な石塔や目当て石が建ち、現在も祀りはおこなわれている。当該地は、法華寺畑遺跡の北東隅に位置すること、民俗学的にも貴重なものであることなどから土地の買上げはおこなわず現況のままとした。

2　環境整備基本計画の策定

環境整備策定委員会　伯耆国庁跡の指定地買上げ事業が山を越した平成元年度に、「史跡伯耆国庁跡附法華寺畑遺跡環境整備策定委員会」（以下策定委員会）を立ち上げ、平成２年度までに計５回、委員会を開催した。立ち上げ時点の委員構成は次のとおり。（役職名は当時。）

■　策定委員

田中哲雄　奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター研究指導部保存工学研究室長
名越　勉　倉吉市文化財保護審議会会長（策定委員会委員長）
手嶋義之　倉吉市文化財保護審議会委員（策定委員会副委員長）
朝倉秋冨　倉吉市文化財保護審議会委員
角　博　倉吉市議会議員
岩井　清　社地区自治公民館協議会長
藤井幹雄　鳥取県立倉吉農業高等学校農場長
尾崎八郎　倉吉市助役
小川幸人　倉吉市教育委員会教育長
牧田末広　倉吉市建設部長
眞田廣幸　倉吉博物館主任学芸員

■　指導助言

文化庁
鳥取県教育委員会事務局文化課

第１回の策定委員会は、平成元年８月８日に開催し、①全体構想について、②国庁跡の整備方針について、③発掘調査について、④指定外区域の整備について、⑤今後のスケジュールなどについて協議をおこなっている。

第２回の策定委員会は、平成２年１月24日に開催した。この会から元奈良国立文化財研究所の佐藤興治氏（大分市歴史博物館長、平成２年４月からは堺市博物館副館長）、奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部計測修景調査室技官の小野健吉氏に委員を委嘱した。佐藤興治氏は、伯耆国分寺跡から法華寺畑遺跡、伯耆国庁跡に至る発掘調査の指導をおこなわれた関係から、小野健吉氏は、文化庁に転出された田中哲雄氏に代わって委員にお願いしたものである。なお、第１

回の委員会で基本設計を専門業者に委託する方針が決定されていたため、業者選定をおこない、株式会社景観設計研究所(大阪市)に委託し資料作成を進めた。この委員会では、①伯耆国分寺跡、法華寺畑遺跡、伯耆国庁跡の3遺跡を取り込んだ全体の環境整備計画の基本構想案、②伯耆国庁跡及び法華寺畑遺跡の基本設計にかかる整備方針について協議した。文化庁の指導助言者として、狩野久主任文化財調査官と田中哲雄主任文化財調査官が出席されている。

第3回を平成2年3月19日、第4回を平成2年5月25日に開催し、最終の策定委員会を平成3年2月22日に開き、環境整備基本計画を策定し「史跡伯耆国庁跡附法華寺畑遺跡環境整備計画報告書」を市に提出した。この環境整備策定にかかる経費は単市事業としておこない、設計委託料は12,509,350円であった。

なお、策定委員会が立ち上がる前年の昭和62年度から、市役所内の関係課と環境整備計画の協議を開始した。関係課は、企画課、都市計画課、耕地課(当時)、担当課の社会教育課(当時)、後に財政課、建設課、農林課が加わり、策定委員会が開催されてからは策定委員会の幹事会として位置付け、環境整備上想定される問題点について協議をおこなっている。

環境整備基本計画　史跡伯耆国庁跡附法華寺畑遺跡全体整備構想の基本的方向と整備指針は、次のようにまとめられている。

＜基本的方向＞

・“水と緑と文化のまちづくり”(当時のまちづくりキャッチフレーズ)の拠点「歴史の里ー倉吉の顔」となる整備を目指し、遺構の保護・整備をはかるとともに、広く市民に顕彰する。
・倉吉市の緑地系ネットワークの中で、自然公園(打吹山)に対比できる歴史公園(文化的拠点)としての活性化をはかる。
・3史跡(伯耆国分寺跡・伯耆国庁跡・法華寺畑遺跡)及びそれらの周辺領域を一体的に整備する。
・高齢化社会に対応できる魅力ある空間形成をめざす。
・観光・レクリエーションの拠点とする。
・計画地内の自然環境、人文環境は、最大限保全・活用する。

＜整備指針＞

・歴史の里として、古代の匂いが漂う公園づくりをめざす。
・3史跡を顕在化させる空間構成とするとともに、一般の人々にわかり易い遺構整備をめざす。
・計画地内を安全かつ快適に連絡できる歩行者系空間を確保する。また、周辺地域からの近より易さ、わかり易さに配慮した空間構成とする。
・高齢者の屋外生活行動に対応した魅力ある施設や場を提供する。
・倉吉市民、特に周辺住民の屋外レクリエーション要求に対応した場とするとともに、観光拠点となり得る基盤整備をはかる。
・国庁裏神社との有機的つながりを確保するとともに、周辺部の神社林の保全・活用をはかる。計画地内のその他の現況林についても、整備計画上支障がない限り保全・活用する。

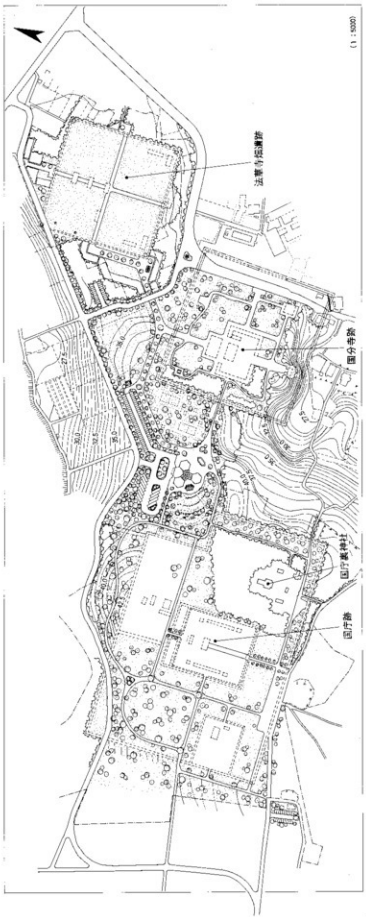

第13図　史跡伯耆国庁跡附法華寺畑遺跡環境整備基本計画図

この全体整備構想の基本的方向と整備指針を受け、3史跡の近接性、当該計画地の空間特性及びその周辺土地利用特性等に着目し、以下のように史跡整備計画方針を整理した。

①当該計画に伴う付け替え道路は、史跡指定区域外に設置するものとする。ただし、現道を拡幅整備する道路はこの限りでない。

②当該計画地の広大で開放的な雰囲気を確保しつつ、史跡の領域や各種遺構の位置・形状が認識し易い垂直的な遺構表示をはかる。

③全体空間イメージとしては、周辺農地等の現況景観に調和すべく自然的でおおらかな雰囲気とする。

④近接した3史跡をそれぞれ顕在化させるために、各史跡の領域（境界）の明示は固有のものとする。

法華寺畑遺跡整備基本計画　「史跡伯耆国庁跡附法華寺畑遺跡環境整備計画報告書」では、伯耆国庁跡と法華寺畑遺跡の環境整備計画の検討がなされているが、ここでは法華寺畑遺跡について紹介する。

計画方針と整備イメージ

・史跡の領域を明確化するため周囲柵列跡（板塀）を列柱（高さ3.0m、直径0.3m、2.4m間隔）で表示する。また、東西南北の門跡の断面形状をモチーフとしたフレームにより表示する等、法華寺畑遺跡では比較的洗練化された、立ち上がりのある遺構表示デザインをめざす。

・建物跡の整備では尼寺であることから、やさしい、柔らかさを有するイメージで立体的に遺構の大きさを体感できる整備をはかる。

・夜間の利用にも配慮した演出をはかる。

・史跡内の園路は東西・南北の各門を結ぶ最も単純化した線形とし、建物遺構以外のスペースは、多目的利用の可能性を残す芝生広場とする。

・史跡内へは、南門を除く各門からの出入りが可能な形状とする。各門前の入口広場及び園路周辺部には、農の風景をイメージし、またその花を楽しめる等、多用な意味を持つ果樹園（モモ、ナシ等）を導入すること等により、史跡形状の明確化と周辺景観との調和をはかる。

・入口広場には、ヴィジュアルに史跡を案内・説明する施設及び休憩・便益施設等を設置する。

上記の計画方針によって①造成計画内容、②施設計画、③植栽計画、④排水系統計画、⑤給水系統計画、⑥電気系統計画及び諸施設のデザインイメージについて提言されている。なお、基本計画で積算された工事費の概算は、伯耆国庁跡が738,645,600円、法華寺畑遺跡が272,027,000円であった。

註

1　坂田友宏　「鳥取県の葬送・墓制」（『中国の葬送・墓制度』）　昭和54年

Ⅲ　環境整備事業の概要

1　事業の経過

環境整備事業の開始まで　公有化した土地は草刈などの維持管理はおこなっていたが、土地の買上げ事業が長期となったため、地元から環境整備事業の早期着手を要望する声が強くなった。特に民家に近い法華寺畑遺跡は、集落に隣接した農地であったことから、長く草地となっていることに対する不満がでていた。このような状況の中、民有地買上げのめどがついた平成５年度から環境整備事業着手について関係機関と協議を開始した。協議の結果、伯耆国庁跡から事業に着手すべきだが、地元の理解を得るために法華寺畑遺跡から開始し伯耆国庁跡へ移行することと、事業費の関係から法華寺畑遺跡・伯耆国庁跡とも文化庁の補助事業「史跡等活用特別事業（ふるさと歴史の広場）」を受けておこなう事務局の方針が決定した。また、事業の開始は平成７年度からとし、平成６年７月に平成７年度文化財関係補助事業計画を鳥取県教育委員会事務局文化課に提出した。

環境整備委員会　平成７年５月に史跡等保存整備費（一般）の内示を受け、「史跡伯耆国庁跡附法華寺畑遺跡環境整備委員会」を立ち上げた。委員会の構成と協議実績は表３・４のとおり。

表３　史跡伯耆国庁跡附法華寺畑遺跡環境整備委員会名簿

役職	氏名	所属
会長	名越　勉	倉吉市文化財保護審議会会長
副会長	岩井　清	社地区自治公民館協議会長　（平成７年度）
副会長	岡本武雄	社地区自治公民館協議会長　（平成８年度から）
委員	小野健吉	奈良国立文化財研究所　主任研究官
委員	狩野　久	岡山大学教授　（平成11年度から京都橘女子大学教授）
委員	佐藤興治	堺市博物館　副館長
委員	藤井弘通	倉吉市議会議員
委員	手嶋義之	倉吉市文化財保護審議会委員　（平成８年度まで）
委員	伊佐田靖之	倉吉市文化財保護審議会委員
委員	秋藤宏之	倉吉市助役　（平成９年度まで）
委員	柴田一彦	倉吉市助役　（平成10年度から）
委員	有福一雄	倉吉市建設部長　（平成７年度）
委員	松井一郎	倉吉市建設部長　（平成８年度から平成９年度まで）
委員	福永孝行	倉吉市建設部長　（平成10年度から）
委員	足羽一昭	倉吉市教育委員会教育長
指導		文化庁文化財保護部記念物課
指導		鳥取県教育委員会事務局文化課

表4　史跡伯耆国庁跡附法華寺畑遺跡環境整備委員会協議実績

	開催日	協議内容
第1回	平成7年6月22日	○環境整備方針の検討　ア歴史的建造物等の復元　イ遺構全体模型の設置　ウ史跡等の活用上必要と認められる事業をおこなうことに決定 ○設計業者の選定
第2回	平成7年8月31日	○実施設計の検討　施設デザインの検討
第3回	平成8年3月6日	○実施設計の検討　遺構復元　遺構表示　屋外展示模型　園路広場工　便益施設工　休養施設工　管理施設工　修景施設工　整備範囲と工事費概算
第4回	平成8年9月12日	○実施設計の検討　遺構復元　遺構表示　屋外展示模型　園路広場工　便益施設工　休養施設工　管理施設工　修景施設工　工事費概算
第5回	平成9年2月25日	○門跡復元について　柵列跡復元について　建物跡表示について　便所の計画のついて　地元要望について
第6回	平成9年8月28日	○柵列跡の排水方法　園路排水溝　工事費概算
第7回	平成10年3月24日	○追加指定部分の整備方針　溝跡遺構表示　西門・柵列実物大復元設計
第8回	平成10年12月26日	○西門・柵列実物大復元周辺整備　サインの検討　遺構復元模型の検討
第9回	平成11年6月2日	○追加指定部分の整備計画
第10回	平成12年7月6日	○追加指定部分の整備計画

事業の推移　法華寺畑遺跡環境整備事業は、平成7年度、第1次実施設計に着手することによって開始した。各年度の事業内容等は次のとおりであり、事業費内訳は表5である。

平成7年度　第1次実施設計　委託業者　(株)景観設計研究所

平成8年度　第2次実施設計　委託業者　(株)景観設計研究所
環境整備事業に伴う発掘調査　調査面積653m²　直営
環境整備工事　工事請負者　(株)潟池組山陰支店
工事監理　(株)景観設計研究所
工事内容　造成土工・撤去工（アスファルト舗装・竹林）・排水工（透水管・集水桝など）・給水工・電気工・植栽工

平成9年度　環境整備事業に伴う発掘調査　調査面積223m²　直営
環境整備工事　工事請負者　(株)潟池組山陰支店
工事監理　(株)景観設計研究所
工事内容　造成土工・施設工（柵列跡掘立柱など）・排水工・給水工・電気工（ライトアップ）・植栽工（張芝など）・灌漑用給水工
歴史的建造物（西門・柵列）復元基本設計
委託業者　(財)文化財建造物保存技術協会

表５　法華寺畑遺跡環境整備事業年度別事業費の内訳

年度	事業主体	面積	整備内容及び経費		事業費	財源内訳				備考
						国庫補助金	県補助金	起債	一般財源	
平成７	倉吉市		第１次実施設計	8,537,800	10,000,000	5,000,000	1,666,000	0	3,334,000	記念物保存修理事業
			事務費等	462,200						
８	倉吉市	35,000	第２次実施設計	10,463,000	100,000,000	50,000,000	16,666,000	33,300,000	34,000	史跡等活用特別事業
			環境整備工事設計監理	4,377,500						
			環境整備工事(整地)	82,936,630						
			発掘調査	1,882,563						
			事務費等	360,307						
９	倉吉市	35,000	環境整備工事設計監理	7,056,000	135,838,000	65,000,000	21,666,000	40,500,000	8,672,000	史跡等活用特別事業
			環境整備工事(造成土工等)	121,196,250						
			発掘調査	1,338,827						
			・防災工事	1,935,000						
			・四脚門復元基本設計	3,843,000						
			事務費等	408,923						
10	倉吉市	35,000	環境整備工事設計監理	5,197,500	143,318,000	70,000,000	23,333,000	46,600,000	3,385,000	史跡等活用特別事業
			環境整備工事(造成土工等)	105,801,150						
			・四脚門復元基本設計	3,318,000						
			四脚門復元工事設計監理	7,350,000						
			四脚門復元工事(木材粗加工(一部))	21,325,550						
			事務費等	324,800						
11	倉吉市	2,500	環境整備工事設計監理	1,680,000	150,000,000	75,000,000	25,000,000	37,500,000	12,500,000	史跡等活用特別事業
			環境整備工事(造成土工等)	69,122,150						
			四脚門復元工事設計監理	4,368,000						
			四脚門復元工事	74,500,000						
			事務費等	329,850						
12	倉吉市	3,800	環境整備工事設計監理	3,675,000	34,240,033	17,000,000	5,666,000	8,500,000	3,074,033	記念物保存修理事業
			環境整備工事(造成土工等)	29,171,100						
			事務費等	1,153,900						
			・四脚門完成記念講演会(パンフレット印刷等)	240,033						
計					573,396,033	282,000,000	93,997,000	166,400,000	30,999,033	

注：・は非補助事業。（事業費等にも非単独部分が含まれる場合もある。）

平成10年度　環境整備工事　工事請負者　(株)鴻池組山陰支店
工事監理　(株)景観設計研究所
工事内容　造成土工・施設工（遺構表示・柵列跡掘立柱・遺構模型・各種サインなど）・排水工・電気工（ライトアップ）・植栽工

歴史的建造物復元基本設計　委託業者　(財)文化財建造物保存技術協会

歴史的建造物復元工事　工事請負者　(株)鴻池組山陰支店
設計監理　(財)文化財建造物保存技術協会
工事内容　材木加工

平成11年度　環境整備工事　工事請負者　(株)鴻池組山陰支店
工事監理　(株)景観設計研究所
工事内容　造成土工・施設工（遺構表示・柵列跡掘立柱）・排水工・電気工・植栽工

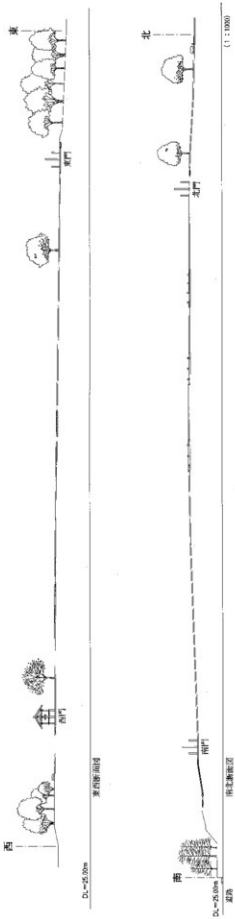

第14図　法華寺畑遺跡環境整備断面図

歴史的建造物復元工事
工事請負者　(株)鴻池組山陰支店
工事監理　(財)文化財建造物保存技術協会
工事内容　西門・板柵復元

平成12年度　環境整備工事
工事請負者　東亜土木(有)
工事監理　(株)景観設計研究所
工事内容　追加指定部分の造成土工・施設工(遺構表示・柵列跡掘立柱)・排水工・電気工・植栽工

なお、平成13年度は、法華寺畑遺跡環境整備事業の最終年度とし、国庫補助〔史跡等保存整備費（一般)〕と県費補助を受けて便益施設を整備する予定である。

2　整備方針

整備方針　整備方針は、平成2年度に策定した「伯耆国庁跡附法華寺畑遺跡環境整備計画報告書」の基本的方向と整備指針にもとづき（前章2　環境整備基本計画)、以下のとおりとした。

（1）ゾーニング　入口広場ゾーン、遺構展示ゾーン、遺跡外ゾーンから構成する。入口広場には、視覚的に遺跡を案内・説明するサインや復元模型、休息・便益施設などを設置する。入口広場は、伯耆国分寺跡と伯耆国庁跡との関連から史跡の南西側に設ける。

（2）動線　史跡内の園路は東西・南北の各門を結ぶ最も単純化した線形とし、建物跡などの遺構以外のスペースは、多目的利用の可能性を残す芝生広場とする。

（3）景観形成　遺構と一体化、調和した古代の風景の形成。史跡の領域を明確に認識できる一体性、連続性のある景観構成、遺構表示形態を考える。演出照明の積極的な展開。

（4）遺構整備　遺構表示は法華寺畑遺跡ⅡA期とし、各遺構表示と環境整備とのデザイン異差の明確化。立体的に遺構の大きさを体感できる立ち上がりのあ

る遺構表示デザインをめざす。南門・北門・東門などの各門跡と建物跡、柵列跡、溝跡を遺構表示整備とする。

（5）歴史的建造物の復元　柵列跡の一部を実物大復元する。

3　造成工事と景観形成

造成工事　法華寺畑遺跡は、南西から北東に延びる丘陵上に位置する。西門跡から北門跡を結ぶ線が丘陵の尾根筋にあたり、北西・南東・北東側が傾斜面となっている。史跡内では、西門が所在する旧市立社保育園周辺が標高34mと最も高く、史跡の南東端部が26mと最も低い。表土から遺構検出面までの深さは、中心建物付近で約0.3～0.5m、南東隅部付近で0.2mであった。

表土から遺構検出までがあまり深くないことと、火山灰性のクロボク層で覆われていることから、盛土による遺構保護を大前提とした造成をおこなった。盛土は真砂土をもちい、現況地形を極力生かし、埋設管などの工事から遺構を保護するため約0.5mの厚さとした。ただし、遺跡の南門から南東隅付近にかけては中心建物付近との比高差が大きく、造成後に広場として利用しづらくなる恐れがあり、約1.7mから2.0mの盛土とした。このため、南東隅部に旧地形にみられない段差が生じ、さらに、土留めのためのコンクリートウォール（長さ6.0m、高さ2.0m）を設置せざるを得なかった。

排水・給水工事　雨水などの排水は、地形から史跡の北側と南側で地区外に放流している。北側は、市道を経て、県道の道路側溝から西側の丘陵端部を流れる農業用水に放流。南側は県道の道路側溝から国府集落内を横断する市道側溝を経て不入岡川に放流している。北側は民家がほとんどなく大きな問題は発生しなかったが、集落を横断する南側で問題が発生した。排水計画が整備完了時点の数値で計算してあったため、造成工事がほぼ完了し裸地状態であった平成9年度に県道が冠水することが度々発生した。このことから、地区住民より排水計画に対する不安の声があがり、道路管理者である鳥取県倉吉土木事務所と倉吉市建設課と協議し、側溝などの改良工事をおこなった。工事は県道・市道でそれぞれの単独事業として施工された。

史跡内の処置は、芝生生育を考慮して透水管を埋設し、民地・道路に接する境界部分には側溝を設け、東側現況林と接する部分はそのままとした。また、遺跡の区画溝は表面排水側溝を兼ねることとした。

給水は、水飲みに上水を使用するが、散水には農業用水を使用した。散水は埋め込み式散水栓を遺跡内に4箇所、遺跡外の指定地内に9箇所設置し、手撒き散水とした。

植栽工事　環境整備事業に着手する前の法華寺畑遺跡の状態は、南側の県道沿いに植林されたスギ・ヒノキ林と雑木林及び竹林が広がり、社保育園跡地にソメイヨシノ桜の古木が8本存在する以外、畑跡地の空間となっていた。県道沿いのスギ・ヒノキ林は、県道と遺跡の緩衝帯として、桜の古木も景観木として保全する以外、雑木林や竹林は伐採した。

150m四方に区画される法華寺畑遺跡の内部は、多目的な利用ができるよう芝生広場とするが、緑陰を形成するために落葉高木のケヤキを適宜配置した。入口広場は、周辺の景観とつながる緑

をつくるため、果樹を主とする植栽をおこなうとともに、万葉のイメージを演出し入口らしい風格や華やかさを表現する花木による修景をおこなった。樹種は、ヤマザクラの列植、ウメ、ハナモモ、スモモ、ナシ、アキニレ、コナラ、ウツギ、ハナカイドウ、ガクアジサイ、ヤマブキ、ムラサキシキブ、ヤマツツジなど。

北辺区画溝より北側は、市道に面しており補助的な入口として利用されることが考えられることなどから休憩広場とし、落葉樹を主とする疎林状の植栽をおこなった。樹種はヤマモモ、コナラ、ケヤキ、アキニレ、コブシ、エゴノキなど。また、道路からの進入車両を防ぐために道路沿いにヒラドツツジを倉吉ライオンズクラブから寄付を受けた。

東側は、県道や集落との緩衝地帯を形成するため、周辺の現況林と一体となり、周辺景観と調和する緑をつくるための植栽をおこなった。樹種は、シラカシ、スダジイ、ヤマモモ、コナラ、ヤマザクラ、ケヤキ、エゴノキなど。また、遺跡の南側は道路との緩衝のため現況木のスギ・ヒノキ林の疎林とし、疎林と南門の間は入口広場の植栽イメージと連続する低木植栽をおこない、古代の風景の再現をねらった。樹種は、低木のガクアジサイ、タニウツギ、ヒラドツツジ、ムラサキシキブ、ヤマツツジ、ヤマハギなど。

園路　遺跡内の園路は、南門と北門、東門と西門を直線的結ぶ線に設定した。園路の幅は3.0m、両側に幅0.29mの自然石排水溝を設けた。園路上面は、管理用車両が通行できるよう路盤砕石ＲＣ－40を15㎝敷き厚さ４㎝の脱色アスファルト舗装（不透水性　種石：石灰岩）を施した。

遺跡外の園路は、入口広場から南門に至る間に設定した。遺跡内と異なり曲線のあるものとして、幅は3.0m、路盤砕石ＲＣ－40を敷き厚さ５㎝の透水性土壌硬化舗装とした。表層材料及び配合量は、良質ふるい真砂土（１㎥）＋普通セメント（100kg）＋混和材ＭＲ－７ｓ（35㎏）である。自然の道の雰囲気を出すため園路に縁石などは設けなかった。

なお、南門の南側には、発掘調査結果を参考にして、両側に幅0.8mの側溝をもつ幅6.0m道路状遺構を表示し、遺跡外園路に接続した。道路状遺構の表現は、道路部分を玉砂利を種石とした洗い出しブロック舗装とし、側溝部分は脱色アスファルト舗装（種石：玉砂利）とした。

電気設備　夜間利用や夜間の景観を意識した照明計画のもと、保安灯（地上高約4.3m　本体鋼板製耐候性塗装仕上げ　水銀蛍光ランプ100W）を入口広場に５灯、遺跡内の南側に３灯、史跡北側に１灯を設置。演出照明として門跡・掘立柱柵列跡ライトアップ施設〔本体ステンレス　強化ガラスカバー（耐化重1,000kg）　ダイクロイックハロゲンランプ50W〕115箇所と、建物跡の掘立柱表示内にフットライト（本体アルミダイキャスト　ハロゲンランプ12Ｖ／10Ｗ）を40箇所設置した。分電盤は見学者から目立たない史跡の南東隅に設置し、西門の前にイベント用コンセント盤を設置した。

4　遺構表示

各遺構表示の方針　各遺構の表示は、法華寺畑遺跡が最も整えられたⅡＡ期段階とし、表示施設の根拠は発掘調査結果に基づいた。ただし、遺構の数値にばらつきがあるものや根拠が薄いもの

などは環境整備委員会で検討し決定した。

建物表示　中心建物のＳＢ05・ＳＢ06・ＳＢ07及びＳＢ07の西側のＳＢ03、南西隅と南東隅にそれぞれＬ字形に配置された４棟の建物、北東隅の東西棟建物についておこなった。それぞれの建物はいずれも掘立柱建物であることから、同一の遺構表示としている。

各掘立柱建物跡は、推定される軒出の部分まで洗い出しブロック舗装し表示した。洗い出しブロック舗装は、身舎部分が城陽金華サビ、軒出部分が庵治サビ、身舎と軒出の間の壁部分を白色レンガと材質を変えた。この洗い出しブロック舗装は、凍結による剥離を防ぐためプレス成形品の洗い出しブロック（20cm×10cm×６cm）を使用した。

柱跡の表示は、柱穴痕跡をもとに、径29cmの木柱40cm立ち上げを原則とした。ただし、園路に重なる部分については、木柱を地面に埋め込み通行機能を確保した。木柱は、カナダ産レッドシーダ材のローリング加工をもちい、白木のままとした。なお、建物跡の四隅の柱をはじめ数本の柱にフットライト（ハロゲンランプ12V／10W）を埋め込んだ。

区画溝の表示　溝跡は、溝幅1.5mとし、深さは広場に接することから安全性を考慮し９cmとし、区画溝全周を表示した。溝跡上面は、路盤砕石ＲＣ－40を10cm敷き、厚さ３cmの脱色アスファルト舗装（不透水性種石：玉砂利）を施した。

掘立柱塀（柵列）の表示　法華寺畑遺跡のスケール感を直接的に訴え、一体的な景観を形成する必要性から一辺150m四方の掘立柱塀（柵列）のうち掘立柱をすべて表示した。掘立柱の表示間隔は真々で2.429m、地表面からの高さ2.25m、径0.27m。柱の材質は、屋外に表示することから、耐久性と加工性に富むカナダ産レッドシーダとした。材の表面はローリングを施した。また、柱材の防腐対策として、天端に厚さ２mmの銅板を釘留めで覆い雨水の浸入を防ぐとともに、地際を溝跡上面と同じ不透水性の脱色アスファルト舗装で固めた。地際舗装の表面には排水勾配をとった。

柱は独立柱となるため、中央に柱穴を設けた高さ0.5m、0.9m×0.9mのコンクリート基礎に、鉄筋を配した柱を立てた。なお、南・北・東の各門の両側柱５本分と、区画の南西・南東・北東の各隅部の両側それぞれ柱５本分は将来的に板塀を復元可能とするため、コンクリート製の基礎にベースプレートを取り付け柱をアンカーボルトで固定した。また、柱の足下には原則２本おきにライトアップ用の照明を埋め込み、夜間においてもその存在感、歴史性が顕在化されるようにしている。

門跡の表示　西門を歴史的建造物として実物大復元し、他の南・北・東の各門は遺構表示とした。詳細は次章で述べるが、歴史的建造物復元検討段階で提示された「鳥居形門」を意識したデザインとした。

表示内容は、径0.33mの主柱を地表面から高さ3.909mに立ち上げ、控柱は0.27mの径で2.25m立ち上げた。主柱、脇柱の構造及び仕様は、掘立柱と同様である。平面は、復元される西門と同じ範囲を脱色アスファルト舗装（不透水性種石：玉砂利）で表示した。また、主柱と控柱の足下にも掘立柱塀と同様にライトアップ用の照明を設置した。

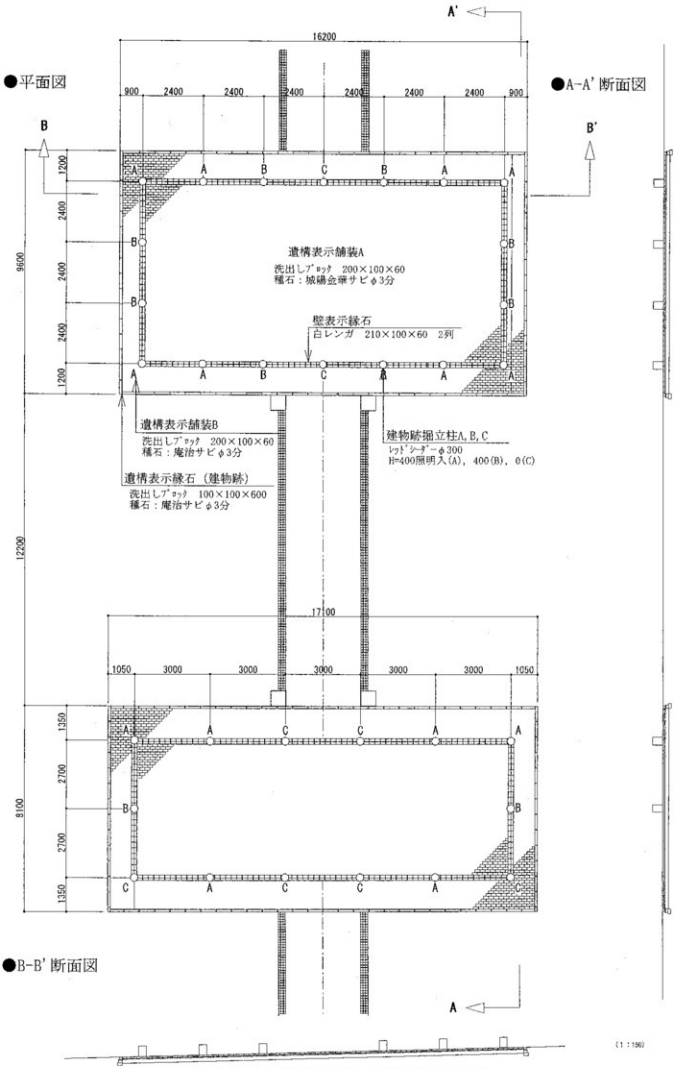

第15図　中心建物（ＳＢ06・07）遺構表示設計図

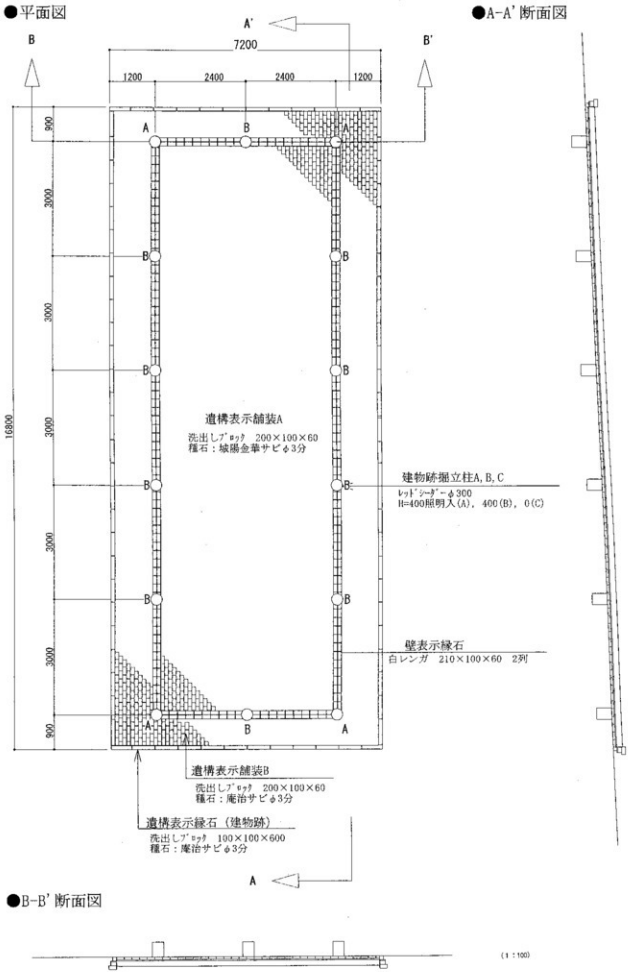

第16図　東南隅建物（ＳＢ012）遺構表示設計図

●平面図

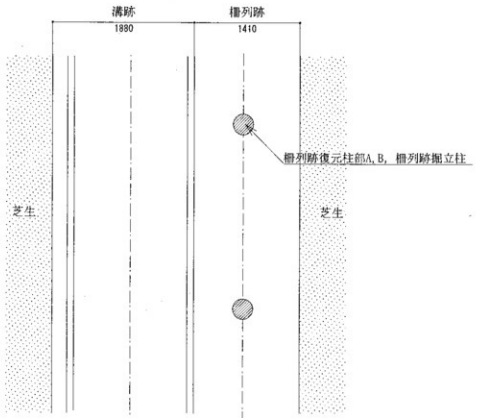

●断面図

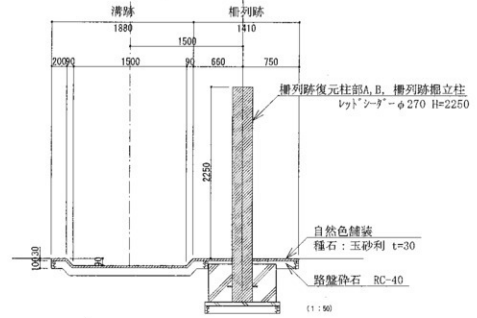

第17図　柵列跡・溝跡遺構表示設計図

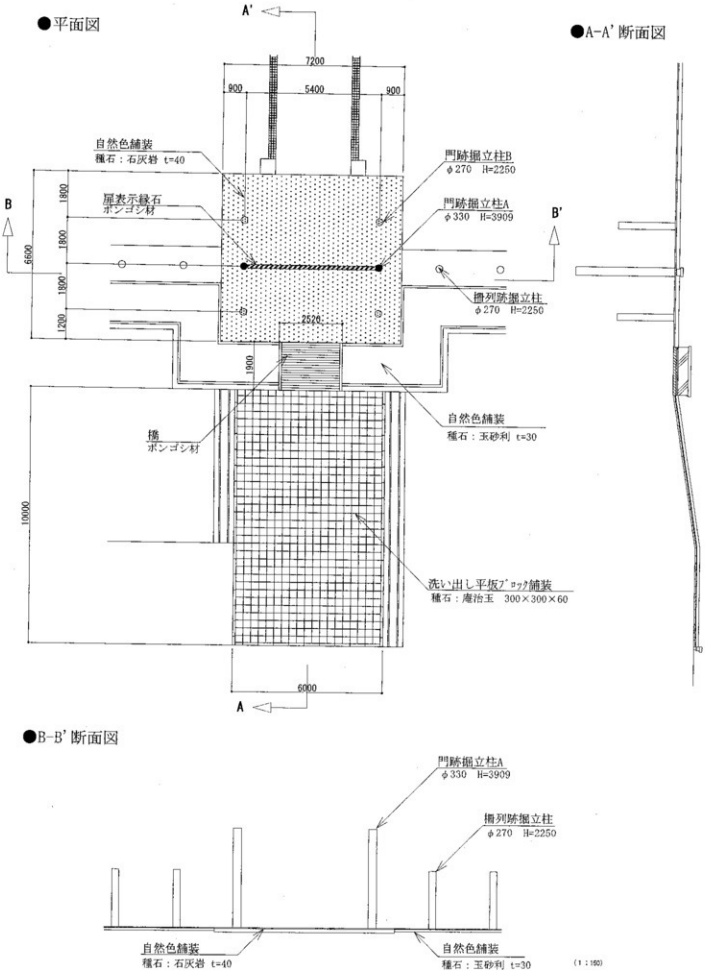

第18図　南門遺構表示設計図

●平面図

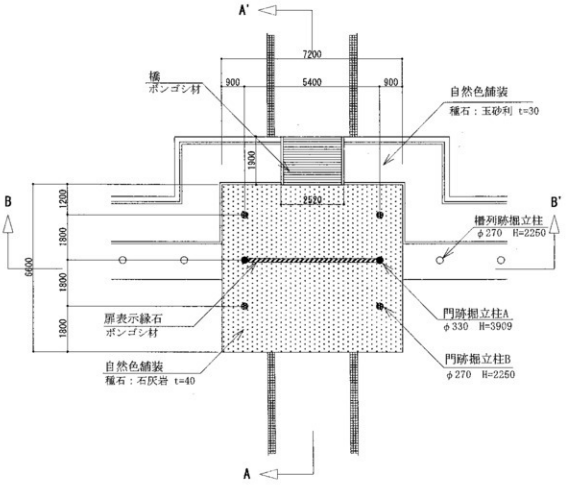

●A-A'断面図

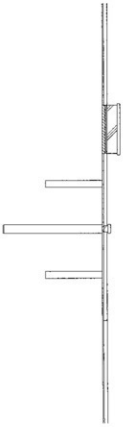

●B-B'断面図

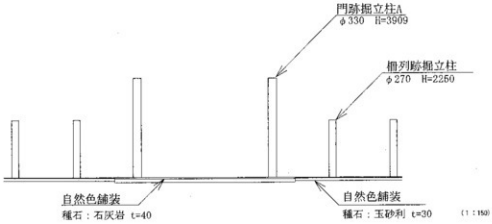

第19図　北門遺構表示設計図

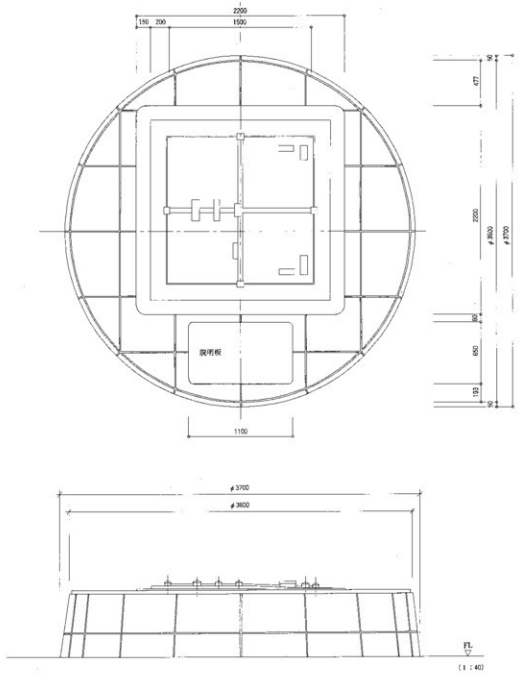

第20図　屋外展示模型設計図

5　その他の施設

遺構復元模型　遺構復元模型は、アルミ鋳物製、100分の１縮尺で製作し、遺跡の南西端近くの入口広場内に設置した。これは、模型と整備した遺構表示が対比できるように配慮したもの。遺構表示と同様に法華寺畑遺跡ⅡA期段階の遺構復元を、地形を含めて表現したが、建物や柵列、門は地形縮尺に対し1.4倍のスケール（建物の縦横比率は１：１）模型として立体感をだした。模型の大きさは、2.20m四方で、遺跡内の表示に限った。アルミ鋳物は着色が可能であったが、退色などの問題からアルミ色のままとしている。また、アルミの肌を荒らすことによって地表面を表した。この模型を、径3.70m高さ0.70mの円形の花崗岩化粧コンクリート台に据えているが、

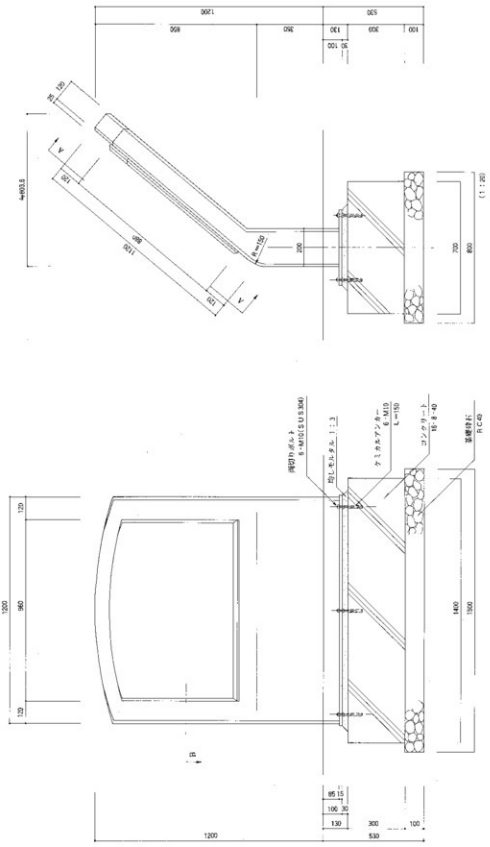

第21図　遺跡説明サイン設計図

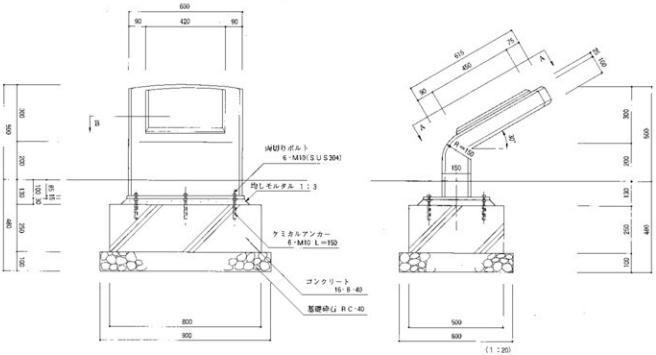

第22図　遺構説明サイン設計図

高さの設定は見易さといたずら防止を考慮した結果である。なお、建物などの遺構復元模型の制作には、特に環境整備委員の佐藤興治氏の指導を受けた。

遺構復元模型には、アルミ鋳物が強固で表面の細かい表現が可能であることから採用したが、踏圧などによる建物や門、板塀の損壊が懸念された。特に板塀は薄い板状であり、破損する恐れがあり、鋳型を保存し補修が可能な状況にしている。

案内板　遺跡全体を説明する案内板を入口広場に設置し、西門跡近くに門跡・溝跡・柵列跡の説明板、中心建物跡・南門跡・南西隅建物跡の付近に各遺構説明板、北側の広場に遺跡説明板を設置した。案内板、説明板とも、本体はアルミ鋳物製（ＡＣ－３Ａ）でクロム酸皮膜処理後にアクリル樹脂焼付け塗装仕上げとしたものに、文字を浮き彫り状にしたアルミ鋳物製の説明板を取り付けた。説明板の大きさは、入口広場の案内板が縦0.88m・横0.96m、他は縦0.45m・横0.42mの大きさ。

なお、法華寺畑遺跡指定地の南西端、県道と市道の三叉路側に「史跡　伯耆国府跡　国庁跡　法華寺畑遺跡　不入岡遺跡」の案内板を設置している。この案内板は、倉吉ライオンズクラブ創立40周年の記念に寄贈されたもので、大型の自然石にカラー磁器板を貼り付けたものである。案内板は１枚縦0.6m・横0.6mの磁器板を４枚組み合わせたものである。

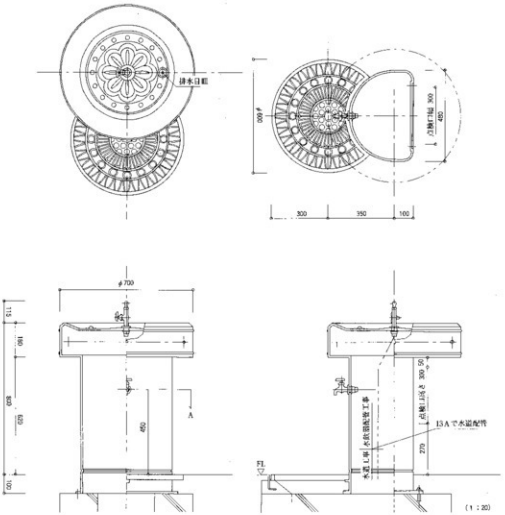

第23図　水飲み施設設計図

水飲み・車止め　水飲み施設は、入口広場内に１基設置した。施設本体はアルミ鋳物製でアクリル樹脂塗装を施した。頂部の水受部には伯耆国分寺跡出土軒丸瓦の瓦当をデザイン化した文様を浮き彫り状に表現した。この軒丸瓦は、伯耆国庁跡や法華寺畑遺跡でも出土しており、今後に計画されている伯耆国庁跡の整備事業でも使用する予定である。

また、入口広場と市道の接する所と、北側広場の入口部分に車止めを設置した。車止めは、径16㎝、高さ50㎝の円筒形で、アクリル樹脂塗装を施したアルミ鋳物製とした。この車止めも、頂部に水飲み施設と同様の瓦当文様を施した。

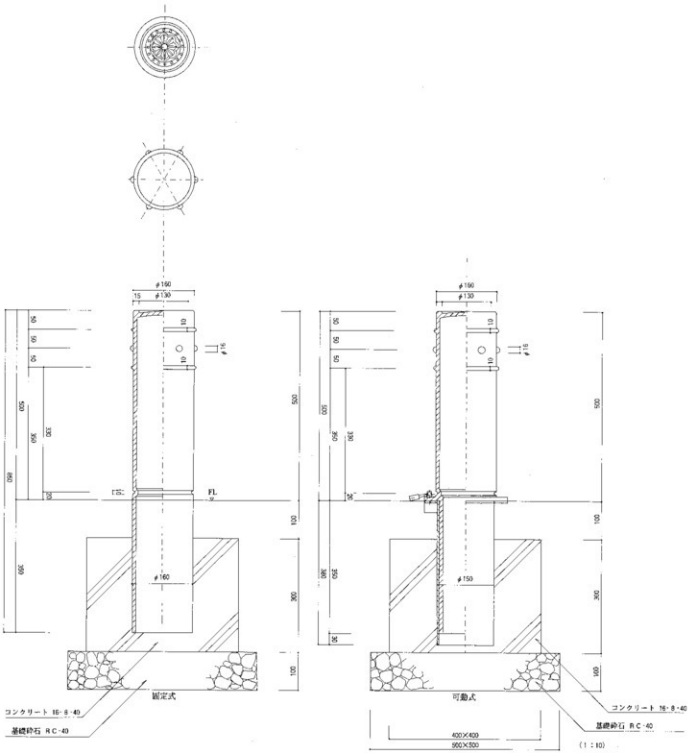

第24図　車止め（固定式と可動式）設計図

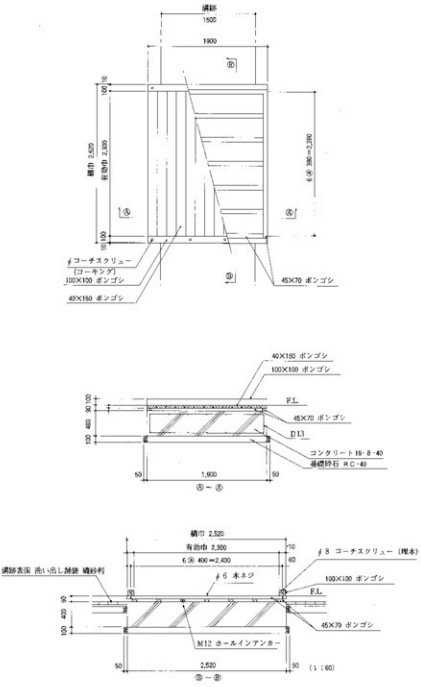

第25図　橋設計図

橋　法華寺畑遺跡を区画する溝跡では、溝を渡る橋状の遺構が検出されていない。しかし、公園として活用するために各門の前に橋状の施設を4箇所設けることにした。遺構表示と調和し、管理車両などの通行に耐え、耐水性が要求されることから、アフリカ産のボンゴシ材を使用した。橋幅は2.52m、長さ1.9mの規模。

便益施設　便所と休息施設を兼ねた便益施設を、平成13年度に入口広場南東端に建設する予定である。建物は倉吉の町屋の特徴である白壁の石州瓦葺きを計画している。

その他　入口広場にカリフォルニアレッドウッドを使用した固定式のベンチを4基設置したが、ゴミ箱及び灰皿などは設置しなかった。

Ⅳ　歴史的建造物の復元

1　四脚門の設計に至るまで

環境整備の基本計画　平成２年度に策定した環境整備基本計画では、歴史的建造物復元を伯耆国庁跡でおこない、法華寺畑遺跡では比較的洗練された立ち上がりのある遺構表示デザインとする方針となっていた。平成７年度に立ち上げた環境整備委員会で、史跡等活用特別事業（ふるさと歴史の広場）の採択を受けて事業を実施すること、事業内容は補助事業対象のうち、○歴史的建造物等の復元、○遺構復元模型の設置、○その他史跡等の活用上必要と認められる事業をおこなうことが決定された。

復元する歴史的建造物は、法華寺畑遺跡の四周を区画する棚列で検討された。復元する棚列は、全周ではなく、各辺の門跡の両側と区画四隅のうち、復元が不可能な北西隅を除く三隅での復元で準備を進めた。しかし、復元する棚列が取り付く門跡の遺構表示の方法が問題になり、環境整備委員会で協議を重ねるなか、門跡を歴史的建造物で復元する案が地元委員からだされた。これに対して、「門跡の復元考察をおこない、しっかりとした見積もりをおこなえば経費的にも可能になるかもしれないので、まず早急に門の復元考察をおこなうべきでは。」との指導助言があった。このため、奈良国立文化財研究所建造物研究室主任研究官（当時）の村田健一氏に、復元の検討をしていただくことになった。

鳥居形門の復元案　村田健一氏は、法華寺畑遺跡で発掘された各門跡の遺構実測図及び重要文化財に指定されている四脚門約80例を検討され、復元案について次の提言をされた。

①四脚門で現存するものは、嘉禎３年(1237)に建立された宗源寺四脚門（歓学院表門）を最古として、いずれも13世紀以降のものであり古代のものはみられない。

②法華寺畑遺跡の桁行寸法が5.2mと広く、現存する四脚門と対比すると妙心寺勅旨門や建仁寺勅旨門など最大級クラスの数例しかない。地方遺跡に勅旨門クラスの門が、それも四箇所も建立されていたとは考えられない。

③桁行が広いと棟木が長く太くなり、法華寺畑遺跡の門跡で発見されている柱穴痕跡では支えきれないと思われる。

④以上のことから、門の形態として最も妥当なものとして考えられるのは、事例は残されていないものの、掘立柱の主柱を控柱で支える鳥居形の門ではなかろうか。

この提言に対して、環境整備委員会では、主柱と控柱の柱掘方がほぼ同じ規模などの疑問点がだされたが、「鳥居形門という考えは、個性的で遺構の性質から想定されており、ユニークでよい。」との意見が多く、鳥居形門の復元で準備を進めることになった。(図26)

四脚門復元案　鳥居形門復元の基本設計を財団法人文化財建造物保存技術協会に委託したが、事例がないことから協会内部で検討がおこなわれた。その結果、鳥居形門では資料がなく文化庁の復元検討委員会の了解をとることが難しいこと、桁行が広くても検出されている柱穴で四脚門は建つという意見がだされた。中心になって資料の検討をしたのは、設計第２課長（当時）の近藤

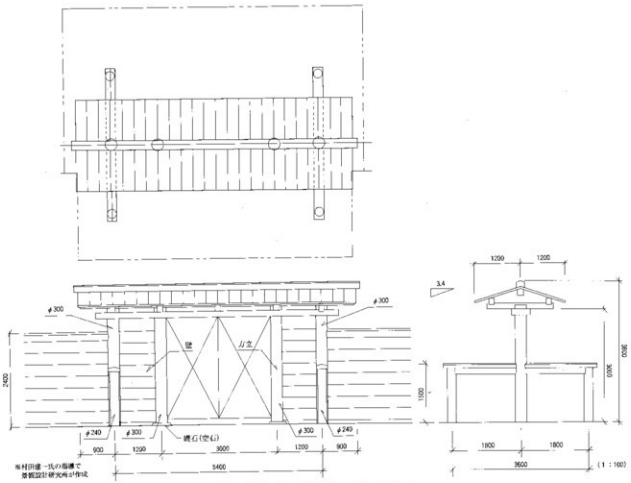

第26図　鳥居形門復元計画図面

光雄氏だった。協会の意見を環境整備委員会で報告したところ、委員からは村田氏がそれなりに検討して提言された鳥居形門案を四脚門案に戻すことに反対する意見が多かった。ただし、建築史の専門家が環境整備委員にいないことから結論は保留され、村田氏と協会との話し合いの場を事務局が設定し、しっかりとした見解をだしてもらい決定することになった。その後の協議により、四脚門復元案が承諾され、平成９年10月に「法華寺畑遺跡西門・棚列実物大復元　基本設計説明書」を文化庁に提出した。

なお、門の復元位置については、遺跡の正面である南門案があったが、南・北・東・西の各門とも同規模・同形態が想定されること、南門付近は指定地敷地境界の南端にあたり（検討段階）復元の効果が薄いと思われること、入口広場を遺跡の南西隅から西辺に沿うように設置していること、全体の整備での主たる動線が西門跡にあること、西門跡の周辺に桜の古木が分布しており景観的に優れていることなどから、西門を復元することに決定した。

2　四脚門の復元設計

復元基本設計　古代に建立された四脚門の事例が存在しないことから、奈良時代の建築物や絵図、古代建築の研究書籍、現存する四脚門などを検討して復元案が作成された。また、発掘された遺構の検討から、桁行が中央間17.0尺、脇間17.2尺、梁行6.6尺等間の糸巻型の平面形（図28）で、

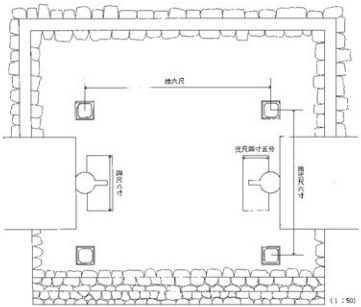

第27図　不退寺南門平面図

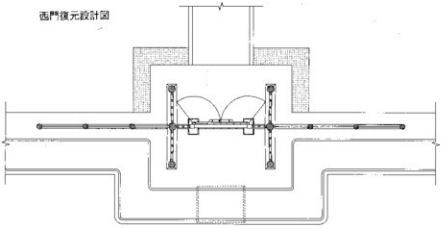

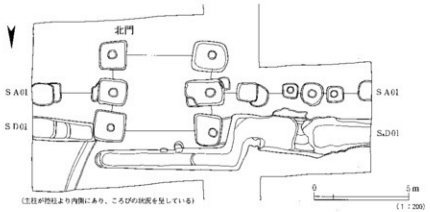

第28図　西門復元設計図・北門平面図

表6　設計根拠概要

区分	構造形式	主要寸法	遺構等復元根拠・資料	参考建物・文献	備考
概要	四脚門　切妻造　板葺				
平面	四脚門	桁行　中央間17.0尺　脇間17.2尺 梁間　6.6尺×2間=13.2尺 桁行と梁間の比率 桁行：梁間＝1：0.78	発掘調査　柱穴6ヶ所　南面溝 実績による法隆寺と四方転びを示す 現在ある遺構との比較	奈良　十輪院南門 『十輪院本堂及び南門修理工事報告書』 不退寺南門、天徳寺総門	資料 図27 資料 表7 資料 表7
軸部	円柱　上部粘土　風化 控柱　隅風化　一部立	中央柱径　1尺3寸 控柱径　1尺2寸 先細率=0.92 柱長　12.1尺 扉間数と間から長押下端まで10尺	発掘成果 発掘成果 飛鳥時代建物参照 遺構との比較による （飛鳥より新成を求めて、柱天を求める）	唐招提寺金堂(760初)、その他 ＊法隆寺金堂(680頃)、法隆寺中門(680頃) 法隆寺三重塔(704)、薬師寺東塔(730)ほか ８世紀のものは例が多い 奈良末になると、室生寺五重塔のようになるものもある	資料 表8
	小屋柱	柱間　3尺5寸 柱径　見付8寸×見込5寸 面中　1寸	同じ規模の遺構に倣う 面中は同時代の様式による	大徳寺総門（秋田　慶長）	
	虹梁敷	成4寸　巾1尺4寸　長2尺5寸	木断は同時代の様式に倣う		資料 表7
	扉肘木	成8寸×巾5寸			
	肘	成5寸×巾5寸			
	中斗	成1尺2寸×巾9寸			
	肘	成1尺1寸×巾9寸			
	長押し	成5寸	小屋柱があることから八脚門形式と推定	法隆寺東大門ほか	
組物	角肘木	成9寸×巾8寸	掘立柱・板葺であることから推定	『古代建築の上部構造』鈴木嘉吉 奈良大学文化財学報第11集	
垂木	丸垂	支首断面4尺5寸5分 成9寸×巾9寸	『石山寺法堅固路4尺5寸5分復元図』及び『宝大神宮御板垣御門指定図』を参照	『伊勢神宮の建築と歴史』堀山敏男	
軒廻	一軒　繁垂木　断面角 反りつき 垂木割　1支1尺 柱真　手挟み　桟瓦　茅負	軒の出4尺5寸 けらばの出4尺	発掘による 発掘による		資料 図28 資料 図28
妻飾	錣風・梅鉢懸魚・六葉	錣風巾1尺　　踊巾9寸 懸魚成1尺5寸×巾1尺5寸	鎌倉期の遺構では京都寺院門、教王護国寺講堂北門・東門、十輪院南門等が梅鉢である。 1間配置の総寺は梅鉢懸魚が多い。 それ以前は不明。	『平安物語絵巻』13世紀頃 『長谷雄草紙』14世紀頃	
屋根	板葺：流板葺　押木 棟　：降棟板　棟木 隅棟：鬼板小棟付錣風土に以板	板葺　厚1寸2分　2枚重ね 長さ　7尺と9尺	絵巻及び藤原期等を参照 遺構では応永15年石工手神社本殿（神戸市）に倣う	『復原実験報告成期板葺屋根工考』岡野玄 建築学会論文集第3号	
柱間装置	扉口　板扉　片開　六枡 金物戸縁り閂 その他各間　地覆　御敷居	扉巾　10尺　厚4寸	板扉の形状は遺構・絵巻による	法隆寺東大門『長谷雄草紙』	

寸法の差は四方転びを示すと判断された。

復元案で示された門の形態は、切妻造の板葺。規模は、桁行5.152m、梁行4.00m、棟高6.351m、軒高3.909m、軒出1.364mであった。設計の根拠概要は表6のとおりである。

この基本設計は、文化庁が主催する歴史的建造物復元検討委員会に諮られ、次の点の再検討が指摘された。

（1）四脚門

①門両脇の壁下半部を開けることを検討せよ。（表7）

②鬼板の形状の決定には、伯耆国分寺跡出土の鬼瓦の縦横比を考慮せよ。

③妻飾（懸魚）は不要ではないか。

（2）塀

①塀は柱間に横板を落とし込む構造の他に、柱間に木舞をわたし、塗壁とする構造も検討すべきである。そうすることによって、門の総高とバランスのとれた塀の高さを確保することができる。その際には、柱径との関係で塗壁の構造が可能か否かを検討すること。

指摘事項を検討し、説明書を平成10年2月に再提出した。この説明書のなかで、塀の設計を根本的に見直しした。特に、当初計画では柵列（塀）を、高さ2.4m、横板を落とし込む笠木付板

表7　設計根拠概要資料　部材寸法及び木割比較表

部材名 ＼ 建造物名称		教王護国寺灌頂院東門 鎌倉前期	教王護国寺灌頂院北門 鎌倉	教王護国寺北総門 鎌倉前期	元興寺極楽坊東門 鎌倉	宗源寺四脚門 嘉禎3	法隆寺東院四脚門 鎌倉	不退寺南門 正和6	新薬師寺四脚門 鎌倉後期	新薬師寺東門 鎌倉初期	東大寺法華堂北門 鎌倉中期	十輪院南門 鎌倉	匠明門記集 慶長
桁行　真々L		14.58尺	13.5尺	15.95尺	15.12尺	11.685尺	13.48尺	16.05尺	15.99尺	14.86尺	13.98尺	10.63尺	
梁間　真々 (桁行比)		10.05尺 0.689L	8.02尺 0.594L	11.90尺 0.746L	10.80尺 0.714L	9.22尺 0.789L	10.62尺 0.788L	12.6尺 0.785L	11.65尺 0.728L	8.18尺 0.550L	11.64尺 0.833L	7.95尺 0.748L	10.05尺 0.689L
本柱　径　A (桁行比)		1.32 0.09L	1.45 0.107L	2.25 0.141L	1.80 0.119L	1.030 0.088L	1.50 0.111L	1.80 0.112L	1.63 0.102L	1.42 0.096L	1.60 0.115L	1.10 0.103L	0.11L
控柱　見付B (柱比)		0.95 0.72A	0.71 0.490A	1.10 0.489A	1.20 0.667A	0.660 0.641A	1.02 0.68A	1.16 0.644A	1.05 0.644A	0.80 0.563A	0.875 0.547A	0.62 0.56A	0.70A
梱	成 (柱比) 厚 (柱比)	0.48 0.364A 0.36 0.273A	0.50 0.345A 0.48 0.331A	0.65 0.289A 0.48 0.213A	0.56 0.311A 0.48 0.267A	0.38 0.369A 0.30 0.291A	0.465 0.310A 0.46 0.307A	0.59 0.328A 0.50 0.278A	0.55 0.337A 0.44 0.270A	0.48 0.338A 0.34 0.239A	0.52 0.325A 0.40 0.250A		
頭貫	成 (柱比) 厚 (柱比)	0.72 0.545A 0.45 0.341A	0.65 0.448A 0.43 0.297A		0.92 0.511A 0.70 0.389A	0.75 0.728A 0.49 0.476A	0.90 0.600A 0.50 0.333A	0.85 0.472A 0.61 0.339A					0.6A
冠木長押	成 (柱比) 幅 (柱比)	0.70 0.530A 1.95 1.477A	0.70 0.482A 2.00 1.379A	0.90 0.400A 2.10 0.933A	0.83 0.461A 2.48 1.378A	0.64 0.621A 1.42 1.379A	0.75 0.500A 2.01 1.340A	0.88 0.489A 2.45 1.361A	0.83 0.509A 2.26 1.387A	0.64 0.451A 1.98 1.394A	0.68 0.425A 2.23 1.394A		0.5A 1.414A
桁行虹梁	成 (柱比) 上厚 (柱比) 下厚 (柱比)			1.10 0.489A 0.65 0.289A 0.58 0.258A					1.12 0.687A 0.66 0.405A 0.57 0.350A				
梁間虹梁	成 (柱比) 上厚 (柱比) 下厚 (柱比)	1.10 0.833A 0.82 0.621A 0.63 0.477A		1.38 0.613A 0.90 0.400A 0.72 0.320A	1.22 0.678A 0.81 0.450A 0.73 0.405A	0.695 0.675A 0.50 0.485A 0.45 0.437A	1.28 0.853A 0.66 0.440A 0.66 0.440A	126 0.700A 0.80 0.444A 0.70 0.389A	1.22 0.748A 0.70 0.429A 0.65 0.390A		1.07 0.669A 0.78 0.487A 0.66 0.412A		0.7A 0.4A 0.35A
桁下肘木	総長 成 木口成 下端幅 (柱比)	3.95 0.46 0.23 0.46 0.348A		4.34 0.68 0.34 0.58 0.258A	3.79 0.51 0.25 0.62 0.344A	2.8805 0.345 0.140 0.410 0.399A	4.52 0.54 0.28 0.55 0.367A	4.00 0.57 0.29 0.57 0.317A	4.40 0.58 0.29 0.57 0.350A		3.65 0.46 0.22 0.45 0.281A		0.36A 0.3A
棟木下肘木	総長 成 木口成 下端幅 (柱比)	4.00 0.44 0.22　0.25 0.41 0.311A	0.17 0.55 0.379A	4.34 0.70 0.35　0.35 0.58 0.258A	3.79 0.51 0.25　0.25 0.58 0.322A	2.8805 0.345 0.16　0.16 0.410 0.399A	4.56 0.52 0.25　0.275 0.56 0.373A	4.00 0.57 0.29　0.29 0.57 0.317A	4.40 0.59 0.28　0.34 0.57 0.350A	3.52 0.35 0.17　0.17 0.42 0.296A	3.65 0.45 0.22　0.22 0.45 0.281A		0.36A 0.3A
桁行	成 (柱比) 破風際成	0.45 0.341A 0.51	0.47 0.324A 0.56	0.68 0.302A 0.86	0.57 0.317A 0.64	0.345 0.335A 0.385	0.58 0.387A 0.66	0.62 0.344A 0.65	0.61 0.374A 0.65	0.52 0.366A 0.59	0.51 0.319A 0.52		0.6A
化粧棟木	成 (柱比) 下端幅 破風際成	0.44 0.333A 0.42 0.50	0.72 0.497A 0.55 0.50	0.70 0.311A 0.57 0.86	0.56 0.311A 0.58 0.66	0.370 0.359A 0.420 0.415	0.54 0.360A 0.58 0.57	0.60 0.333A 0.57 0.60	0.66 0.405A 0.57 0.70	0.55 0.387A 0.57 0.55	0.50 0.312A 0.45 0.55		
垂木	成 (柱比) 下端幅S 木口成	0.30 1.200S 0.25 0.35	0.36 1.200S 0.30 0.41	0.33 1.179S 0.28 0.35	0.32 1.143S 0.28 0.35	0.260 1.300S 0.200 0.290	0.34 1.308S 0.26 0.38	0.30 1.071S 0.28 0.335	0.34 1.259S 0.27 0.35	0.30 1.071S 0.28 0.34	0.32 1.333S 0.24 0.36		1.2S
茅負	成　W (柱比) 下端幅 破風際成 (成比)	0.47 0.356A 0.33 0.55 1.17w	0.45 0.310A 0.40 0.50 1.111w	0.53 0.236A 0.38 0.55 1.038w	0.50 0.278A 0.40	0.345 0.335A 0.300 0.385 1.116w	0.46 0.307A 0.46 0.55 1.196w	0.65 0.361A 0.30 0.78 1.200w	0.35 0.214A 0.40 0.55 1.571w	0.39 0.275A 0.36 0.48 1.231w	0.38 0.237A 0.36 0.45 1.184w		0.4A 0.3A
破風	拝幅 (X比) 腰幅X (柱比) 尻幅 (X比)	1.22 1.284X 0.95 1.000B 1.03 1.084X	0.85 1.215X 0.70 0.986B 0.80 1.143X	1.20 1.224X 0.98 0.891B 1.10 1.122X	0.92 1.082X 0.85 0.708B 0.85 1.000X	0.800 1.379X 0.58 0.879B 0.62 1.069X	1.20 1.304X 0.92 0.902B 1.04 1.130X	1.08 1.080X 1.00 0.862B 0.75 0.750X	1.06 1.247X 0.85 0.810B 0.85 1.000X	0.81 1.174X 0.69 0.862B 0.74 1.072X	0.85 1.214X 0.70 0.800B 0.75 1.071X		B
螻羽の出		3.70	3.35	4.13	4.00	2.876	3.84	4.26	4.625	2.92	3.38	2.38	
1支寸法		0.729	3.375	0.6646	0.63	0.5311	0.6109	0.6688	0.6663	2.477	0.6078		
軒の出		4.78	4.20	6.235	5.69	4.185	5.39	6.01	4.84	3.87	5.235	3.06	
柱の転び		なし	なし	あり	あり　0.12	なし	あり	あり	あり	あり　0.02	あり	あり 桁行0.18 梁間0.10	なし

表8　設計根拠概要資料　内法と扉巾寸法比較法

番号	建造物名称	建立年代	扉巾(扉延巾)	内法 唐居敷上端～長押下端	備考
1	教王護国寺灌頂院東門	鎌倉前期	12.06尺(3.654m) 〔 1 〕	9.75尺(2.954m) 〔 0.81 〕	「修理工事報告書」による
2	教王護国寺灌頂院北門	鎌倉前期	11.16尺(3.381m) 〔 1 〕	9.45尺(2.863m) 〔 0.85 〕	〃
3	元興寺極楽坊東門	鎌倉前期	12.01尺(3.639m) 〔 1 〕	10.37尺(3.142m) 〔 0.86 〕	〃
4	法隆寺宗源寺四脚門	嘉禎3(1239)	9.4尺(2.848m) 〔 1 〕	8.7尺(2.635m) 〔 0.93 〕	〃
5	法隆寺東院四脚門	鎌倉	10.5尺(3.182m) 〔 1 〕	9.685尺(2.935m) 〔 0.92 〕	〃
6	不退寺南門	正和6(1317)	13.3尺(4.030m) 〔 1 〕	11.0尺(3.333m) 〔 0.83 〕	図面より計測
7	新薬師寺東門	鎌倉初期	11.5尺(3.490m) 〔 1 〕	9.85尺(2.985m) 〔 0.86 〕	11C後期、当初は棟門 室町期に四脚門として改造 「修理工事報告書」による
8	東大寺法華堂北門	延慶2(1240)	13.0尺(3.939m) 〔 1 〕	10.0尺(3.030m) 〔 0.77 〕	扉なし 扉巾は柱間より推定 「修理工事報告書」による
9	浄瑠寺表門	室町(中期)	10.4尺(3.150m) 〔 1 〕	9.65尺(2.924m) 〔 0.93 〕	「修理工事報告書」による
10	大徳寺総門	慶長頃	10.4尺(3.150m) 〔 1 〕	9.74尺(2.950m) 〔 0.94 〕	実測図による

表9　腰貫遺構調査表

番号	建造物名	建立年代	側柱長さA	腰貫下端までの高さB	B／A	腰貫断面 下端×成	腰長押成	腰貫の勾配	備考
1	新薬師寺東門	鎌倉初期	11.09尺	4.69尺	0.423	0.33×0.68	長押なし	あり(きつい)	側面上部壁
2	教王護国寺灌頂院東門	鎌倉前期	10.80尺	4.52尺	0.419	0.33×0.45	0.64	1.15/100	側面上部壁
3	教王護国寺灌頂院北門	鎌倉前期	10.62尺	4.68尺	0.441	0.33×0.50	長押なし	1/100	壁なし
4	元興寺極楽坊東門	鎌倉前期	12.20尺	4.98尺	0.408	0.46×0.52	0.75	1.5/100	側面上部壁
5	法隆寺宗源寺四脚門	嘉禎3(1239)	9.83尺	4.38尺	0.446	0.28×0.40	長押なし	1/100以下	壁なし
6	東大寺法華堂北門	延慶2(1240)	11.51尺	4.98尺	0.433	0.30×0.35	0.65	あり	側面上部壁
7	法隆寺東院四脚門	鎌倉	10.91尺	4.23尺	0.388	0.40×0.50	0.7	あり	側面上部壁
8	十輪院南門	鎌倉	9.04尺	4.10尺	0.454	0.36×0.48	長押なし	あり(きつい)	側面上部壁
9	不退寺南門	正和6(1317)	11.64尺	5.30尺	0.455	0.43×0.54	0.8	あり	側面上部壁
	法華寺畑遺跡	8世紀末	12.74尺 (3.860m)	5.35尺 (1.621m)	0	0.50×0.60	0.60 隅柱×0.55	あり	側面上部壁

壁としていたが、これを大きく変更した。構造を板屋根付塗壁構造とし、塀柱を門の中央柱より1.8m、それ以外は2.4m間隔に掘立て、高さは門とのバランスを考慮し、冠木長押下端より0.3m下を棟高とした。これにより棟高は3.424mとなった。また、出桁・腕木の木割は、平安前期建立の法隆寺綱封蔵、奈良時代の唐招提寺経蔵のせがい部分を参考にした。

再提出した説明書にも、復元検討委員会から数点の指摘があった。指摘内容は次の4点であった。

①妻組を豕叉首組に変更すること。

②垂木の断面を正方形に近い小平の形状にすること。

③棟通りの反りを再検討せよ。

④雨落排水溝を整備実施計画案で統一すること。

以上の指摘事項を修正するとともに、前回の塀の構造を塗壁構造に変更していたが、その後の検討をかさねるなかで、法華寺畑遺跡の立地条件では冬季に凍雪害を受け、数年で修理が必要となる可能性がでてきた。このため、板屋根付板壁構造を修正案とともに提案した。この修正案で復元検討委員会の了承が得られ、復元の実施設計に着手した。

なお、歴史的建造物に復元する木材として次の4タイプが提言された。

①Aタイプ　躯体材を檜の赤身、屋根材を杉としたもの。

②Bタイプ　躯体材を檜の赤身勝、屋根材を椹としたもの。

③Cタイプ　躯体材を栗・松の赤身、屋根材を杉としたもの。

④Dタイプ　躯体材を栗・松の赤身、屋根材を椹としたもの。

木材の経費は、Aタイプが最も高く、C、D、Bの順で安くなっていた。検討の結果、法華寺畑遺跡が地方官衙と考えられることから、檜よりも栗・松材が使用されたのではないか。また、栗・松の方が檜より耐久性がある。さらに、伯耆国庁跡に所在する伯耆国庁裏神社境内には椹が自生していることなどから、Dタイプとした。

3　四脚門の復元工事

四脚門と板塀の概要

（1）四脚門（西門）

構造及び形式　木造　四脚門　切妻造　板葺

軸　部　中・控円柱掘立　小脇角柱　棟筋中央間両開板扉　側面真壁下方開放

組　物　柱・叉首・束上舟肘木

架　構　梁行：虹梁豕叉首　桁行：冠木

軒　廻　一軒　半繁垂木

屋　根　厚板葺　二段

柱間装置　棟筋中央間　唐居敷　蹴放　内法長押　楣　上方真壁　脇間　地覆付真壁　側面　腰長押・貫　上方真壁　下方開放

規　模

桁　　行	側柱真々	5.212m
梁　　間	側柱真々	4.000m
軒 の 出	側柱真から葺板の軒先まで	1.629m
蟇羽の出	側柱真から破風板外面まで	1.455m
軒　　高	地盤面から側桁上端まで	4.364m
棟　　高	地盤面から樋棟上端まで	6.361m
平 面 積	側柱内側	20.4m^2
軒 面 積	茅負下角、破風板外面内側	52.9m^2
屋根面積	葺板軒先、破風板内面内側	63.8m^2

（2）板塀

構造及び形式　木造　板塀　板葺　四脚門取付南北三間

軸　　部	円柱掘立柱
架　　構	腕木　出桁
屋　　根	厚板葺
柱間装置	地覆付横板壁

規　模

延 べ 長	端柱真々	13.938m
軒 の 出	柱真から葺板の軒先まで	0.931m
蟇羽の出	端柱真から棟木先端まで	0.476m
軒　　高	地盤面から出桁上端まで	2.976m
棟　　高	地盤面から樋棟上端まで	3.435m
屋根面積	葺板軒先、葺板両端内側	29.3m^2

工事の概要　四脚門と板塀の工事は、平成10年度に木材の一部を購入し粗加工までおこない、11年度に工作物として計画通知を提出し復元工事をおこなった。

四脚門の基礎は、梁行の中柱と控柱をつなぐ鉄筋コンクリートの布基礎（1.50m×4.80m×0.53m）を設け、柱の根元をステンレス製木材保護キャップで覆い柱穴に納め、アンカーボルトで固定した。柱は舗装した地盤面から0.3m埋め込む形となった。板塀の柱はベースプレートを取り付けアンカーボルトで柱を固定する基礎を設置した。

門及び塀の軒内は、土の感触を表現するため土骨材を山砂・真砂土とした天然土壌安定舗装材で舗装した。

なお、発掘調査では確認されていないが、防腐策として門の蹴放や板塀の地覆の下に狭間石を置いた。狭間石は、幅24cm、長さ45cm内外、厚み15cm程の安山岩野面石。狭間石に使用した安山岩は、当地方で建築用石材などとして盛んに用いられていた石材だが、現在は新たな入手が困難であった。このため、不要になった石材を再利用した。また、発掘調査の所見ではないが、門跡

の遺跡内部側に幅0.90mの玉砂利敷の雨落溝を設けた。

復元に使用した木材は、原則として内地材とし、次を標準とした。

栗・赤身・上小節・挽立材	各柱・地覆・唐居敷・蹴放
松・赤身・上小節・挽立材	小脇柱・舟肘木・桁・妻梁・長押・束・棟木・垂木・茅負・破風板・腕木・その他建具材
杉・赤身・上小節・挽立材	品板・拝押え・鬼板・障泥板・樋棟・押木・壁板
杉・赤身・1等・挽立材	野棟木・飼木
桧・赤身・1等	耐力壁胴縁

各木材の品位は農林規格により、造作材と建具材は心去材を用い、すべて防腐・防蟻の処理を施し、見え掛り面の表面加工は槍鉋仕上げとした。金物のうち見え掛りとなる釘は古代の形状のものに倣い鍛鉄製とし、軸摺座金金具や扉唄座金金具などの飾り金具は、鍛鉄製の焼漆仕上げとし、図面に従い作成したものである。

部材のうち、中柱は円柱で足元が径39.4cm、頭部が径36.4cm、控柱も円柱で足元が36.4cm、頭部が径33.9cmである。板塀の柱径は足元で27.3cm、頭部で25.1cm。壁板の厚さは6.1cmであった。

四脚門と板塀の屋根は、厚板の流葺とし、棟は樋棟で門の端部に鬼板を乗せた。門・塀とも厚さ0.3mmの四つ切銅板を平板葺し、その上に、門は上下段とも葺板を3枚重ね、塀は2枚重ねとし、上下で目地が重ならないように葺板を並べ、軒先に押木を渡した。板は釘止めとした。葺板は、門・塀とも幅24cm内外、厚さ3cmの椹赤身手割材としていたが、うまく手割することができなかった。このため、請負業者と協議し杉赤身手割材で施工した。

四脚門の壁は、耐力壁の機能をもたせることから、構造合板にモルタル下地を施し、漆喰塗りをおこなった。

なお、復元した板塀の北端と南端には、風などの影響による倒壊を防ぐためV字状に引張控鉄筋（ターンバックル用ストレート　径2cm）を設置している。

V　今後の課題と展望

昭和60年度、伯耆国庁跡と法華寺畑遺跡が国史跡に指定され、その直後から指定地の公有化を開始し、本年度ようやく法華寺畑遺跡の環境整備が完了するめどがたった。平成13年度には、法華寺畑遺跡に便益施設を設置し、14年度以降に伯耆国庁跡の環境整備事業に着手する予定となっている。この間、種々の問題が生じた。そのつど、関係機関や関係者の協力などを得て解決された問題もあるが、今後の環境整備の課題となったものもある。

課題の一つに、今後の維持管理がある。凍雪害対策から園路や遺構表示の舗装材を検討し、木材の腐食防止についても対策を講じたが、植栽については有効的な対策をたてることができていない。史跡整備の理念から、地域の人々を巻き込んだ維持管理計画の立案ができれば良いのだが、

現状では難しい面がある。今後の整備事業、特に法華寺畑遺跡の２倍以上の面積である伯耆国庁跡の整備では、植栽にかかる維持管理経費の軽減を図る方策を検討する必要性を痛感している。今思えば、基本計画や実施設計の時に、20年後、30年後の史跡の姿を描くことができなかったことが悔やまれる。

法華寺畑遺跡は、整備することにより史跡のもっている潜在的な価値が顕在化されたと思う。これをどのように活用していくかも、今後の重要な課題である。活用の方法としてイベントの企画が考えられるが、ある程度の継続性が必要であり、行政主導のイベントでは息切れする可能性が高い。昭和55年度に環境整備事業が完了した史跡伯耆国分寺跡では、「やしろ五輪まつり」という夏祭りが昭和60年から継続して開催されている。これは、史跡地内に散在していた五輪塔を整備事業で一箇所に集めていたものを社保育園児がお祀りしていたことに端を発し、社地区全体の夏祭りとなったもの。参加者も多く、そこは共通の歴史や文化に立脚する地域住民の連携を意識する場となっているようだ。伯耆国分寺跡と一体的に法華寺畑遺跡を祭りの場として使用することも可能だが、西門や板塀の実物大復元、100分の１縮尺模型を設置している法華寺畑遺跡の特徴を生かした活用方法を考えたい。日常生活のなかで古代の空間に触れることができる場所であり、かつ、憩うことができる場所であることを有効的に啓発する方法を模索している。なお、地域住民との話し合いでは、遊具と駐車場設置の希望が強かった。史跡隣接地に単市事業で設置できれば問題ないのだが、今の財政状況では早々に対応できかねる。環境整備の工事と工事の狭間に、子供たちが遺構表示の木柱を利用して遊んでいる姿を見た。その時、遺構表示施設が子供たちの遊びに利用し易いものが検討できないかと思った。

法華寺畑遺跡の近くには、伯耆国分寺跡と伯耆国庁跡が所在し、少し離れて不入岡遺跡が位置している。さらに、これらの遺跡の北側に横たわる四王寺山は貞観年間に四王寺が造営されたところ。いずれも田園地帯に位置し、自然環境は良好である。現在の環境を護りながら、それぞれの遺跡の個性を演出し、一体的に環境整備事業を実施すれば、特徴ある史跡群となり市民が誇りうる財産となる。この他にも、大御堂廃寺跡や大原廃寺跡など、史跡に指定された奈良時代から平安時代の遺跡が市内に所在している。これらの史跡の整備にはかなりの時間を要するが、整備に対する基本的な体系を確立し、着実に前進していきたい。

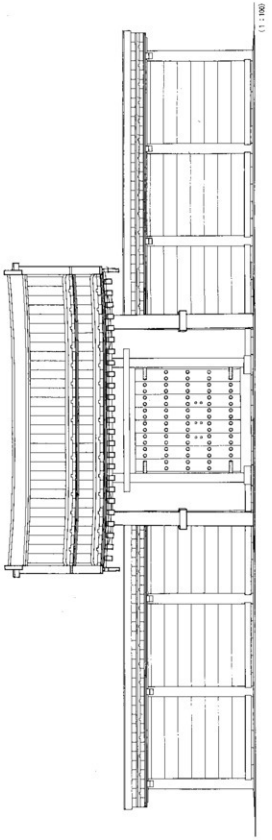

第29図　四脚門正面図

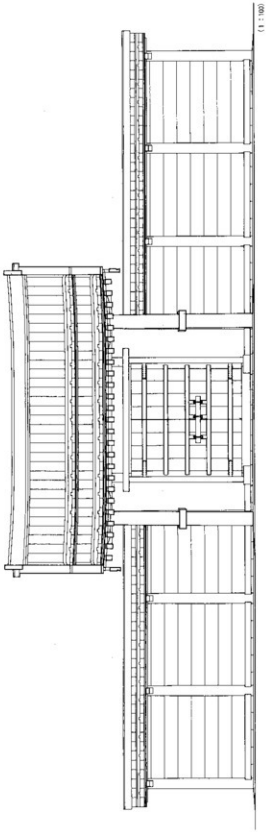

第30図　四脚門背面図

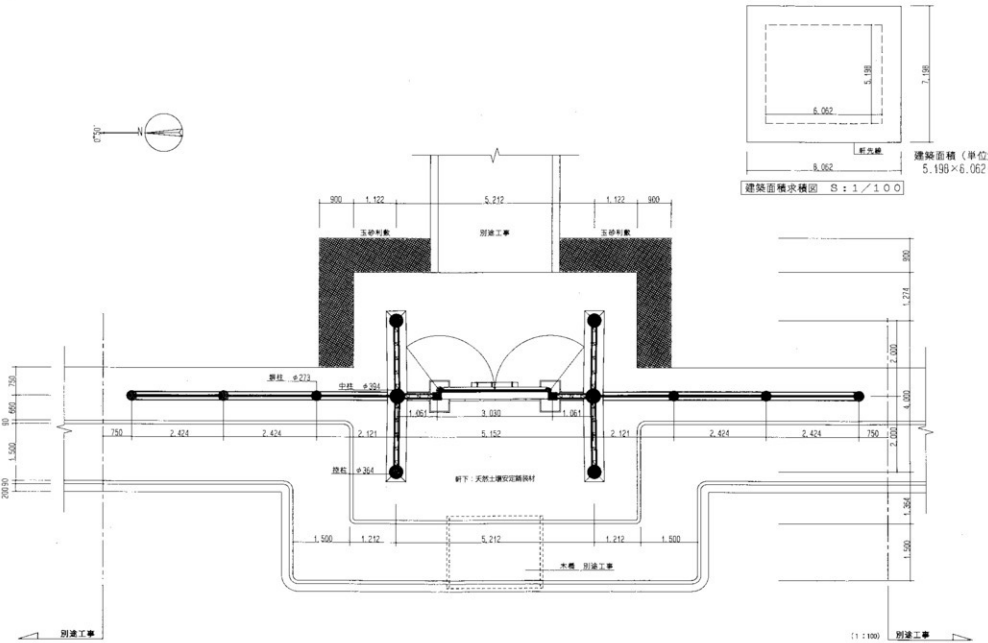
7.198
5.198
6.062
新元線
8.062
建築面積（単位：m²）
5.198×6.062＝31.510
建築面積求積図 S：1／100
900
1.122
5.212
1.122
900
玉砂利敷
別途工事
玉砂利敷
900
1.274
2.000
6.400
2.000
1.364
1.500
新柱 φ273
中柱 φ324
1.061
3.030
1.061
750
2.424
2.424
2.121
5.152
2.121
2.424
2.424
750
730
660
90
1.500
200
90
既柱 φ364
斜下：天然土壌改良路床材
1.500
1.212
5.212
1.212
1.500
木橋 別途工事
別途工事
(1：100)
別途工事

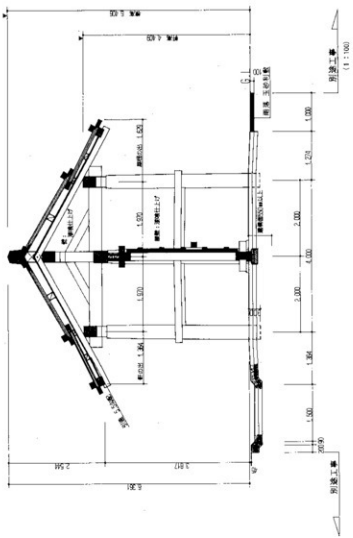

第32図　四脚門梁間断面図

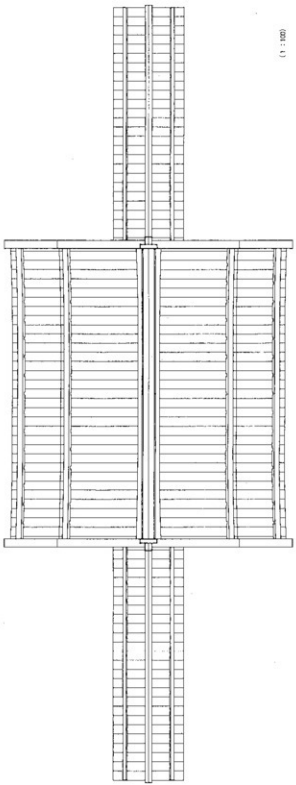

第33図　四脚門屋根伏図

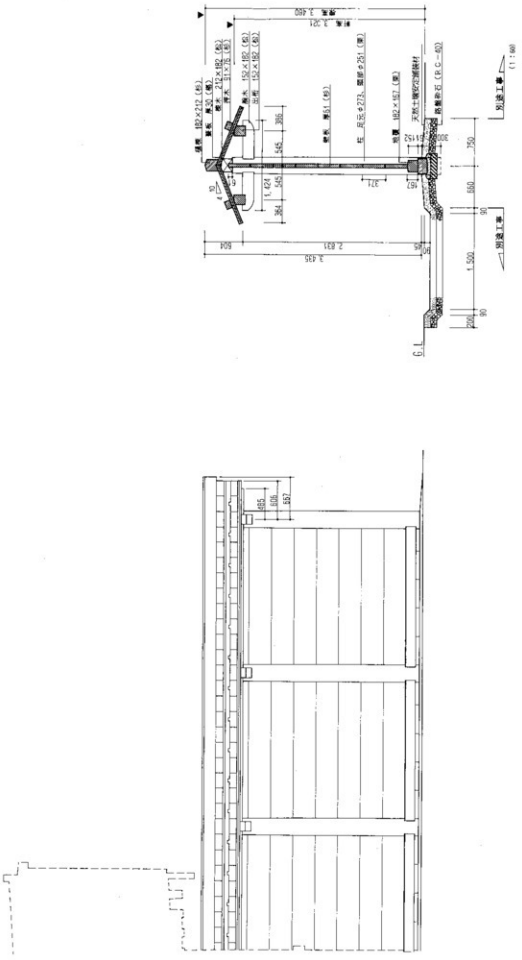

第34図　四脚門塀立面・断面図

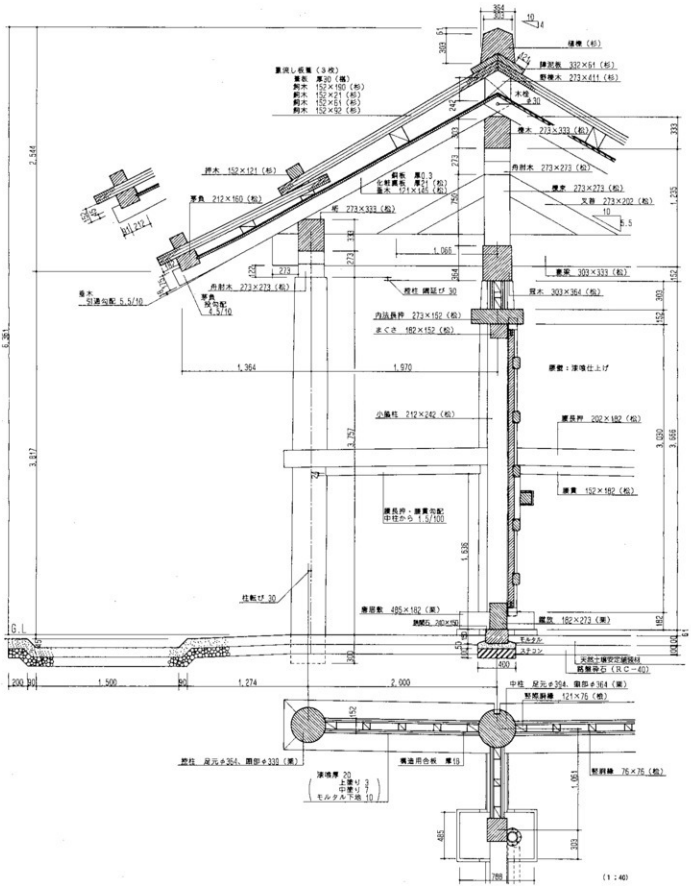

第35図　四脚門矩計図（梁間断面）

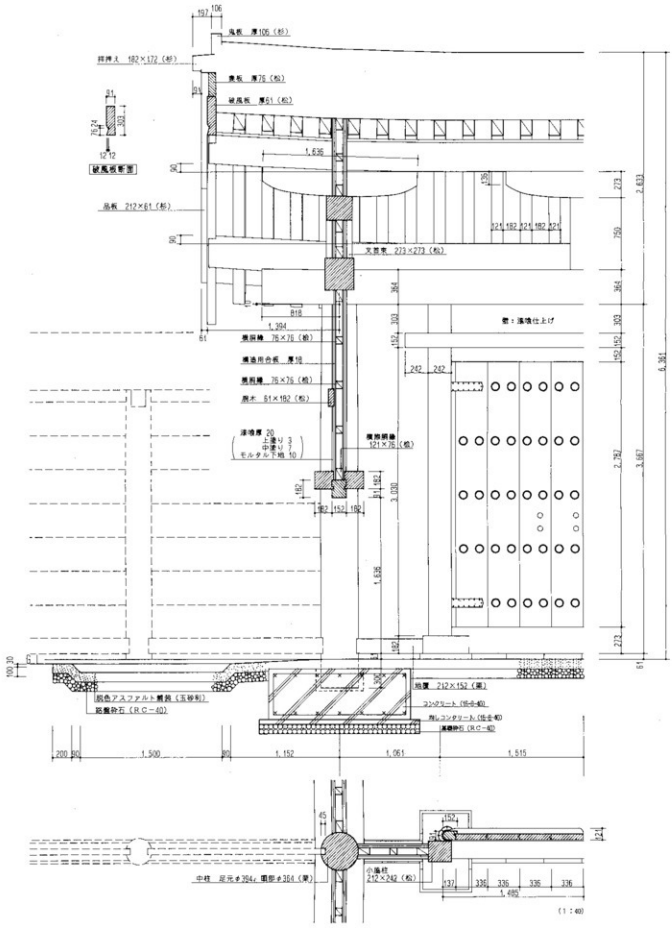

第36図　四脚門矩計図（桁行断面）

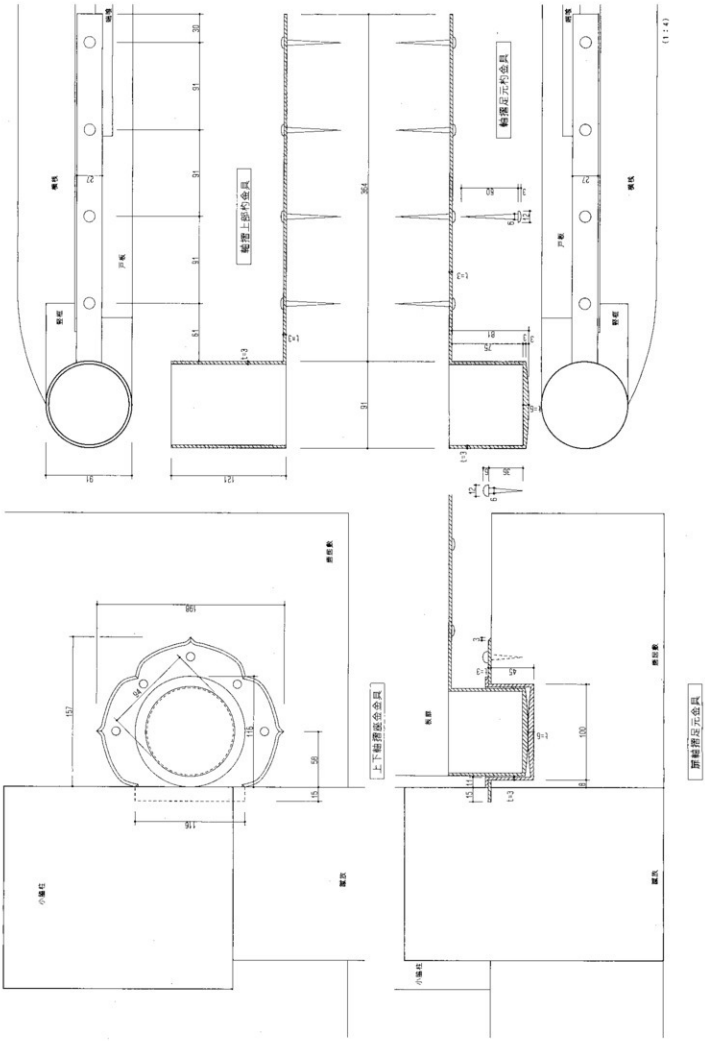

第37図　四脚門金物詳細図

Ⅵ　環境整備事業に伴う発掘調査の概要

環境整備事業に伴い、平成８年度・９年度の２カ年にわたり発掘調査を行った。ここではその調査結果の概要を述べる。前述のとおり昭和40年代に３次の発掘調査が行われているため、平成８年度は第４次調査、９年度は第５次調査とした。

１　調査の概要

第４次調査の概要

第４次調査は、環境整備工事前の現状確認とともに、寺域隅部の建物配置を最終的に確認すること、南門より南の状況を確認することを目的に行った。調査面積は653m²、期間は平成８年10月８日～11月22日であった。

Ｔ１・Ｔ２(299m²)　寺域の南西に設定。ＳＢ09・ＳＢ010を再確認。さらにＳＢ016を新たに検出し、南西隅の建物配置が従来考えられていたＳＢ010からＳＢ09の建て替えだけではなく、ＳＢ010がＳＢ09とＳＢ016の東西棟２棟に建て替えられることを確認した。

Ｔ３(106m²)　寺域の北東に設定。ＳＤ01・ＳＡ01の北辺を確認。さらにＳＢ015の規模を確認した。

Ｔ４(18m²)　寺域の北側やや西寄りの地点に設定。遺構・遺物とも確認されなかった。

Ｔ５(79m²)　寺域の北西隅に設定。遺跡の軸線とは走行の違う溝を検出した。性格は不明である。

Ｔ６(19m²)　寺域の南東近くに設定。土壙状の落ち込みを確認したが、寺域南西隅の東西棟に対応する建物は確認できなかった。

Ｔ７・Ｔ８(81m²)　南門の南側に設定。両側に側溝をもち南北方向に延びる道路状遺構ＳＦ01を検出した。

Ｔ９(51m²)　寺域の北西に設定。ＳＤ01・ＳＡ01の西辺を確認。さらに遺跡の軸線とは走行の違う溝を検出した。

第５次調査の概要

第５次調査は、トイレの設置予定部分、西門、寺域南外の状況を確認することを目的に調査を行った。調査面積は223m²、調査期間は平成９年11月４日～平成10年１月14日であった。

Ｔ１(60m²)　寺域南西外のトイレ設置予定地に設定。弥生時代終末期の竪穴式住居ＳＩ02、ほぼ東西に並ぶ奈良時代の柱穴を検出した。

Ｔ２(32m²)　西門が想定されている場所に設定。西門とＳＤ01を確認した。

Ｔ３(57m²)　第４次調査で検出したＳＦ01の西側に設定。奈良時代の土壙、中世の土壙などを検出した。

Ｔ４(61m²)　寺域南西隅に設定。ＳＤ01・ＳＡ01の南辺を確認。さらに寺域の外側でＳＡ03と時期不明の溝などを検出した。

Ｔ５(13m²)　南門の南約20mにある東西方向に延びる段のすぐ下に設定。段の下に沿って延びる

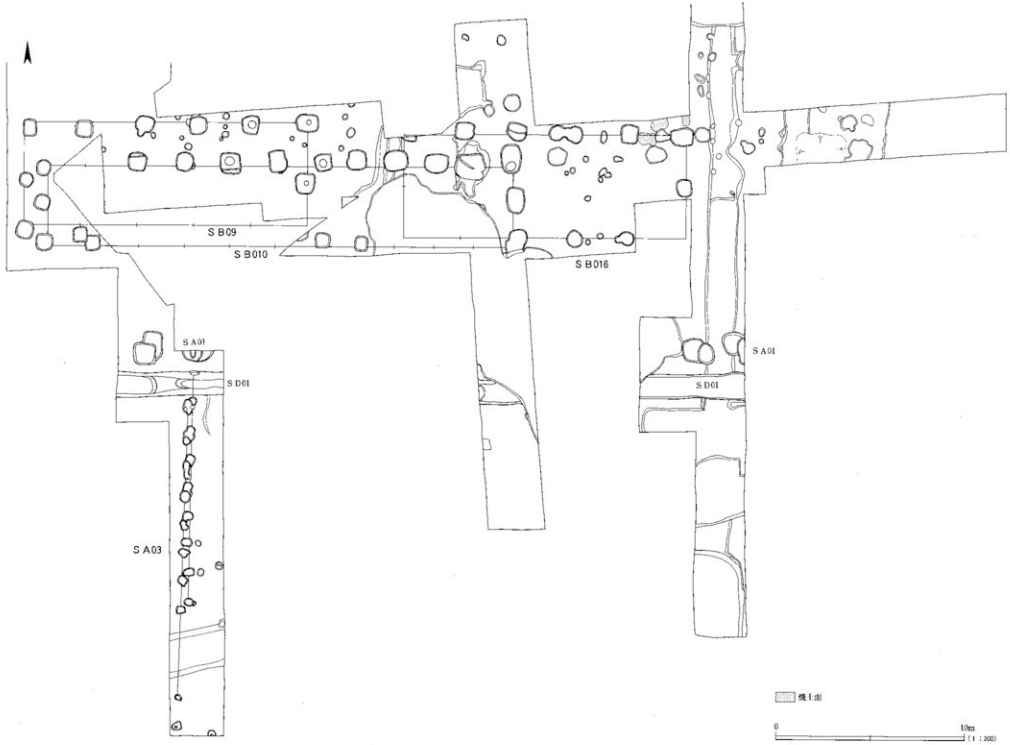

第38図　ＳＢ09・010・016、ＳＡ03平面図

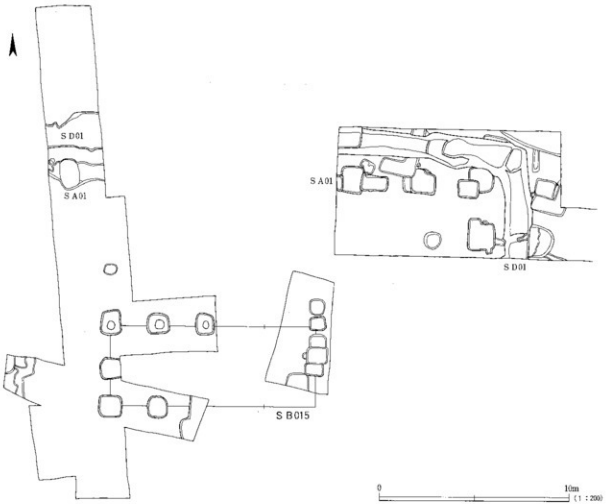

第39図　S B015・S D01平面図

S D08を検出した。また、時期は不明だが土壙を２基検出した。

２　遺構の概要

環境整備事業に伴い行った第４次、第５次調査で確認された主な遺構の概要を述べる。各遺構の名称は過去の調査報告書にならっている。また、新たに検出したものについては検出順に遺構番号を付けた。４次、５次調査でも遺跡の軸線に沿わない溝・土壙などを数カ所で検出したが、限られた調査範囲内に止まっていること、時期的に新しいものの可能性があることから、奈良・平安時代の遺構のみを報告する。

S B09・S B016　南西隅で東西に２棟を並立して確認した。建物規模はどちらも桁行５間(15.0m)×梁行２間(5.4m)の東西棟で、互いに約5.0m離れており、北辺、南辺がほぼ揃う。S B09は第２次調査で桁行６間×梁行２間の可能性が報告されていたものである。遺物は柱穴掘方で土師器小片が出土した。

S B010　南西隅でS B09・S B016と重複する建物である。柱穴の切り合いからS B010が新しい。建物規模は桁行11間(24.8m)×梁行２間(4.2m)の東西棟で第２次調査時に桁行６間×梁行２間と推定されていたもので、遺物は柱穴掘方で土師器小片が出土した。

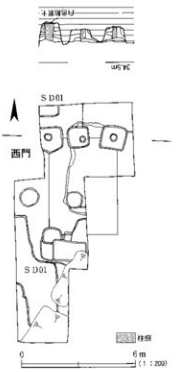

第40図　西門遺構図

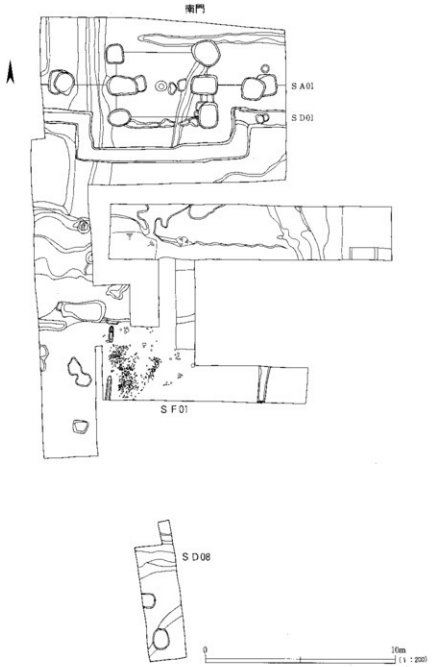

第41図　南門及び南側平面図

SB015　北東隅で3次調査時に確認された東西建物である。4次調査で桁行4間(10.8m)×梁行2間(4.2m)であることを確認した。

西門　寺域中軸線（北門・南門の中心を通るライン）で折り返すと、東門と対称の位置にある。他の遺構との切り合いや、現代の攪乱が激しく、南側の控柱が不明確である。主柱穴間の距離は桁行5.1m、梁行3.6mで北門・東門と同規模である。北側の柱列を断ち割った結果、柱痕跡が確認できた。それによると、直径0.21～0.48mの柱痕跡が確認された。掘方の埋土は黒色土系の土と黄褐色土（地山）系の土との互層をなす。また、主柱には、柱部分の底に白色の粘質土がみられた（第40図）。柱の断面には柱抜き取り痕跡と考えられる層があり、西門の柱は、廃絶後地上に近いところを掘り返し、柱を切り取った後、掘方を埋め戻していることが推定される。SD01

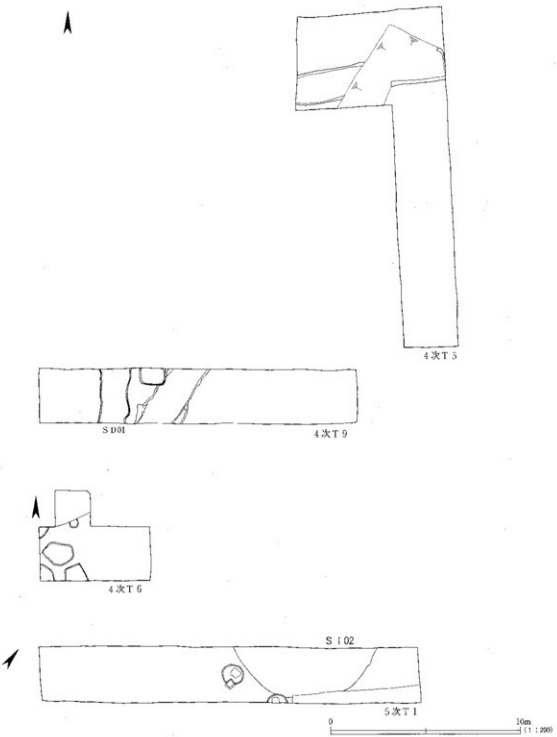

第42図　4次調査T5・6・9、5次調査T1平面図

は他の門と同じく、門の部分は外側に張り出すが、東門・南門のように全周せず、門の中央部分は途切れる。西門部分の幅は検出面で約1.5～1.8mと、他の門部分のSD01が約0.9～1.1mに対してやや幅が広い。遺物は遺構検出面上で土師器・瓦が、柱穴内から土師器が出土したがいずれも小片であった。

SD01・SA01　遺跡の外周を巡る溝とその内側を巡る柵列。4次・5次の調査で西門部分・南辺・西辺・北辺を確認した。SD01は検出面での幅は1.2～1.4m、深さは0.3～0.6mである。平

面形・断面形共に部分により不整であるが、基本的には断面形は逆台形である。遺物は土師器・須恵器・瓦の破片が出土した。ＳＡ01は過去の調査時に10尺間隔から８尺間隔の柵列へ建て替えがあることが判明している。第５次Ｔ４では、ほぼ同位置で新旧の柱掘方が重複し、掘方は円形である。埋土の観察からは建て替え後の柱は抜き取られていることが推定される。遺物は土師器、瓦があるがいずれも小片であった。

ＳＤ08　南門から約20m南にある比高差３mの段差下端に、ほぼ沿った位置で検出した東西に延びる溝状遺構である。検出面の幅は1.5m、深さは0.4mである。埋土は黒色土の単純層でよくしまっている。埋土から土師器小片が出土している。また、北に0.3m離れてＳＤ08に先行する落ち込みを検出した。ＳＤ08と同様な性格が考えられるが、幅0.5mのトレンチで確認したのみで、詳細は不明である。

ＳＡ03　南西隅の外側で検出した。北端はＳＤ01と切り合う。同様の場所で１度建て替える。方位は古いものが北から１°東に振れ、新しいものが北から２°東に振れる。柱穴間距離はどちらも同じ1.5mで、建て替え前は８間、建て替え後は10間確認できる。掘方上層から土師器、瓦の小片が出土している。

ＳＦ01　南門の南側約15mの位置で、南北方向の溝が約7.6mの間隔で並行に延びる。東側溝の規模は幅約0.4m・深さ0.3m、西側溝の規模は約0.2m・深さ0.15mである。西側溝の周辺には約１～10cm大の石が集中していた。

その他の遺構　４次・５次の調査で、特に寺域南側を中心に奈良・平安時代の建物・溝・土壙などになり得る落ち込みを多数確認しているが、トレンチ調査のため、施設としてまとめられなかった。

３　遺物

瓦

軒丸瓦・軒平瓦　以前の調査と同様に、伯耆国分寺・国庁と同型[01]のものが出土している。既知の型式のものは表10に一括し、今回の調査により確認された新型式のものを記述する。

649型式　複弁蓮華文軒丸瓦。蓮弁は８弁と推定される。外区内縁に２条の圏線が巡り、外縁の内側には凸鋸歯文が巡る。祖形は平城京6225型式に求められ、鳥取県内では岸本町にある大寺廃寺[02]で同形のものが知られている。４次調査・５次調査で各１点出土した。

丸瓦・平瓦　４次調査では合計40kg、５次調査では合計133.4kg出土した。いずれも小片で、完形近くまで復元できるものは無い。平瓦はほとんどが凸面縄目叩きだが、わずかに格子目叩きが存在する（４次・５次の調査では８点のみ）。丸瓦はいずれも玉縁式（有段式）である。出土位置については遺跡の南西側のトレンチ（５次調査Ｔ４）からの出土が他に比べ圧倒的に多く（96.4kg出土）、建物周辺のトレンチや遺跡北側のトレンチからはほとんど出土していない。このことから、出土する瓦は法華寺畑遺跡の建物に使用されたものではなく、南に隣接する伯耆国分寺跡からの流入と考えられる。

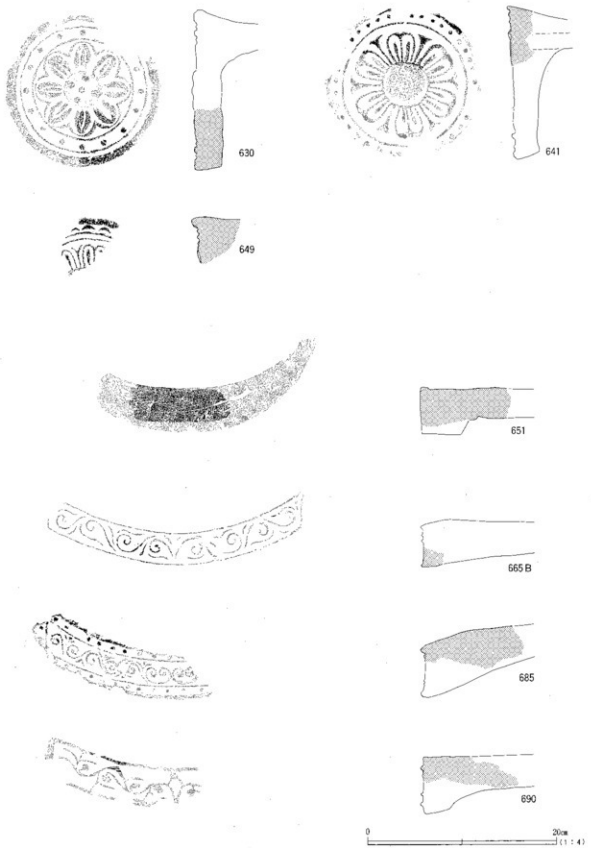

第43図　軒丸瓦・軒平瓦

表10　軒丸瓦・軒平瓦

軒丸瓦

型式番号	出土遺跡				
	国庁	国分寺	法華寺期遺跡		
			1～3次	4次	5次
615	1	5			
620	13	79	1		
625		79			
627		22	1		
628		1			
630	48	25	3		3
632		2	1		
634		1			
641	4	22	2	2	3
643		1			
645		3			
649				1	1
計	66	249	18		

軒平瓦

型式番号	出土遺跡				
	国庁	国分寺	法華寺期遺跡		
			1～3次	4次	5次
651	1	26	1		1
665A	4	74	1		
665B		81		1	
675	2	39			
680		1	1		
681		1			
683	1	1			
685	7	5	1	4	1
688		1			
689		1			
690		1	1		1
691		1			
計	15	232	13		

鉄滓　4次・5次調査で合計5,712ｇの鉄滓が出土した。出土地ごとにみると、4次Ｔ1・Ｔ2出土が4,175ｇ、5次Ｔ2で730ｇと寺域内で建物が存在する位置に多い。

石鍋(12)　体部片。滑石製で口径、器高とも不明。鍔部分の下部が沈線状に凹む。内外面に黒色物質付着。

石製品(15)　長さ6.2cm・幅6.0cm、安山岩。石棒の頭部である可能性がある。

土師器・須恵器

4次調査及び5次調査で出土した土師器・須恵器はコンテナ数3箱を数えるが、図化できるものは33点と少なく、遺構に伴うものは23・27がＳＤ01から、20・21がＳＡ01から出土している。なお、器種の分類や調整技法、時代区分については原則的に『伯耆国庁跡発掘調査概報（5・6次）』の内容にしたがった。

土師器は、坏・皿・高坏が出土するが、そのほとんどが坏類である。坏や皿の調整には、口縁部をヨコナデし、底部外面未調整のものとヘラケズリするものがある。また口縁部の形態により、口縁部の下半が内湾し上半がわずかに外反するものと、上外方へ大きく開くものがある。また小型のロクロ製土師器が存在し、その多くが口縁に油煙の付着をみる。

須恵器は、坏・蓋・壺が出土する。いずれも小片で出土量も少なく、図化できたものは4次が2点、5次が1点、1～3次の再確認が2点の5点だけであった。

4次調査

土師器坏Ａ（1～5）　口径12.0～12.5cm、器高2.9～3.7cm。口縁部は大きく上外方へ開き、底部は回転台を利用したヘラ切り技法により平坦をなす。3・5は、ヘラ切りによって生じた段を丁寧にナデ消す。底面積が広い。時期はヘラ切り技法を伴う回転台成形から、伯耆国庁編年（以下国庁編年）の第2段階に比定できる。

土師器坏Ｂ（6・7）　底径8.1～8.3cm。坏Ａの坏部に断面三角形の高台が付くもの。7は彩色なし。

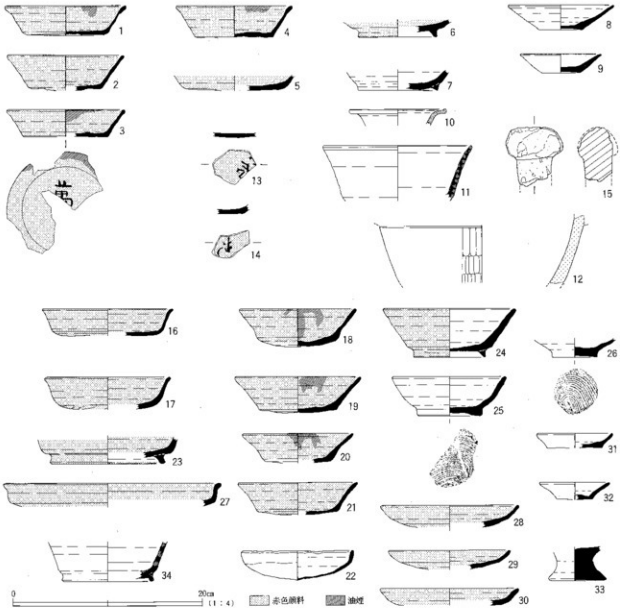

第44図　4次・5次調査出土遺物

土師器皿（8・9）　口径8.4～11.0cm、器高2.0～2.7cm。ロクロ製の土師器皿でおおむね小型品。口縁部の外傾度は低く、大きく上外方へ開く。底部は小さく平坦をなし、大部分が回転糸切り技法を伴う。彩色なし。時期は国庁編年の第3段階である。

墨書土器（3・13・14）　土器に文字その他を墨書したものが計7点出土した。このうち文字の判読が可能なものを図化した。3は土師器坏Aの底部にかかれたもので『萬』。14は土師器底部にかかれたもので『花』。13は土師器底部にかかれたものである。

灰釉陶器（10）　壷の口縁部片である。口径9.8cm。

須恵器（11）　やや大型の坏部の口縁部（11）である。小片。

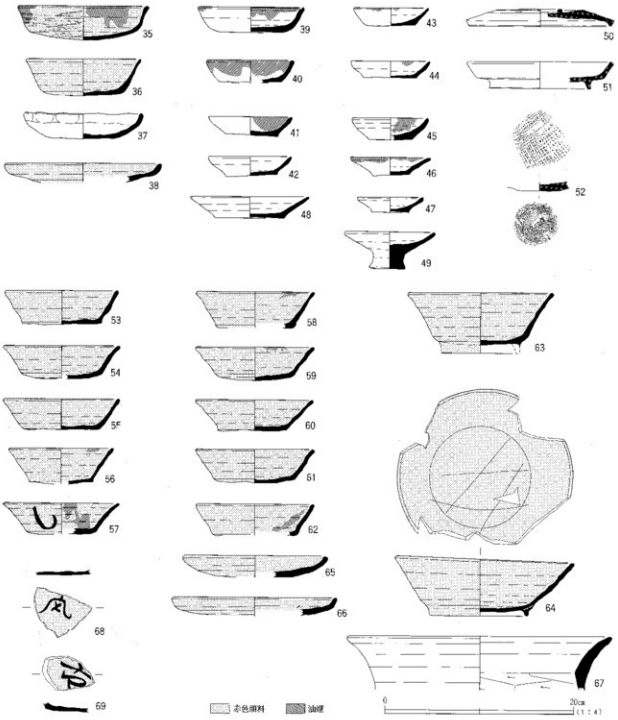

第45図　1次～3次調査出土遺物

5次調査

土師器坏A（16～22）　口径11.4～13.7cm、器高2.5～4cm。口縁部をヨコナデし底部をヘラケズリ調整するもの（16・17）と、ヘラ切り技法を伴う回転台成形のもの（18～21）、不整形で底部ナデ調整のもの（22）がある。時期は16・17が国庁編年の第1段階に、18～21が第2段階のSK05に比定できる。22の坏Aのタイプはしばしば国庁編年の第2段階にみられる。

土師器坏B（23～26）　口径11.7～13.6cm。やや深めの坏Aに高台を付けた23・24と、ロクロ製の土師器で削出高台を持つもの25・26がある。ロクロ製土師器には彩色はない。

土師器皿(27～32)　口径12.5～21.5cm。27は大型の皿で、底部ヘラケズリを施し、国庁編年の第1段階に比定できる。28～30は口縁部が外方に開き、底部ヘラ切り未調整のもので第2段階SK05に比定できる。31・32は、ロクロ製土師器で底部は回転糸切り技法を施す。

土師器柱状高台坏(33)　中実の円柱状脚部の坏。坏部は欠損する。

須恵器坏B(34)　口縁部が大きく外反する器高の高い坏に高台を付ける。口縁端部を欠く。

1次～3次調査

土師器坏A(35～37)　口径12～13.6cm、器高2.8～3.9cm。35は底部にヘラケズリを施す国庁編年第1段階の坏で、36はヘラ切り技法の第2段階に比定できる坏である。不整形で底部ナデ調整の37は、第2段階に存在する坏である。

土師器皿(39～48)　口径6.8～12.4cm、器高1.6～2.7cm。いずれもロクロ製土師器である。39・40は底部をナデ調整し、他は回転糸切り技法を行う。口径や底部径に違いがみられるが、大きく上外方へ開く口縁部からなる。口縁部には油煙が多くみられる。国庁編年第3段階に比定する。

土師器皿B(38)　高台部を欠いた皿B。口縁部を外方に短く屈曲させる。底部はヘラ切り技法の後高台を貼り付ける。

土師器柱状高台坏(49)　中実の円柱状脚部の坏。坏部は皿状を呈し、大きく外方に開く。

須恵器(50～52)　50の蓋は、口縁端部で断面三角形に下垂し、頂部には環状のつまみをつける。51は皿Bで、低い高台と口縁端部を大きく上外方へ開く皿部からなる。

3次調査(一括出土)

土師器坏A(53～62)　口径10.7～12.3cm、器高3.2～3.7cm。口縁部をヨコナデし、底部をヘラ切り技法で整え一部ナデ調整する坏である。わずかに違いがあるものの大きさ、成形技法ともそろった一括資料で、国庁編年第2段階のSK05様式に比定できる。

土師器坏B(63・64)　口径15・18.6cm、器高6.1・6.4cm。やや深めの坏Aに高台を付けたもの。口縁部をヨコナデし、外側に開く高台を貼り付ける。64の内面には焼成後に線刻が施される。

土師器皿(65・66)　口径14.9・17.1cm、底部を欠く皿。口縁部を内湾気味に外方へ開き、短くおさめる。底部はヘラ切り技法後一部ナデ調整する。66は皿Bの可能性もある。

土師器甕(67)　口径27.7cm。外傾する口縁部と卵形の胴部から成る。口縁部はヨコナデし、胴部内面ヘラケズリする。

墨書土器(57・68・69)　いずれも土師器坏に墨書されたもので、57が口縁部外面に、68が底部外面に、69が底部内面に記載される。57は「し」、69は「古」。68は則天文字の可能性も考えられる。

註

1　佐藤興治・宮沢智士　『伯耆国分寺跡発掘調査報告書Ⅰ』　倉吉市教育委員会　昭和46年

2　真田廣幸　「奈良時代の伯耆国に見られる軒瓦の様相」『考古学雑誌第66巻第2号』　昭和55年
『大寺廃寺発掘調査報告書』　鳥取県教育委員会　昭和42年

3　『伯耆国庁跡発掘調査概報（第5・6次）』　倉吉市教育委員会　昭和53年

表１引用文献

1　倉吉市教育委員会　『伯耆国分尼寺発掘調査概報』　昭和47年
2　京都府埋蔵文化財調査研究センター　『平安京右京一条三坊九・十町』（京埋セ現地説明会資料№99-07）　平成11年
3　羽曳野市遺跡調査会　『高鷲中之島遺跡調査報告書』　平成６年
4　盛岡市教育委員会　『太田八丁遺跡－昭和54年度発掘調査概報』　昭和55年
　盛岡市教育委員会　『志波城跡－昭和58年度発掘調査概報』　昭和59年
5　古川市教育委員会　『名生館官衙遺跡Ⅶ』　昭和62年
6　築館町教育委員会　『伊治城跡－平成4年度発掘調査報告書』　平成5年
7　福島県教育委員会　『関和久遺跡』　昭和60年
8　八幡町教育委員会　『八森遺跡－第８・９・10次発掘調査報告』　昭和62年
9　米沢市教育委員会　『大浦－大浦Ｂ遺跡発掘調査報告書』　平成５年
10　市原市街路課・市原市文化財センター　『－千葉県市原市－潤井戸西山遺跡』　昭和61年
11　市立市川考古博物館　『下総国分寺－いま見つめなおす下総の天平文化』　平成７年
12　群馬県教育委員会　『十三宝塚遺跡発掘調査概報Ⅱ』　昭和51年
13　七尾市教育委員会　『史跡能登国分寺跡－第９次・展示館建設地発掘調査報告書』　平成３年
14　泉　雄二　「伊賀国」（日本考古学協会三重県実行委員会『国府－機内・七道の様相Ⅰ』）平成８年
15　明和町教育委員会　『史跡斎宮跡－斎宮小学校内発掘調査報告－』　昭和60年
16　久留米市教育委員会　「筑後国庁跡－昭和54年発掘調査概報」　昭和55年
17　矢野和昭　「福岡県新吉富村・大ノ瀬下大坪遺跡－推定豊前国上毛郡衙政庁跡－」
　（古代学協会『古代文化』第50巻第５号）　平成10年
18　都城市教育委員会　『大島畠田遺跡の発掘調査について』（資料）　平成11年

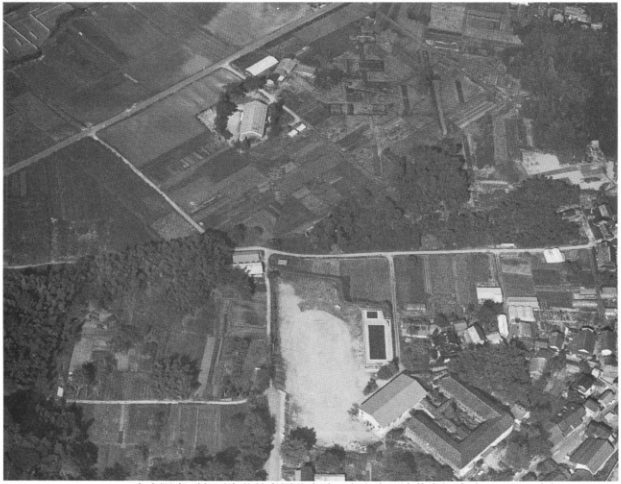

空中写真（左下半分伯耆国分寺跡、右上半分法華寺畑遺跡　昭和48年）（南から）

空中写真（中央部分造成中の法華寺畑遺跡、右下伯耆国庁跡　平成8年）（西から）

図版2

法華寺畑遺跡全景（平成12年）（北側の四王寺山中腹から）

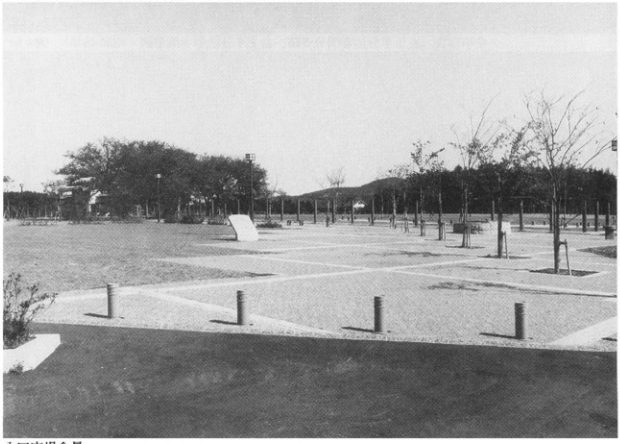

入口広場全景

入口広場と四脚門（南西から）

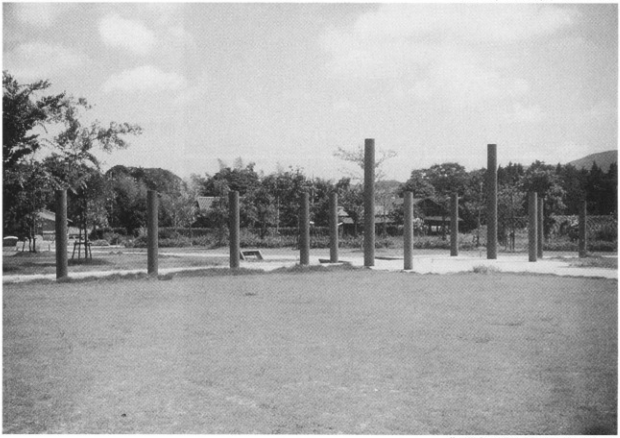

北門跡と北側広場（南西から）

図版 4

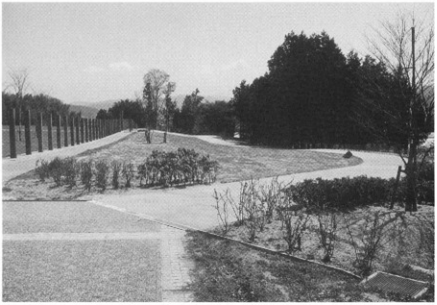

南側の状況（西から）

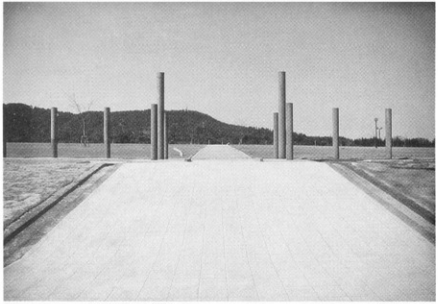

南門跡（南から）

東門跡（西から）

法華寺畑遺跡中心部
（遠景の山は四王寺山）

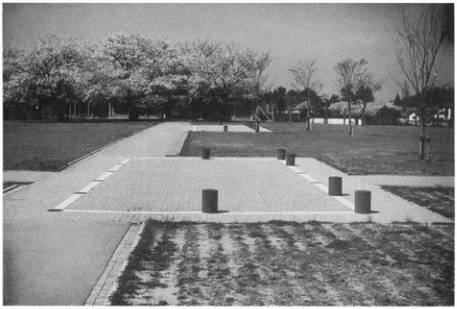

掘立柱建物ＳＢ05
（東から）

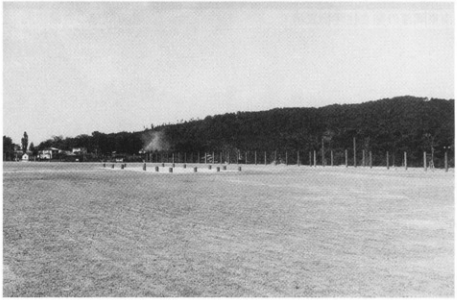

北限の柵列跡表示
掘立柱建物ＳＢ07
（南西から）

図版6

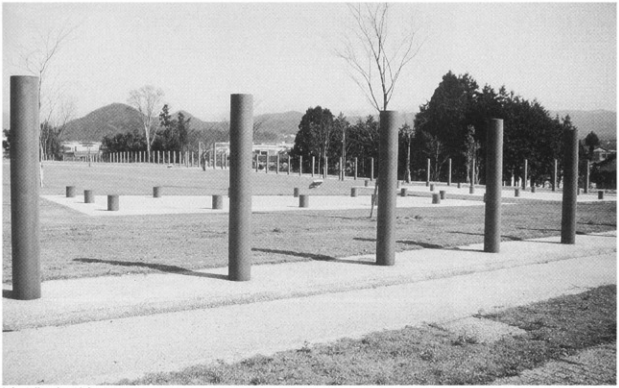

区画溝・柵列表示

南東隅部の掘立柱建物表示

北東隅部の整備状況

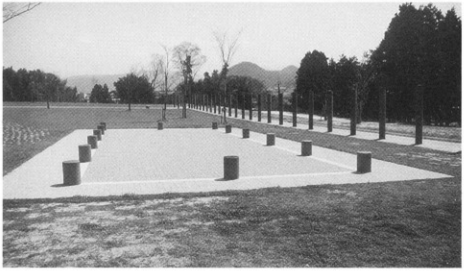

掘立柱建物ＳＢ09

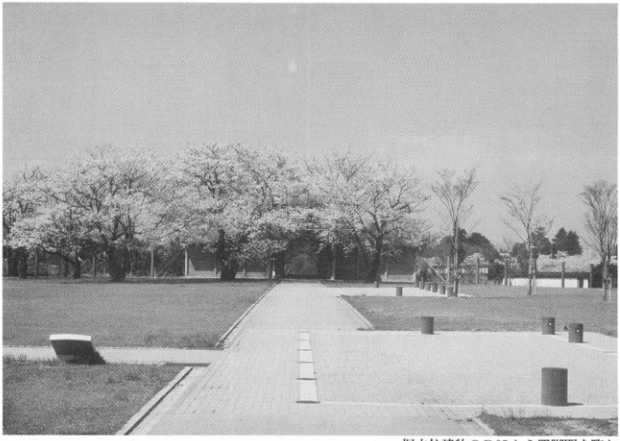

掘立柱建物ＳＢ05から四脚門を臨む

四脚門の夜景

図版 8

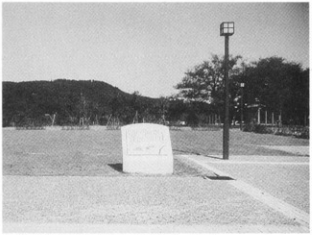

遺跡説明サインと入口広場ポール灯

遺構説明サイン

制札板

車止め

ベンチ

分電盤の設置状況

イベント用コンセント盤
設置状況

水飲み施設

西門前広場の状況

屋外展示模型の設置状況

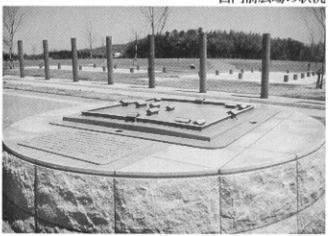

屋外展示模型

史跡伯耆国府跡案内板設置状況
（倉吉ライオンズクラブ寄贈）

史跡伯耆国府跡案内板
（倉吉ライオンズクラブ寄贈）

図版10

造成工事（盛土厚測定）

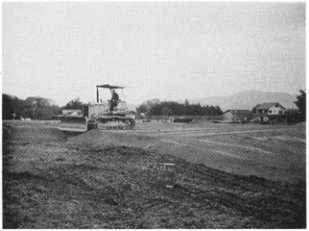

造成工事（盛土敷均状況）

造成工事（盛土転圧状況）

植栽工事（敷芝作業状況）

植栽工事（高木植付け作業状況）

排水工事（透水管布設状況）

排水工事（配水管布設状況）

排水工事（県道側溝に接する集水桝設置状況）

史跡南東隅に設置した土留めウォール

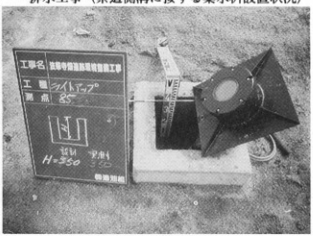

電気設備工事（柵列ライトアップ施設）

電気設備工事（柵列ライトアップ施設）

園路工事（舗装工事状況）

図版12

区画溝等舗装工事状況

園路工事（自然石排水溝工事状況）

柵列掘立柱基礎設置状況

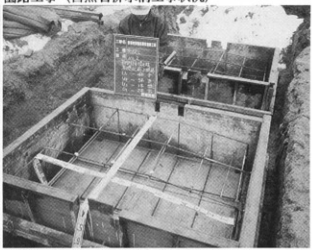

柵列掘立柱基礎設置状況（復元可能部分）

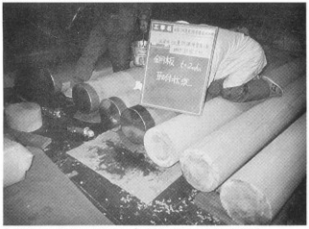

柵列掘立柱加工状況（天端銅板取付け状況）

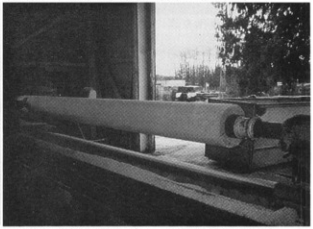

柵列掘立柱加工状況（ローリング加工の状況）

掘立柱設置状況（北門跡）

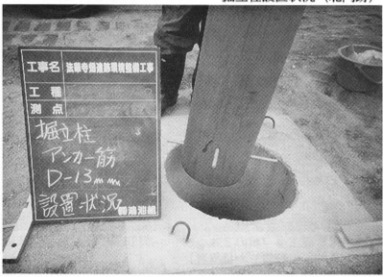

柵列掘立柱設置状況

柵列掘立柱設置状況（復元可能部分）

入口広場洗い出しブロック舗装状況

図版14

建物表示施設工事（掘立柱設置状況）

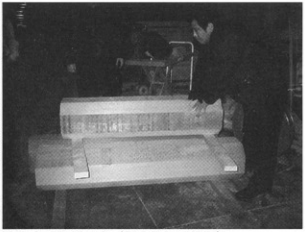

建物表示施設工事（掘立柱加工状況）

建物表示施設工事（奥の２本、
フットライトを設置した掘立柱）

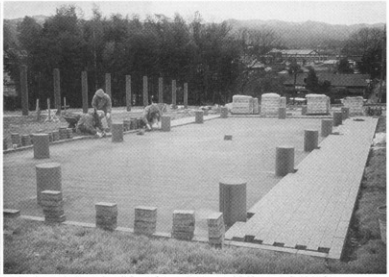

建物表示施設工事（洗い出しブロック舗装の工事状況）

屋外展示模型設置台工事状況

橋の設置工事状況

四脚門復元工事（木工事原寸型取り検査状況）

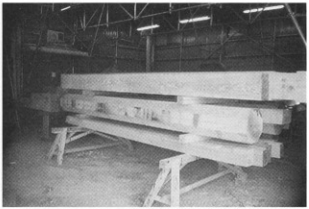
四脚門復元工事（造作材料）

四脚門復元工事（槍鉋仕上げ作業状況）

四脚門復元工事（基礎工事の状況）

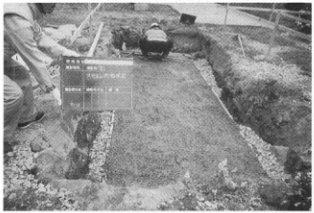
四脚門復元工事（基礎工事の状況）

四脚門復元工事（基礎工事の状況）

四脚門復元工事（柱足元取付けの状況）

四脚門復元工事（建方着手の状況）

図版16

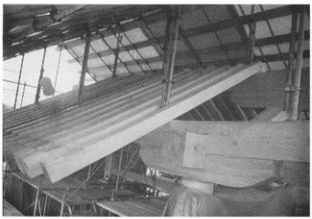

四脚門復元工事（垂木取付状況）

四脚門復元工事（銅板葺き作業状況）

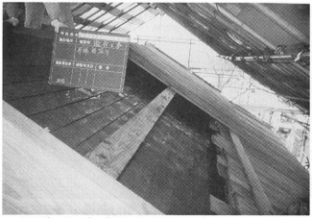

四脚門復元工事（屋根板張り状況）

四脚門復元工事（屋根材料加工作業状況）

四脚門復元工事（屋根押木取付状況）

四脚門復元工事（壁銅縁組み）

四脚門復元工事（壁、砂漆喰塗り作業状況）

四脚門復元工事（扉加工状況）

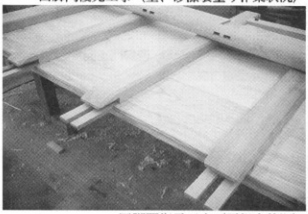
四脚門復元工事（扉組立状況）

四脚門復元工事（扉取付作業状況）

四脚門復元工事（軒内舗装工事状況）

四脚門復元工事（板塀工事状況）

四脚門復元工事（板壁設置状況）

四脚門復元工事（板塀、狭間石設置状況）

図版18

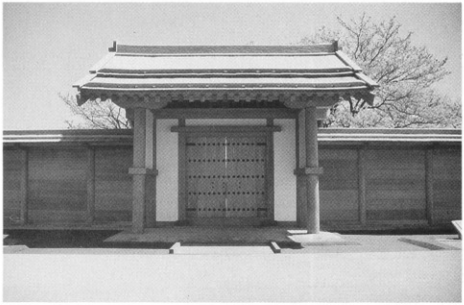

四脚門正面

四脚門（北西から）

四脚門裏面

四脚門（北西から）

四脚門（南西から）

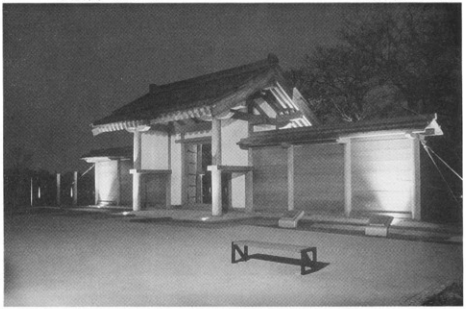

四脚門夜景

四脚門控柱の加工状況

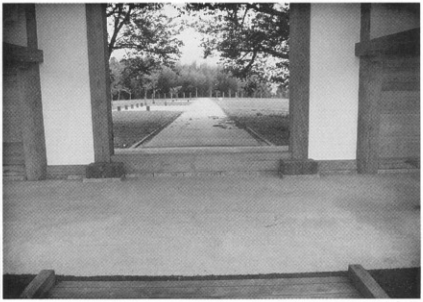

四脚門下方部分

図版20

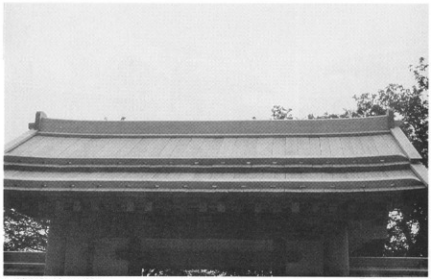

四脚門屋根の状況

四脚門鬼板

四脚門妻組の状況

四脚門垂木の状況

四脚門棟木と舟肘木等の状況

四脚門控柱上部の構造

板塀の状況

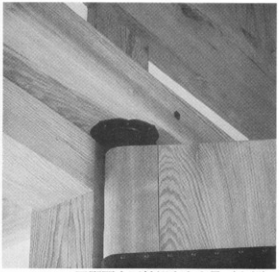
四脚門上下軸摺座金金具（上部）

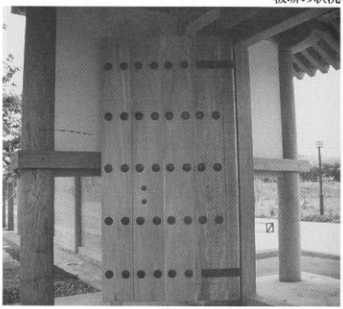
四脚門扉の状況

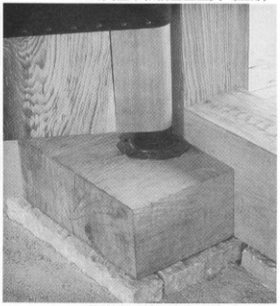
四脚門上下軸摺座金金具（足元）

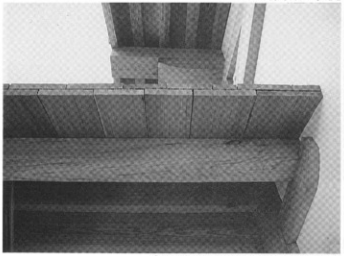
板塀と四脚門との取り合い関係

板塀軒裏の状況

図版22

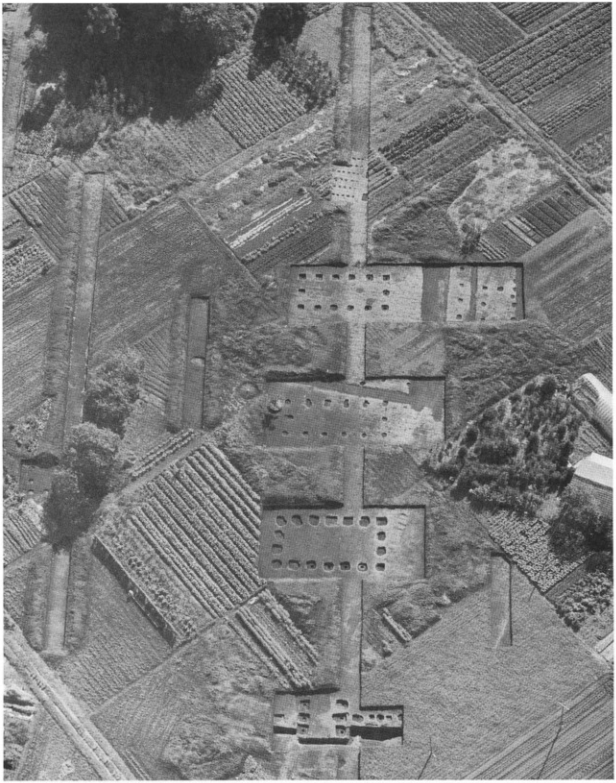

空中写真（第２次調査）（北から）

SB05（第2次調査）（南から）

SB011（第2次調査）（南から）

SB06（第2次調査）（南から）

SB02・014（第2次調査）（北から）

SB07（第2次調査）（南から）

SD01・SA01（第2次調査）（北から）

210.2
Kur
(106)
図書館

図版24

北門（第2次調査）（東から）

SB09・010（第4次調査）（西から）

南門（第1次調査）（西から）

SB015（第4次調査）（南から）

東門（第1次調査）（西から）

西門（第5次調査）（北から）

報告書抄録

書名	史跡伯耆国府跡　法華寺畑遺跡環境整備事業報告書
副書名	—
巻次	—
シリーズ名	倉吉市文化財調査報告書
シリーズ番号	第106集
編著者名	長田 康幸 他
編集機関	倉吉市教育委員会
所在地	〒682-8611　鳥取県倉吉市東町722番地　TEL 0858-22-4419
発行年月日	西暦2001年3月30日

所収遺跡名	所在地	コード 市町村：遺跡記号	北緯	東経	期間	面積	調査原因
法華寺畑遺跡 ほっけじはたいせき	倉吉市国府字新田・堺屋寺・道地・竪谷等 くらよししこくふあざにった・さかいやでら・みちじ・たてやなど	31203：6封日L	35°25'54"	133°47'38"	整備期間 1995年度～2000年度	整備面積 40,000㎡	整備に伴う確認調査
					発掘調査 4次 19901008～19911122	調査面積　653㎡	
					5次 19971104～19980114	調査面積　223㎡	

所収遺跡名	種別	主な時代：主な遺構	主な遺物	特記事項
法華寺畑遺跡	官衙	奈良・平安：掘立柱建物 国門・北門・東門・西門 溝跡・幟列	土師器・須恵器・緑釉陶器・瓦類	西門（国門）と西門に取り付く幟列3間部を歴史的遺構物として復元。

史跡伯耆国府跡
法華寺畑遺跡環境整備報告書

平成13年3月30日　印刷
平成13年3月30日　発行

編集
発行　倉吉市教育委員会

印刷
製本　有限会社 矢積印刷